

經濟大綱—對歐經濟基本方針

- 地方電氣通信網の整備、電話(有線)の新設延長は約四萬軒である。
- 放送に關しては、放送局の新設と共に「ラジオ塔」約五十塔、共同聴取施設約二千箇所を設置する。
- 郵政、郵政管理局の設置、郵政局並に郵政辦事處の増設、移動郵便局の新設、鐵道、自動車、航空、水路、道路による各運送施設の改善、取扱業務の擴張等を実施する。郵政局處の増設は約三百である。
- 航空、國營飛行場の増設整備等航空基礎施設を強化し併せて常時の頻繁なる航空往來を可能ならしめるため一般航空路の緊急整備、航空従業員の養成を圖り特に地方飛行場の整備擴充に關し之を急速に實現する如く措置する。
- 都市防水及河川回收、北邊地方諸都市の水災対策確立及水路並に航運の整備に重きを置き海拉爾その他主要都市における防水対策、築堤、排水溝の設置、松花江航路開拓、穆稜河の氾濫防止、船員養成等を實施す。經費は約一千三百萬圓である。
- 電氣及び給水の整備並に都市計畫
- 電氣、北邊文化施設の増大を考慮し電氣供給設備の新設、擴大及び改善を圖る。

新設發電所三十箇所、經費約一億圓である。

二、給水、都邑給水各種施設の充實を圖り特に地下水の供給施設充實、經費は約九百萬圓である。

三、都邑内に於ける公共施設を完備し街路の整備を行ふ。經費は約五百萬圓である。

第三 開拓

一、北邊振興一般方針に準據し日本開拓民並に北邊振興に適應せる優良なる鮮人開拓民及び原住民は國境接境地帯に於ても定着せしめる。特に從來の無住地帯に對しては開拓青年義勇隊及び一般優良開拓民の積極的入植を圖り以て北邊の強化に努めしめる。農地造成は二十三萬陌、土地改良費は約二千二百五十萬圓である。

第四 勞力の確保

一、北邊振興に必要な勞力の供給を合理的に調整すると共に勞働者の争奪防止、賃金の規正、勞働衣食の供給、勞働者の保等有に付遺憾なく以て勞働力を確保し建設事業の圓滑なる遂行を圖る。勞働者合同宿舍の設置にも力を致す豫定で本年度はその着手として差當り百萬圓を計費して居る。

第五 物資の調集及び集積

一、農畜水産等の生産物に關しては現地生産を目標とし積極的増産方策を樹立すると共に極力之が助長を圖る。農畜に關しては新規開墾面積を三十七萬陌とし單位生産量増進のためには試験研究機關の整備擴充、適作の選定、適種の育成、優良種子の増殖普及、病虫害の豫防驅除、栽培法の改善等を圖り、農業經營の合理化を圖ると共に農事合作社の増新設を行ひ以て蕎麥、干草、粟(粟科)、大麥、小麥(小麥粉)、水稻(稻穀)、蔬菜其の他日常食料品等の増産を行ふ。

畜産に關しては農畜の増進と相俟つて牛、豚、鶏等の積極的増産を圖り、防疫防止に力を致すと共に種牛牧場の増設、基礎牲畜の維持涵養及び有種牲畜の整備擴充、優良仔畜の買上、牧野の設定及び改良利用、農事合作社による生産物の共同處理等を実施す。牛、豚、鶏の増殖は約八百萬頭である。

水産に關しては漁業に對する補助金の交付、漁場の開拓増加、増殖場の設置、放流養殖の實施と共に水産實行合作社を新設又は擴充し生産資金の融通、生産資材配給の圓滑化、共同施設の整備利用、水産加工品の増産を圖る。水産の増殖は約二萬五千頭である。

二、物資の集荷、配給機關の統制整備、保

經濟大綱—對歐經濟基本方針

- 有施設の整備、建設資材の取得配分に關しては北邊振興の根本方針に従ひ特に遺憾なきを期し、中央地方整備委員會の設置、各種配給擔當組合の整備増設、物價取締機關の擴充強化を圖ると共に物資の保管貯蔵に付ては第一種又は第二種保稅倉庫若しくは第一種保稅貨場等を設置する。新設保稅倉庫は先づ牡丹江、佳木斯の二箇所である。
 - 建設資材は優先的に北邊に配給する。又民間業を潤すため資材は出来るだけ現地で手に入る様にする爲手工業、修理工業、セメント工業、煉瓦製造工業、農畜水産加工業、石炭鑛業、製炭業等の地方産業の振興を圖る。
 - 防空諸施設の徹底化
 - 保健防疫
 - 協和會其他諸機關の一體的结合
 - 福祉施設擴充
 - 滿獨貿易協定の改訂
- 滿獨貿易協定は康徳五年九月新京に於て兩國全權により調印され、兩國從來の協定貿易額の外追加購入として相互に一箇年六千三百萬圓の輸入を行ふことになり、滿洲國側の輸入に先行する、場合に於ては右金額に到達する迄滿洲國側は右所要マルク資金の借入を爲す事になつてゐるが、右に基く初年度借入金は康徳六年五月三十一日で期限到達したので、六月一日に始る次年度年度に於ても前年度と同様の趣旨から對獨借入れをなすべく、滿獨貿易協定改訂(借入金に關する)は同年五月三十一日新京に於て兼外務局長官と滿洲國駐在ワグナー獨逸公使との間に調印が行はれた。取極左の如し。

滿洲國及獨逸國間の貿易及支拂に關する協定第十一條(左の諸點に關し合意せり。

一、滿洲國に輸入せられたる獨逸國生産品に對する支拂が第一條乃至第三條の規定に依りて特別協定に擬込まれたるライヒスマルクの額を超過する場合には獨逸國政府は康徳六年六月一日より康徳七年五月三十一日迄の期間に於て第二條に掲げられたる額行が獨逸國の額行より四千五百萬圓ライヒスマルク迄の借入を爲し得る如く措置を講ずるものとす但し上述額行の上記借入金の總額は康徳六年六月一日より康徳七年五月三十一日迄の期間に於て四千五百萬圓ライヒスマルクを越えざるものとす。

二、獨逸國に輸入せられたる滿洲國生産品に對する支拂が第一條乃至第三條の規定に依り定めらるる、額を

超過する場合には該超過支拂の金額はライヒスマルクを以て支拂はれ第二條に掲げられたる額行の特別協定滿洲國に擬込まれるものとす但し右超過支拂の金額は康徳六年六月一日より康徳七年五月三十一日迄の期間に於て四千五百萬圓ライヒスマルクを越えざるものとす。

三、前記第一條の規定に依り第二條に掲げられたる額行の借入れたる借入金は第二條及第三條の規定に依り第二條の規定に基き特別協定に擬込まれたるライヒスマルクを以て返還せらるることを得。

四、特別協定滿洲國への振込は前年度に計上せらるべき滿洲國商品の獨逸國への總額の輸入が完全に行はれ且該年度の借入金が第一條の規定に基き行はれたるときは第一條乃至第三條に基き滿洲國商品の獨逸國への輸入がまだ完全に行はれざるときと雖も第二條の意味に於て二千五百萬圓ライヒスマルクの限度迄第二條及第三條の規定に依り定められたる支拂と對して當該年度輸入の支拂として之を行ひ得るものとす。(以下略)

戰時物價安定策

滿洲國政府では民生振興、經濟發展に備へるため國內物價の調整、低物價政策の徹底に努め、康徳五年、經濟部、治安部、産業部等により臨時措置としての「暴利取締に關する件」の公布を以て、暴利取締法、棉花統制法、原棉織製品統制法、米穀管理法、棉花統制法、原棉織製品統制法、毛皮皮革類統制法等各種個別統制法により、基本的諸物價の統制、公定價格制定に努め

て来たが、物價對策の根本方針は現下の時局に對慮國防上の諸要請を充足すると共に、國內における積極的建設國策並びに國民生活安定策の遂行に即應するため、斷乎臨固たる物價政策を樹立し滿洲の物價を戰時物價として適正なる價格に安定せしめるため、康徳六年七月十日企業委員會官制に基き政策別委員會たる物價物價委員會を物價委員會と物價委員會に別け、物價委員會をして、一般消費物價（即ち生活必需品、家賃、労働賃金等に重點主義を以て強力なる統制方策を實施することになつた。第一回物價委員會は同年七月十一日、官民首腦者代表者を網羅して開會、物價對策に就き自由討論を行ひ、讀いて七月二十九日第二回委員會を開會、物價統制要領を決定、分科會（企業委員會の項参照）を設け諸々具體化を進めてゐる、物價統制の要領は左の如くである。

第一 統制物價の目標

- 一、國內物價の價格は日滿物價の現状考慮の上勢ありて、地位に安定せしむるものとす。
- 二、日本よりの輸入品價格に關しては日滿間に均衡を得せしむるものとす。
- 三、輸出品の價格は海外市場價格を考慮し國內物價との間の均衡については適當に考慮を加ふるものとす。
- 四、不足、不要品および代用可能品の價格については需要調節の目的に合せしむるものとす。

第二 物價の統制方法

- 一、物價統制の實行方針は先づ一般的に將來の物價高騰を抑制することに重點をおき、併せて現在物價の是正を行ふこととし、取敢へず左の方針を考慮、強力なる統制を實施するものとす。
- （一）國民の主食品たる糧穀の價格安定のため、これが確保および配給機構を整備すること、又は小賣品の價格安定のため統制機構を更に強化整備すること。
- （二）日本より輸入する生活必需品に關し輸入必要數量の確保並びに輸入價格の適正を期するため、日滿兩政府に對して必要なる措置を講ずること。
- （三）生活必需品の配給機構に關し、これが整備合理化を期すること。
- （四）住居の維持並びに家賃の監視抑制のため、強力なる措置を實施すること。
- （五）労働賃金の統制を全體的に實施すること。
- （六）公定價格制度を擴張強化すること。
- （七）國內における需要調節のため官廳特許賣社の出力の合理化を期し必要なる對策を實施すること。
- （八）一般生産原料の配給に關し、これを官廳の統制、配給機構その他特許賣社の合理的引下げ、特殊事業利の統制等につき考慮すること。
- 二、前項の物價統制實行のため中央及び地方における物價統制機構を整備し、特に地方に於いては地方の特性に應ずる物價政策を制定すること。
- 三、官民間の配分及び價格の調整については物價委員會及び企業委員會に對し、必要なる措置を講ずることとし、必要なるものに對し、必要なるものとす。

經濟產業の一年

米穀管理法並に滿洲糧穀會社法公布 滿洲國政府では國內米穀の生産を確保しその供給を調節し價格を適正ならしむる目的をもつて、米穀管理法並に滿洲糧穀會社法を考究し、康徳五年十月二十四日國務院會議に上掲、同十一月二日公布した。その骨子は、米穀管理法にあつては原則として、水田造成を行政官署の許可事項とし、米穀の買入れ及輸出入は凡て滿洲糧穀會社に限り行はしめ、又同會社をして營業につき行政官署の許可を得たる米穀販賣業者に限り米穀の賣却を爲さしむるものであつて、糧穀會社の米穀賣却價格は買入價格と同標準米部大臣の認可を必要とし、この下に市、縣、旗を標準とする一定地域の米穀販賣業者により米穀配給組合を設立せしめ、米穀の小賣價格及組合員に對する配給數量等の決定をなさしむる。以上の如く米穀の生産、配給、價格の全面的統制法で、康徳六年六月一日より實施された。

滿洲糧穀會社

は資本を一千萬圓（政府半額出資）で康徳五年十二月二十一日新京に創立され、以上の管理法に基き、米穀の買入、賣却、輸出及輸入並に精白、飼料原料（包米、高粱、其他）の買入、賣却及輸出並に乾燥等を業務とするが、前日本農林次官小平權一氏を理事長に迎へ、諸々營業網を擴張、米穀管理法の強化に努めてゐる。

支那開發株式會社設立

北支那産業開發のためには之を統制する機關が必要であるとして、昭和十三年三月法案成り、日本議會の協賛を得て、大谷尊由氏を總裁に、十一月七日、日本工業俱樂部に於て創立總會を開會した。本店は東京に置かれ資本金は三億五千萬圓、半額は日本政府出資である。會社は直接業務を行はず、主なる事業に投資又は融資をなしその經營の綜合調整をなすもので、交通、運輸、港灣、通信、發達債、積蓄、製鹽等である。

既にこの事業中、華北電信電話は十三年八月に生れ、北支那交通會社は華北交通と銘打つて昭和十四年四月十七日、資本金三億圓で北支開發、中華民國臨時政府、滿鐵の共同出資にて設立され、本社を北京に置き、滿鐵北支事務局で行つてゐた鐵道與其他北支における鐵道、自動車、内國水運と附帶事業を經營してゐる。その他華北鹽業

會社（北京）も昭和十四年八月創立され、

世界に跨る長距離の積極的開發に乘出し、鐵、石炭、電業、棉花、輕金屬工業についても與中公司その他の事業を繼承し、或は新規事業のために子會社が續々計畫されてゐる。なほ北支開發會社總裁は昭和十四年八月大谷氏急逝のため前職相賀屋與宣氏が就任した。

中支那振興株式會社誕生

維新政府治下の破綻された、或は停頓した經濟機構に復興の支援をなし、資源開發、産業促進のため設立された資本金一億圓の國策會社である。昭和十三年十一月七日設立、總裁兒玉謙介氏、上海に本店を有し持株會社として、直接經營に當る子會社を作るが、同會社の投資又は融資する子會社の事業は、交通、運輸、通信、電氣、瓦斯及び水道、積蓄、水産等の事業で既に華中鐵道（資本金五千萬圓）を始め各子會社の誕生を見てゐるが、昭和十四年六月十五日には淮南炭礦株式會社が一千五百萬圓の資本金で生れ、また八月には華中鹽業會社が上海に資本金一千萬圓で成立、中支に於ても著々と經濟建設が進捗してゐる。

華興商業銀行創立

中支通貨政策については興亞院華中連絡部をはじめ現地各機關、維新政府當局で慎重検討しつゝあつた

が昭和十四年五月一日に至つて遂に華興商

業銀行が上海に創立を見た。創立に際する興亞院の聲明を見ると「中支方面の金融は事變後著しく梗塞して居り、之が打開疏通を圖ることは民衆經濟生活の復興安定上極めて緊要とするところであり、之が對策を講ずる必要があるから維新政府に於て各段の事情を考慮し新金融機關を設立することになつた」とあり、資本金は五千萬圓全部拂込で、出資者は差當り維新政府及び日本側銀行、但し中華民國側並に第三國側の好意的參加は之を歡迎し、貿易通商關係に重點を置き、華興商業銀行券なる強制通行力ある貿易通貨を發行、既に發行額三百萬元を突破してゐるが、舊法幣の下落既知れないう折柄、その信用は著々と増大し、單に貿易通貨より全面的通貨へとその地位を發展せしめてゐる。

滿洲國の豫算

康徳六年度總豫算案並に特別會計豫算案は同五年十二月十五日主計處の査定を終へ、國務院會議、參議院會議など所定の手續きあつて同二十三日公布された。豫算編成方針は前年度と同國防施設の急速なる整備充實を圖り、生産力の飛躍的増大を圖り、資源の開發、重要物資の配給統制の確立等を中心がおかれた。一般會計總豫算は四億三百萬圓にして前年度に

經濟大綱—經濟産業の一年

比較し九千八百八十二萬圓、三二%の著増を告げ、特別會計は二十二特別會計總計出十二億八千八百萬圓、歳入十三億五千三百萬圓と前年に比し約一八%の膨脹振りを示した。

滿洲煙草製造會社設立 國內に於ける煙草の自給自足を圖るため政府では、奉天、錦州、安東各省煙草業者による煙草製造の統制會社を設立することになり、康徳五年十一月二十五日設立要綱を決定、資本金一千萬圓(四分の一拂込)にて上記各省農事合作社と政府の折半出資により同年十二月十五日創立、本社を奉天に置いた。

労働統制法 労働力の有効なる使用を圖るため労働資源を涵養確保し、労働者を保護し労働力の需給を調整するを目的とする労働統制法は、康徳五年十一月二十一日に國務院會議を通過、二十九日參議府の諮詢を経て十二月一日公布された。この法に依り労働者を使用又は供給する事業者は民生部大臣の認可を必要とし、民生部大臣の認可により労働の對價又は條件に關し統制協定の締結、労働者の使用者は雇入をなすことに定められ、労働市場の管理は滿洲勞工協會の一手扱となり、外國労働者の入國、輸入等に對しても嚴重なる統制が勞工協會を通じて行はれることになつた。なほ

労働統制法は六年二月二十日より施行された。

日滿支那經濟會議 日滿を樞軸とする新東洋の建設、東亞協同經濟體の確立に資せんがため、日滿支那の各國代表者を一堂に集めての經濟會議は康徳五年十一月十二日の東京大會を皮切りに大阪、門司、各所において開催、經濟産業の各般に亘る隔意なき意見を交換、次いで十二月三日この移動經濟會議の終末を飾つての新京經濟會は日本側岩崎代表北支副代表、中支副代表、蒙滿側金代表等四十名の渡滿を迎へて、滿洲國側より國務總理、星野國務長官を始め滿洲國側の主催者たる丁商工公會長、富田副國務長並に政府首腦部、特殊代表二百名餘り參集、流石の國務院講堂も滿員と化して盛大に開催された。會議は僅に一日ではあつたが、日本に於ける各地大會の討論を結末づけ、更に新東洋建設における滿洲國の重要性を確然と把握せしめ、日滿支那の持つ役割の獨自性を充分發揮せしめることが申合せられた。

日滿移民開拓會議 滿洲における開拓政策は支那事變の勃發と共にその意義の重大性は飛躍的に増大した。開拓政策は根本的に再檢討されねばならない。東亞新秩序建設のためには優秀なる素質を有する日本

人開拓民の滿洲大量入植が必須であるとして、その基本要綱を決定する準備の爲に滿洲國政府では開拓政策に關する現地側基本要綱を作成、日本政府當局並に各權威者を招致して、日滿移民(開拓)懇談會を康徳六年一月七日新京日滿軍人會館に於て開催、「開拓民問題を本格的國策として日滿兩國に於て取扱ふ、而してその根本理念として滿洲に於ける開拓政策は原則として日本における開拓政策の一環として東亞協同體實現のための道義的新大陸政策の見地より東亞の安定を確立することを目的とし、民族協和の達成、國民組織の強化並に産業の促進を主旨とし豫めて人口問題、農村問題の解決に資し以て日滿不可分關係の強化、建國精神の顯現を期するものとす」の滿洲現地側の基本的方針の聲明あり、その他これを基礎とせる要領の發表あり、種々検討が行はれたが、この結果により日本側は日本側により現地側は現地側として慎重な研究が進められることになつた。

日滿開拓政策獨立準備委員會 現地案を中心として日滿各側慎重に研究された日滿開拓國策は同年六月三十日東京首相官邸に於ける日滿開拓政策準備委員會總會に於て大綱の内定を見、七月四日の東京に於ける日滿開拓懇談會に於て更に強調さ

れ、日本側は内閣の臨時開拓審議會で、滿洲側は國務院會議によりそれ、決定最後的確定を俟つて日滿政府より發表される管のところ、同年八月の日本平沼内閣の辭職により、後國內閣に持越され發表を見てないが、その基本的方針並に大綱については不動なものとして滿洲國政府では種々各種工作を進めてゐる。

滿洲保安工業會社創立 滿洲國內における化學肥料工業の確立を圖り對日供給を確保するため政府では特殊會社滿洲保安工業會社を設立することに決し、康徳五年十二月二十六日同會社法を公布したが越えて六月二十九日同會社では創立總會を開催した。同社は資本金五千萬圓、第一回拂込一千二百五十萬圓であるが目下瀋陽島に工場建設中である。なほ理事長には前經濟部次長西村淳一郎氏が就任した。

滿洲取引所改組 滿洲國內に於ける唯一の證券取引所たる奉天の滿洲取引所は政府の健全なる證券市場の發達育成方針に基き、康徳六年二月二十五日改組總會を開き、株式會社滿洲證券取引所と變更、資本金三百萬圓となつた。

滿洲生活必需品配給會社設立 滿洲に於ける生活必需品の配給を圓滑ならしむると共に價格の適正を期するため、政府では康

徳五年夏より生活必需品配給會社設立を計費、六月一日二十三日設立要綱を國務院會議に上提、滿洲消費組合、滿洲國官吏消費組合を母體として同年三月二十三日創立總會を開催された。資本金は一千萬圓で半額拂込であり、出資關係は滿洲國政府四百萬圓、滿洲國官吏消費組合二百萬圓、滿洲國職員消費組合二百萬圓、滿洲國衛生計所二百萬圓である。會社の目的は日本の對滿輸出組合と提携し、輸入ルートを單純化し商品組合の輸入價格の引下げをなし、國內配給機構の組織化により一般消費階級に商品の安價なる配給を圖らんとするにあるが、創業第一年は北邊振興計畫の線に沿つて、生活必需品の邊境への配給の圓滑を期し、さらに全滿各地配給網の確立につとめてゐる。

滿洲特殊製紙會社創立 政府では反古紙の再生による特殊用紙資源の確立を圖るため特殊會社、滿洲特殊製紙會社を康徳六年三月一日設立した。資本金は五十萬圓(全株拂込)であるが、政府持株は半額を占め、滿洲四國、其他製紙會社一割となつてゐる。政府の特殊民間技術獎勵と廢物資源更生方針の現れとして注目されてゐる。

物資調査科新設 政府では日滿を通する物動計畫の正確なる立案、圓滑なる發行を

圖る一助として産業部官房に康徳六年三月九日を開し物資調査科を新設した。滿洲に於ける物動計畫立案の基礎材料の蒐集、對日資材發注統制の方面に活躍してゐる。

原棉製成品統制法施行 本法は原棉及縮製品の配給を圓滑にして將を適正ならしむると共に國內産業の健全なる發達を圖るを目的として制定されたもので、康徳六年三月二十五日公布實施を見たが、これにより滿洲では康徳四年に實施を見た棉花統制法と相俟つて棉花より縮製品に亘る棉業部門が一貫して國家の統制下に入つたわけだ、縮製品を多數使用するこの國の民衆には極めて好影響を與へるものである。原棉の輸入は全部この位により産業部大臣の許可を要することになつたが、關東州との間は一貫して統制下にあるためその必要ない。

而してこの原棉製成品統制法の實際の運用はこの法の實施とともに改組擴大された滿洲棉業聯合會に委ねられ、この棉業聯合會は統制法第三條により原棉の買付を獨占し、更に縮製品の輸出入並に縮製品を生産業者より買付け得る唯一の存在となつた。なほ棉業聯合會は統制法の規定する元賣業者を通じて縮製品の消費者への配給を行ふが、この指定元賣人は次の如くである。伊藤忠、日本棉花、東洋棉花、加藤物産、

松本商店、田附商店、八木洋行、又一會社、丸水商店、江商、三菱商事、なほこれ等元買業者の元買最高價格も同年三月二十五日産業部報告で決定された。

滿洲改訂貿易協定批准書交換 康徳六年三月三十一日滿洲貿易協定の改訂に關する批准書は正式に兩國間に交換を終り、これにより五年九月十四日調印を見た改訂協定は正式に效力を發し、而も同年六月一日に遼り適用を受けることになり、益々滿洲貿易に拍車を掛けるに至つた。

軍需工業の確立 滿洲國では軍需工業の確立、業務運用の萬般を期するため康徳六年四月二十日勅令による軍需監察に關する件を制定したが、治安、産業兩部令による軍需監察委員を派遣すべき工場を同年六月五日次の如く指定した。

滿洲自動車製造會社設立 特殊會社滿洲自動車製造會社は滿洲國內に於ける自動車製造工業の確立を期して滿洲重工業開發會社の子會社として政府の監督下に、滿洲重工業の共同出資により、康徳六年五月五日法令公布、同日創立總會を開催した。

日滿實業協會第六回總會 臨時體制下に意義深い日滿實業協會第六回總會は康徳六年五月十八日から二日間新京滿鐵社員俱樂部に於て開催された。出席者は日本側伍堂會長、朝鮮大竹内務局長、並に北支、中支、南支、蒙領各代表、滿洲側、丁新京商工公會會長を始め各代表者、大陸經濟開發に一致協力を誓ひ、特に日滿物動計畫の重要性を強調、多大の成果を収めた。

康徳六年物動計畫完成 六年四月より六月迄並に四月より來年三月に至る一箇年の滿洲物動計畫は日滿間の協議の結果、五月二十五日物々委員會に於て最後の決定を見た。即ち對滿物資の供給量は總體に於て相當増加したが、滿洲國の要求より幾分少

少なので、滿洲國の計畫目標の遂行には些少不足を免れざるため資材の割當には、時局産業、基礎産業（鐵、石炭、電力その他非鐵金屬、交通、通信）に對する資材配給を潤澤にすると共に北邊振興計畫の遂行に對しても相當の資材を確保し、一方民需に對しても都市における住宅難の現狀に應じ建築資材を相當量削減したことは注目された。

國債法公布 滿洲國政府では建國以來、建國公債を始め巨額の國債（公債）を發行し來りその額も將來切換へらるべき借入金を含すれば五億圓を突破する實勢を示してゐる現狀に鑑み、國債に關する通則的法規を整備して國債の實體關係、手續關係を法的に明確ならしめ元々國債の普及を圖るため國債法及國債規則を制定、康徳六年五月二十日勅令第一一五號により公布、六月一日より實施を見た。なほ國債に關する事務は全部滿洲中央銀行が之を取扱ふことになつてゐる。

貿易統制品目に十品目追加 滿洲國政府では重要物資の需給又は價格を調節するため康徳四年十二月、貿易統制法を制定實施し、屢次更改效力を擴張して來たが、康徳六年五月更に從來の二十二品目の上に、大豆、落花生、花胡麻子、大豆油、落花生油、花

胡麻子油、落花生油、炸蠟糸並に炸蠟屑絲及炸蠟、ヘツシャン・クロース、麻等並に麻線及麻綱糸の十品目を追加、上記各品目に對しては輸出統制を施行した。これにより貿易統制法は輸出三十二品目、輸入五品目に擴大されることになつた。なほ統制法第四條第一項に定められてゐる「貿易統制法に基き配合に關する件」は同六年二月十五日經濟部令により公布實施を見た。

大東港建設計畫 東邊道の埋藏資源及び鴨綠江の電力資源の開發に伴ふ大東港建設計畫は康徳五年夏以來現地安東並に滿洲國政府中央部に於て具體的實施策の樹立を急いで居たが、康徳六年六月一日大東港建設局官制並に特別會計追加豫算を政府では公布、大東港建設の巨歩を踏み出した。同港は總經費一億一千四百六十萬圓を以て康徳六年度より八箇年繼續事業として年額二百萬圓の吞吐能力を有する汽港設備、四千噸船舶出入可能な航路建設、臨港工業地帯を中心とする五千萬平方メートルの都邑計畫並に一日二十萬噸給水能力を有する工業用水設備を行ふことになつてゐる。同港完成後は現在の無住地帯も一躍四十萬の人口を包容する東邊道開發の重要據點となる豫定。

滿洲國政府產業關係機構改正 産業部で

は礦物資源の確保開採、重工業部門を中心とする工業關係事務の調整を導くため、康徳六年八月一日従来の礦工司を分割し、工務司、礦山司を新設した。兩司の分科は左の如くである。

▲工務司—工政、工業、化學工業

▲礦山司—礦務、燃料(新設)感測(新設)礦産(新設)以上四科、なほ經濟部でも金融司に貯蓄科、商務司に物價科が新設された。

大豆專管制度制定 滿洲國政府では滿洲特産經濟の合理化、特産物の輸出振興を圖るため、特産物の大宗をなす大豆の統制を斷行する事になり、康徳六年八月三十一日、大豆專管制度實施に關する當局議を發表、同年十一月一日、新製出廻りとともに實施を見たが、統制要綱の一は左の如くである。

- 一、大豆の一手買入れ及び賣渡したる大豆專管公社を府の全額出資をもつて特許會社たる大豆專管公社を設立し政府と專賣一體の如く活動せしむ。
- 二、自社の大豆運賃方法は市場出廻りの大豆を目標とし運賃大豆は受託者において獨占的に買入れることとし既存の運賃、特産物等を免償國庫は運賃從價進り活動せしむ、尙右と諸運賃運賃を徴採し大豆の運賃運賃は原則として運賃に等し。
- 三、公社の大豆買入れ及び賣渡し價格は油糧原料の日本及び歐洲相場並びに農家の取得等を勘案して適當にこれを決定せしむ。
- 四、豆粕及び豆油についても必要に準ずる統制を行ふ。
- 五、水專管制度の實施と關連して大豆の利用加工を促進し大豆價格工業の母體たらしめ兼て大豆輸出振興の安全確保たらしむるため大豆化學工業會社を設立す。

政府は大豆專管公社による大豆買付價格につき、同年九月十一日左の如く決定、企

畫處より發表を見たが、各輸出品其他への賣渡價格は公表せず、情勢により伸縮性を持たすことになつてゐる。

大豆專管公社の各派保寄託者における新穀大豆混保一等品運賃込百斤當り買入價格左の如し。

- 一、十一月買入は大連七圓を基準として各別に修正にこれを定む。
- 二、十一月以降については金利、倉敷料等の關係を考へ、十一月買入の四割まで買上げる。
- 三、各等段間の積算及び買入格下げは十割とす、なほ右價格は買付手帳料、仲介料及び公社買付後の金利、倉敷料等を含む計算なるを以て従来の取引相場と比較する場合にはこれ等を計算して差引することとす。

以上の大綱並に買付價格の決定により、大豆專管公社の活躍は今後期待されるが、これがため三十數年來獨自の經濟認識を構成した滿洲特産經濟は大變革を餘蘊なく成し、取引所の解消は時日の問題と化し、糧糧其他の特異の經濟的存在も漸次應變を改めざるものと見られ、滿洲特産は大豆專管公社、滿洲大豆化學工業會社の創設並に在來油房を統制しての製油會社の出現(豫定)により、新しき發展の線を辿るものと見られる。

日滿農政研究會 日滿兩國に於ける農政政策の一體的調整發展を圖るとともに、日滿綜合國防力の増強を期し、滿洲開拓計畫に拍車をかけるべく日滿農政研究會は康徳六年九月七、八、九の三日間第一回總會を新京に於て開催した。會長には帝國農政局長

の酒井忠正伯、副會長には大藏公署男(日本側)小平權一氏(滿洲側)、元農林次官現滿洲糧食會社理事長)を推戴し、研究方針並に研究事項を決定、單に日滿のみならず北支をも含めて農政の基礎的研究を行ふことを中合せ、當面の諸問題についても種々協議をなしたが、今後は年一回東京或は新京に總會を開き研究の成果を審議、國策に反映せしむることになつた。なほ會運用を萬全ならしむるため東京、新京兩地に事務局が設置された。

滿洲國貿易の躍進 康徳六年七月の中の外國貿易總額は二億三千三百二十九萬九千圓、輸出六千三百八十八萬三千圓、輸入一億七千二百八十二萬六千圓、差引入超一億一千二百四十四萬三千圓で前年同期に比し、輸出四十二萬圓、輸入七千二百三十萬圓、とそれ〴〵増加を示してゐる。これを一月より七月末迄の累計に示すと、輸出五億五千六百八十萬八千圓、合計十四億八千四百四十三萬一千圓の巨額に上り、既に康徳三年度の全年總額十三億九千九百圓を遙に突破する景況を呈してゐる。これを前年同期に比較すると輸出は九千四百四十萬圓、輸入は二億六千七百七十萬圓とそれ〴〵増増を見せ、輸入の増大により貿易總額は昨年同月累計に比し三億六千三百萬圓約三割方の大躍進を告げた。七月末累計の第三國貿易は輸出一億一千七百萬圓、輸入一億二千四百萬圓で入超七百四十一萬圓であつた。



滿洲國の財政

國庫歲計

概況 滿洲國は建國以來七年の短期間において、財政的には二つの時期に明瞭に區分される。即ち一は國家體型整備時代の財政である、他は國力増進開發時代の財政である。

國家體型整備時代の財政とは、近代國家としての體型を整へるために國內治安を肅清し、政治産業等各部門に亘り國家の各機關を整備充實すると同時に、他方また財政の基礎を確立し、對外信用を確保するため努力した時代の財政をいひ、これがため同期間の財政方針は終始消極的健全主義を建前とした。

國力増進開發時代の財政とは、政府の各部門において産業開發、民力涵養のため積極的に建設計畫を樹立し、これに要する巨額の經費を支持し、またかかる要求に應じ得られる財政で、これに對する財政方針は

所謂合理的積極主義である。而して建國年度より康徳三年迄が前者に屬し、康徳四年度及び五年度六年度を通じて何れも合理的積極主義と云へる。

年度別概要 一、建國年度(大同元年三月より七月) 歳出のみ月別豫算を計上し財源は舊政權より仰留せる鹽稅及び吉黑運運署利益金九百萬圓のほかは滿洲中銀よりの借入金を以て充てた。同年十月に至つて滿洲國最初の大同元年度(大同元年七月より同二年六月) 歳計豫算を發表、即ち會計年度は從來の中華民國のそれを踏襲して七月より翌年七月迄とし、同年度決算は歳出總額一億二千九百六十三萬餘圓、歳入總額一億五千二百九十二萬餘圓、差引二千三百餘萬圓の歳計剩餘を示した。

二、大同二年度(大同二年七月より康徳元年六月) 歳出は前年に比し三千五百八十四萬圓に膨脹し、歳入また増加を來し、結局差引二千九百餘萬圓の歳入超過を來した。

而して同年度豫算より治外法權撤廢の準備を開始し、一方稅制整理も第一次關稅改正出產稅石稅の全國的統一を行つた。

三、康徳元年度(康徳元年七月より同二年六月) 歳出は前年に比し二千七百七十餘萬圓歳入また二千三百餘萬圓の膨脹を來したが、特に日滿共同防衛の見地より國防分擔金九百萬圓が計上されたこと、供給令の改正等留意すべく更に同年度内に第二次關稅改正が發表され、また新省制度、石油專賣制等が實施された。

四、康徳二年度(康徳二年七月より同年十二月) 會計年度の改正に應ずるための過渡的半箇年分である。同年度にまつては、新規事業は主として自然増收と既定經費による財源を以て行ふ方針の下に編成された。歳入總額九千九百八十三萬餘圓、歳入總額一億三千二百七十六萬餘圓、差引三千二百九十餘萬圓の歳入超過を示してゐる。なほ康徳二年十二月には滿洲國の新會計法の制定公布を見て歷年制となつた。

五、康徳三年度(康徳三年一月より同三年十二月、以下曆年制) 曆年制新會計年度による豫算が編成され、その方針は依然國防並に治安の維持に重點を置くほか、産業經濟の基礎を強固ならしめ、國際收支の圓滿を圖つて國幣の價值を安定せしむること

財政——滿洲國の財政

に留意し、次年度以降において治外法權の...

一般會計歳出入 (單位千円)

Table with columns for year (大正元年 to 大正六年), category (歳入, 歳出), and total (合計).

一般會計歳入内譯 (單位千円)

Table with columns for year (大正元年 to 大正六年), item (租税, 公債, etc.), and amount.

の向上、国内産業並に經濟の開發に對して...

八、康徳六年度 支那事變の擴大、國境...

特別會計歳出入 (單位千円) 特別會計歳入...

特別會計歳出入 (單位千円) 特別會計歳入...

各特別會計歳出入内譯 (單位千円)

Large table with columns for year (大正元年 to 大正六年), category (官廳, 官廳外, etc.), and amount.

財政——滿洲國の財政

財政—滿洲國の財政

歳入歳出豫算統計累年比較表 (單位千円)		歳入		歳出	
年度	類別	一般會計	特別會計	一般會計	特別會計
昭和六年	歳入	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
	歳出	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
昭和七年	歳入	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
	歳出	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
昭和八年	歳入	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000
	歳出	1,500,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000

注一、各年度豫算額は昭和五、六年度を除き追加豫算を含む。
 二、割合は同年度差引豫算計額比較を示すものにして大同二年を一〇〇とす。
 三、昭和二年は豫算は半年分なり。

國債現在高

會計類別	發行年月日	國債		發行價格	利率	償還期日	利拂期日	會計別
		內國債	外國債					
公債								
特別會計		10,000	0	100.00				國債
一般會計		10,000	0	100.00				國債
合計		20,000	0	100.00				國債

財政—滿洲國の財政

財政—滿洲國の租税

から實施し完全に統一を圖つてゐる。
なほ專賣總署による滿洲國阿片制度十箇
年計畫の概要は左の如くである。

- 第一期施設
一、阿片專賣總署の設置、二、原料阿片の收購、三、
阿片製膏の製造、四、阿片製膏の取替登錄(取替證
下附)五、製膏發生防止施設(製膏所)六、製膏の
治療施設、七、阿片供給施設、八、配給引の取締、
九、阿片吸食器具の製造、取引、分配に関する統制
第二期施設
一、製膏人の禁止(製膏機官署の第一歩として第
一期に指定せる製膏人を禁止し之を政府の事業と
す)二、製膏人の認可(製膏機官署を組織し製膏及
製膏機官署の調査を要す)三、製膏機官署の擴張整
備、四、第一期施設事項の整備充實
第三期施設
一、阿片煙灰の使用禁止、二、小賣人の禁止(阿片
の一切取引分配供給の全部を官營とする)三、第一
期及第二期施設の整備充實

而して阿片專賣制度の施行のため專賣法
施行以來地方官憲の協力を得て生阿片の生
産收購に關し努力してゐるが、特に罂粟の
栽培區域を指定し需要に應じ生産方面の統
制を行ひ、密栽培は極力これを取締つてゐ
る。尙從來の收買人に依る收買方法は將來
は農事合作社の利用による直接收買制を採
用し、收購の統制力を強化すると共に、現
在政府管下の規格阿片は康慶六年末迄には
煙膏に統一せられる筈である。

阿片零賣人(一九八八)
阿片吸食器具製造人(一一)

石油專賣 石油の國內製造及び資源開發
の保障助長、價格の公定、供給の適正を期
すべく石油の統制計畫、石油專賣制度を施
行する事になり、康慶元年十一月石油專賣
法が公布され翌年四月實施された。石油專
賣制度は(一)專賣品の種類の決定(二)製造
の制限、即ち許可制度(三)輸出入の制限、
即ち許可制度(四)販賣(五)配給配賣の統
制、即ち石油元卸賣卸入、石油卸賣人の指
定(六)價格公定等である。此の專賣制度は
建國の精神により各民族協和の大方針に基
いて制定せられたものであつて輸入輸出に
關しても又政府の指定する賣捌人の資格で
も入種、國籍の如何を問はず一律に同一待
遇を與へる事になつてゐる。

專賣品目は左の如くである。
揮發油、燈油、輕油、重油、ベンツール
勅令により指定された代用燃料油、なほ
專賣品の製造配給に従事する者は滿洲石油
株式會社、元卸賣會社(二)卸賣人(三九二)
である。

勸導國民生活上重大なる弊害が少くなかつ
た。爾來當局は多様な國內鹽政を統一し
之等の弊害を除去する爲、漸進的に整備改
善に努め着々實績を擧げ鹽政統一を完成し
た。

即ち從來の複雑多岐な鹽務制度を康慶三
年統一整備し、康慶四年一月一日より鹽專
賣制度の實施と共に從來の鹽務機關たる鹽
務署及び鹽運署兩系統の組織を廢止し、鹽
に關する一切の事務は專賣總局及び專賣署
の主管する所となつた。
而して專賣制度下に於ける鹽政の根本方
針は(一)國民負擔の輕減と其の均衡を圖り
(二)積極的に鹽の増産を圖り、日滿工業用
鹽の供給を確保し(三)鹽業の助長振興に依
る優良低廉なる鹽を供給し(四)鹽の配給を
圓滑にし(五)鹽務機關の合理化及び經費低
減を圖り(六)輸入の確保を期するにある。
取扱者は製造人(一、〇九九) 鹽商(九四
四) 鹽店(二、七四六)である。

ほか飲料用、工業用、醫藥用等一般用途に
その消費を擴大することにより良質安價の
大量生産能力を確保しおかげがため、酒精
專賣は燃料政策を出發しながら、その範圍

專賣機構一覽表

Table with 2 columns: 專賣品名 and 專賣機關. Includes items like 煙膏, 阿片, 酒精, 鹽, etc.

關稅制度

關稅の整備 海關の名稱は大同元年十月
より稅關と改められ、大同二年八月、同年
十一月には稅關官制及同分科規程の制定を
みると同時に漸次稅關官の量的並に質的改
善、關稅網の充實擴張を見るに至り、殊に
康慶元年五月、日滿條約により滿洲國境
並に北鮮三港に於ける通關手續簡便に關す
る協定が結ばれ、北鮮經由輸出入貨物に對
して共同關稅事務を開始したが、日滿經濟
交通の緊密化並に東部滿洲開島の經濟開發
を促進する所大なるものがあつた。
稅關の整備に就て云へば、遼河修江捐を

を主として飲料方面に擴張してゐる。
指定賣捌人は專賣總局長の指定により三
年以内の期間に限り許可される。

廢止し噸稅法を制定從前の不合理を是正、
輸入品に對しては原則として內國稅を賦課
せざること、關稅附加稅に關する法令の整
備等が行はれ、殊に內國稅機關の充實に
より松花江に於ける轉口稅の廢止、松花江
江運洋貨に對し納稅濟證(オリヂナルパス)
を必要とする制度の廢止、松花江並に興龍
江に於ける修江捐、江捐並に結關費の捐止
等は今後に於ける松花江江運の伸長、滿、
ソ國境方面の物資供給の潤澤に寄與するも
の大と云ふべきである。
其他稅關貨幣單位の國幣統一、臨時關稅
及定時關稅制度の實施、外國貿易統計
の作成等が行はれ、又康慶三年十一月二十

日より保稅法及通關代辦人法が施行せられ
特種保稅制度が實現した。保稅法は
稅關界地、保稅貨物、保稅倉庫及保稅工場
の保稅區域並に保稅運送等保稅制度全般に
關する規定を網羅し、因つて從來不可能な
りし滿洲國通過貿易及與地主要都市に於け
る現地通關が可能となり一般商民の取引に
至大の利便を供することゝなつた。

税關一覽表

Table with columns for location (e.g., 大連, 安東, 營口) and tax rates (e.g., 五分, 十分).

地方稅制

省地方稅法 地方行政の適地適應を期
し國稅、地方稅を通じて國民負擔の均衡化
を圖ると共に、地方財政全體の效率的運用
及び強化を圖るため、康德四年一月一日興
安各省を除く他の各省に省地方費なる準地
方稅制が設けられ、法人營業稅附加稅、出
產稅附加稅、木稅附加稅、鑛區稅附加

稅、產稅附加稅、特種稅附加稅の六つ
の附加稅が課稅として間接的財源となつ
た。康德四年十二月末の稅制改革によつて
省地方費は國有稅たる省地方費稅の賦課權
を認められたのみならず、家庭稅及び勤勞
所得稅附加稅の工事費與稅を分與された。
而して木稅の廢止に伴ひ木稅附加稅は廢止
されたが、これに相當する全額は國庫補給
金として交付されてゐる。



日輸出稅六品目、輸入稅二十九品目、計三
十五品目の改正を行つた。
(第二次改正)康德元年十一月二十三日
輸入百八品目、輸出二十三品目にわたり
改正、主として輸出稅の減少を目的とした。
(第三次改正)康德二年十一月行はれ鐵及
び化學製品の一部に過ぎなかつた。
現行關稅率 康德四年十二月二十日公布
康德五年一月一日實施せられたもので、こ
の新關稅率は前記三次の暫行的改正に對し
新關稅體系の確立と謂ひ得よう。即ち現行
關稅率は建國以來の財政、商業、貿易の實
績を基礎とし商業開發計畫の助成、國際收

支の適合、消費稅として負擔の均衡、財政
收入の確保、日滿貿易の圓滑化等の根本方
針に従ひ關稅政策遂行の完備を期せんとして
分類を従来の輸入十六類即四十七品目、輸
出六類二百六十五品目から、新定率にあつ
ては輸入十二類七百四十七品目、輸出二十
品目に改正、同時に稅率も全面的に改正さ
れた。
關稅法の制定 現行關稅改定率を別表と
なす關稅法は同機康德四年十二月二十日公
布翌年一月一日施行されたが、これは關稅
行政に關する法規を綜合的に整備し成文化
したものである。



通貨

概説

舊政權當時に於ける滿洲の幣制は紊亂そ
の極に達し、各省の官銀號によつて濫發さ
れる各地各様の不換紙幣に加ふるに商務會
發行の私帖や評量銀塊、更に日本通貨や露
國紙幣が雜然と流通し、而もその價值は常
に動搖を續ける等、想像を絶した紊亂状態
に置かれ、商業經濟の堅實なる發展は全く
期し得べくもなかつた。

滿洲中央銀行がその創立の當初引繼いだ
舊紙幣は十五種類、券種百三十六に達し、
同一銀行の發行紙幣であり乍ら種類により
換算率を異にした。滿洲國政府は經濟建設
並に國民生活の安定を期するにはかかる亂
態を極めた幣制の統一が最大急務なりとし
て建國間もなき大同元年六月十一日貨幣法
同月二十七日通貨整理辦法を公布、續い
て七月二日唯一の發券銀行として滿洲中央

通貨・金融—通貨

銀行を創設し、新紙幣即ち國幣及び儲貨を
發行せしめると共に舊紙幣の回收に着手せ
しめた。仍ち舊紙幣整理辦法に基き大同元
年五月一日舊紙幣の流通期間を滿二箇年間
とし中銀をしてこれが回收と新國幣の流通
を圖つた結果非常な好成績を收め、國幣は
全國に普及を見るに至つた。然し乍ら政府
は未回収分に對し所持者の利益を保護する
爲め、期間満了に先だつ康德元年五月二十
三日財政部令を以て更に交換期間を一箇年
間延長回收に努めた結果舊紙幣の國幣換算
引換額一億四千二百二十三萬四千八百八
十四に對し一億三千八百二十一萬四千百二
十の回收を見、その回收率實に九七・二%
といふ驚異的好成績裡に幣制統一の大業を
完了した。

かくして國幣は獨立國家の法貨として信
用愈々厚く、日常商取引にも極めて圓滑に
授受されることゝなつたが、特に康德二年
十一月四日の「日滿通貨の等價維持」に關す
る日滿兩國政府の重大聲明は國幣價值安定
に決定的役割を果したもので、國幣の信用
を磐石の泰きに置き、爾來國幣は完全に日
本金圓にリンクするに至つた。右の聲明に
關聯して滿洲中央銀行と朝鮮銀行間に業務
協定が結ばれ、鮮銀券は漸進的に滿洲國よ
り撤收されることに決し、翌三年十二月五
日滿洲興業銀行設立に伴ひ鮮銀の在滿支店
が同行に繼承されるに及んで鮮銀券は急速
に撤收され國幣がこれに代つた。幣制統一
の大業は茲に最後の終止符を打ち、國幣は
名實共に唯一の通貨として國內津々浦々に
普く、その基礎は愈々確固不拔のものとな
つた。

貨幣制度

滿洲國の通貨を金本位制とするか、將又
銀本位制とするかに就ては建國の當初眞劍
な論議が戦はされたものであるが、結局滿
洲國人の銀に對する固り難い執着性更に滿
洲經濟と銀との不可分性に重點を置き、一
應銀本位制を以て進むことに根本方針が決
定した。貨幣法第二條に於て「純銀の量目
二三・九一公分(グラム)を以て價格の單位
とし、之を圓と稱す」とあるのは銀本位制
を規定したものである。然し乍ら同法の何
處にも紙幣に對する兌換規定も、本位銀貨
も存せず銀本位制と稱しても聊か趣を異に

大同二年	六月	先支	五六一・一五	右支	二〇三
同	十二月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	年平均	先支	三六一・一五	右支	二〇三
康徳元年	六月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	十二月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	年平均	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	二年六月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	十二月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	年平均	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	三年六月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	十二月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	年平均	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	四年三月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	六月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	九月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	十二月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	年平均	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	五年三月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	六月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	九月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	十二月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	年平均	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	六年三月	先支	三六一・一五	右支	二〇三
同	六月	先支	三六一・一五	右支	二〇三

外國爲替管理法 康徳二年十一月四日の金圓、國幣等維持に關する日滿兩國政府の共同聲明により、國幣が完全に金圓にリソクすることとなるや、滿洲國政府は日滿爲替の維持のため、日本の爲替管理政策に呼應して、同月三十日附勅令を以て外

國爲替管理法、並に外國爲替管理法に基く命令の件を財政部令を以て公布、十二月十日より實施した。同法は(イ)國幣の投機買の絶對的禁止、(ロ)資本の海外逃避の防止、(ハ)金銀保有の制限、(ニ)國幣の流通普及等を徹底し飽くまでも「一」の維持國幣價値の安定強化を圖らんが爲め種々の取締規定を設けてゐるが、日滿經濟の特殊關係を考慮し特に日滿間には必要な緩和規定が設けられた。

これより先關東州及附屬地に對しては日本の爲替政策に對照し昭和八年(大同二年)十月十五日より外國爲替管理令が施行され、滿洲國の爲替管理實施により滿洲上りの資本の海外逃避防止は一段と強化され、その後日本の爲替管理強化と共に滿洲國並に關東州の爲替管理も更に強化され、殊に滿洲國では康徳四年十月八日より輸入爲替並爲替輸出、證券の輸出入、信用狀の取得等に就ても一段と管理を強化し、日滿一體の實を擧げてゐる。尙ほ治外法權の撤廢に伴ひ滿洲國の同法は日本人にも適用されることとなつたが、當局の慎重な態度により何等問題の發生を見なかつた。

であるが、爲替行政の二元的運用の結果往々にして遺憾の點なしとせず、よつて日滿兩國政府協議の結果、爲替管理の完備を期すべく康徳五年八月十日より滿洲中央銀行内に臨時爲替局を開設し、滿洲國、中央銀行並に關東州の三機關をこゝに統合緊密なる連絡を保つと共に爲替管理の最高方針並に爲替計畫を決定するため、前記三機關より委員を選出、爲替委員會を組織し、その決定に基き統一の運用の萬全を期することとなつた。これと同時に爾後爲替資金は擧げて中央銀行に集中し爲替の公正な運分を期しつゝある。

然るに戰果の擴大と占領地區建設工作の進展に伴ひ、滿洲及び中北支間の經濟關係は愈々緊密を加へ來り、之と共に國幣又は日本國貨の脱法的流出増加の傾向を生じて北支間に於ける國幣、日銀券、鮮銀券、法幣間の比價變動を懸念せらるゝ懸念あり斯くては該地域に於ける通貨統一工作を阻害するのみならず、滿洲の爲替、物價上にも重大なる影響を及ぼす惧があるに至つた。その爲め滿洲國は康徳五年十一月八日關東局と同時に従来の爲替管理法現を更に改正し兩營業務取締の強化、通貨輸出制限強化、貿易外溢金の不要許可限度引下げ等兩發行爲並に通貨流出に關する取扱を強化した。

次いで翌康徳六年六月日本に於ては支那に於ける圓價維持策の一端に資するため、大蔵省令を改正、七月一日より實施するに至つたので、滿洲國に於ても之に呼應して七月二十七日爲替管理法及部令の改正を行ひ八月一日より國幣及び日本國銀行券中百圓券の滿洲外への輸出取締、旅行者の旅費自由幣價限度の引下げ並に日本國銀行券の輸入取締等を実施して爲替管理の完備を期することとなつた。關東局に於ても七月二十四日同内容の改正を行ひ、八月一日より之を實施した。

産金買上 政府は國內産金事業の發展を積極的に保護助長すると共に、滿洲中央銀行の發行準備を充實し、國家の恒久的利益を圖るため、大同二年五月十四日、産金買上法を公布實施し、同月二十六日財政部令及實業部令を以て施行規則を公布實施したが更に砂金の散逸逃避を防止し、産金買上の徹底を期するため、康徳四年五月十三日改正産金買上法を公布六月一日より實施し同時に罰法は廢止された。改正の要點は産金買入中央銀行の外政府指定の買入人を加へ、民間商人の産金自由買取りを一切禁止すると共に正常なる産金必要者に對しその買入を許可制とした點等である。産金買上値段は經濟部(舊財政部)大臣の

決定するところで、初期は時價を基準として、毎週土曜日、翌週中の買上値段を決定公表してゐたが、康徳四年五月の改正産金買上法公布を機に日滿一體の立前から日本政府と歩調を合することとなり五月十五日より瓦二十七錢の引上を行ひ、更に翌五年四月三十一日瓦三圓八十五錢と八錢方の再引上を斷行し今日に及んでゐる。右再引上に際し特筆すべき一時は従来の買上値段は倫敦金塊相場を基準としてこれより稍下値に置かれてゐたのであるが、新買上値段は米國政府の買上値段(一オンス三五弗)を基礎に對米爲替相場(二九弗)に換算算定して決定したことで右改正により買上値段は全く國際的水準に達するに至つた。

滿洲中央銀行産金買上價格表

大正二年六月二十四日	七月八日	七月二十二日	八月五日	八月十九日	八月三十一日	九月十四日	九月二十八日	十月十一日	十月二十五日	十一月八日	十一月二十二日	十二月六日	十二月二十日
二・三九	二・三九	二・三九	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇

二月二十五日 五・一〇
五月十三日 三・二〇
十一月十一日 三・二五
一月六日 三・三五
三月十七日 三・四五
八月四日 三・五〇
十一月十五日 三・七五
四月十五日 三・八五

かくの如く産金買上法の強化と産金買上値段の引上により産金高並にその買上高も年々増加しつつあるが、政府は康徳四年より産金五箇年計畫を樹立し種々の保護獎勵政策を採つて産金増産を促しつつあるから今後は年と共に一段の飛躍を遂げるであらう。因に大同元年六月十四日の産金買上實施以來康徳五年上半年末に滿洲中央銀行の買上げた量は一千四百七十八萬一千瓦、その金額五千八百八十九萬八千圓を算してゐる。

累年産金買上状況

年次	数量	金額
大同二年(下半年)	1,123,312	3,100,000
康徳元年	1,123,312	3,100,000
二年	1,123,312	3,100,000
三年	1,123,312	3,100,000
四年	1,123,312	3,100,000
五年上半年	1,123,312	3,100,000
計	5,616,560	15,500,000

外國通貨の撤收 滿洲國內の舊紙幣の回
收、國幣の發行と滿洲國幣制の統一は着々
成功を見たのであるが從來これら舊紙幣の
外に數種の外國通貨が流通し、幣制統一後
も依然として公に流通しつゝあつた。殊に
朝鮮銀行券は日本人間に強固通用力を有
し、また横濱正金銀行大連支店發行の鈔票
は特許取引に絶大な信用を有し、共に多年
の歴史により抜くべからざる勢力を扶植し
てゐた。然るに日本政府は滿洲國幣制統一
支援の大義的見地に立脚して、朝鮮銀行券
は漸進的に國內より撤收、康徳三年十二月
末を以て殆んど悉く市場より消すに至つ
た。一方鈔票に對しては康徳三年九月二十
一日勅令を以て發行停止が公布され十月一
日より實施された。かくして國內より外國
通貨は完全に姿を隠し幣制統一は名實共に
完成し、國幣が唯一の通貨として流通を見
るに至つた。

國幣の發行狀態 滿洲國の貨幣の製造及
發行權は政府に屬し、滿洲中央銀行をし
てこれを行はしめてゐる。

（貨幣法第一條、滿洲中央銀行法第十四條）
建國の當初は取敢へず日本の内閣印刷局
に對し紙幣の印刷を依頼し、これが到りま
で遼東三省發給の現大洋票を改造使用し
たが、大同元年九月十日、五角券、同十一

月十日十圓券、同十二月二十日一圓券、大
同二年四月十日百圓券、同六月一日五圓券
が夫々發行された。又鑄貨即ち補助貨は奉
天の鑄造廠を應急修理し機械を増設して
大同二年五月一日より作業を開始し、同月
二十日より白銅貨、同八月一日より青銅貨
の發行が行はれ、今日では紙幣と共に全國
に普く日常取引に貢獻してゐる。

建國當時に於ける甚大な原幣額による舊
紙幣發行高は舊貨幣整理辦法及び財政部令
に依る換算率に基き換算せられ、滿洲中央
銀行に繼承せられたが、その額は一億四千
二百餘萬圓であつて、これが當初の國幣發
行額をなした。其の後極力舊紙幣の回收、
國幣の普及に努め、幣制の整理統一の完成
を見るに至つて、產業界の飛躍的發展を反
映する自然増加と、金銀の國幣一元化によ
る代位發行等と相俟つて國幣發行高は逐年
増加を辿り、康徳二年十二月には二億圓を
康徳四年には三億圓を超えたが、康徳五年
に入つてからは產業開發の急速な進捗に伴
ひ一層増大し、康徳六年一月には最高四億
三千餘萬圓を示現した。又滿洲國に於ける
普遍的な生産關係が農業經濟に存する爲め
資金の放出還流が主として農産物の出廻を
樞軸として行はれ、従つて國幣發行高も定
型的な季節變動を示してゐるが、開發計畫

金融

概説

滿洲國は建國以來既に七箇年を經過し
各般の基礎的工作は一應完了、應々第二段
の積極的擴充時代に入つた。これを金融部
門より見ても産業開發、經濟活動の根本的
條件たる幣制統一及貨幣價値の安定は既に
實現し、金融機構また一體整備して産業開
發、經濟建設への體格は完了し、今や第二
の飛躍時代に入つてゐる。

舊政權當時の金融機關は軍閥の機關銀
行たりし發券銀行や錢莊、糧棧、當舖等制
式な應應的機關が存したのみで所謂近代式
「普通銀行」の發達は殆んど調ふに足らず、
たと日本系或は外國系の金融機關が活潑な
活動を爲してゐるに過ぎなかつた。政府は
金融の圓滑なる流通を圖り、國民經濟再建
設の爲め、先づ金融統制機關として滿洲中
央銀行を創設したが、更にその手足として
直接民間商工業者と接觸し得べき普通銀行
を創設することとなり、その基礎法規とし
て大同二年十一月九日銀行法を公布即日實
施した。續いて庶民金融の樞樞を打開する
爲め金融合作社網を全國的に擴充すること

となり、康徳元年九月十七日、金融合作社
法を公布實施した。然し乍ら産業五箇年計
畫に關聯して長期産業金融に當るべき機關
が缺け、この種機關の創設は五箇年計畫遂
行上絕對的に必要となつた。茲に於て康徳
四年十二月三日滿洲興業銀行法を公布實施
し、同月五日滿洲興業銀行の創設を見るこ
となつた。かくて滿洲國の金融機構は一
體の整備を見るに至つたのである。即ち滿
洲國金融機關の總元帥として建國早々の際
滿洲中央銀行が創設され、これを中心に産
業開發に必要な長期低利の産業金融機關と
して滿洲興業銀行が臨時乍ら設立され、更
に普通銀行の擴充、金融合作社網の張大強
化策が進み長期産業金融、一般商業金融、
農業金融、庶民金融等各方面に亘り、第一
的の金融機構の確立を見るに至つた。

金利 舊政權當時の滿洲の金利水準は
極めて高く、而も各省各々獨立の立場に在
つて地方により甚しい差異が存してゐた。
よつて政府並に滿洲中央銀行では先づ金利
の統一を圖り、更に漸進的にその低下に努
めた。滿洲中央銀行創設當初の金利は舊官
銀のそれを踏襲したものであるが、先づ
金利水準低下の第一石として大同元年九月
一日預金及貸出の兩部門に亘り大幅の金利

の展開に伴ふ産業編成替の結果、事業資金
需要が増大し、國幣發行高の定型的變動も
之が爲め變化を生じて、稍複雑なる相貌を
顯はしつゝあることが看取せられる。
所謂補助貨としては青銅貨、小銅紙幣、
銅元票の外國幣に換算して五角未満のもの
も少くなかつたので、舊紙幣回收に伴ふ必
然の通貨工作として補助貨の配給を急務と
して晝夜兼行鑄造發行した結果小銅紙幣の
役割を果してゐる舊紙幣の回收に伴つて、
國幣の發行高も逐月増加し、今日では日常
取引に聊かの不便をも見ない域に達してゐ
る。

貨發行高内訳 (單位千円)

年	月	白銅貨	青銅貨	合計
大同二年十二月末		1,000	150	1,150
康徳元年十二月末		2,500	1,000	3,500
同 二年六月末		3,500	1,500	5,000
同 二年十二月末		4,500	2,000	6,500
同 三年六月末		5,500	2,500	8,000
同 三年十二月末		6,500	3,000	9,500
同 四年六月末		7,500	3,500	11,000
同 四年十二月末		8,500	4,000	12,500
同 五年六月末		9,500	4,500	14,000
同 五年十二月末		10,500	5,000	15,500
同 六年六月末		11,500	5,500	17,000

引下を斷行、續いて大同二年七月一日及康
徳元年五月と矢繼早に再引下を行つた。尤
も翌二年四月に至り幣價維持及支那の高金
利に鑑み預金利率の引上を行つたが、康徳
三年一月一日より朝鮮銀行との協定に従ひ
定期預金の引下を行ひ、更に同年五月十日
日本の低金利政策に呼應して國內金利水準
低下の爲め預金利率の再引下を行つた。滿
洲興業銀行が創立されるや同行と提携、低
金利政策を一段と強化し日滿一體の實を舉
げるべく四年一月一日より預金貸出共に更
に引下を行ひ今日に至つてゐる。
一般普通銀行其他に於ても滿洲中央銀行
の低金利政策に順應して逐次引下を行ひ來
つたが、滿洲經濟の特殊事情より未だ相當
高率たるは免れない。
中銀は康徳五年十一月一日、定期預金利
率の改定を行ひ、一般都市は従前通り年利
四分、大連を含む滿鐵沿線都市も三分八厘
据置、特に新京、奉天、哈爾濱、安東及び
營口五都市に限り従來の三分八厘を二厘下
げの三分六厘と改めた。之に依つて定期預
金利率の三本建制が實現され、地域的に異
なる各地金融景況の實情に即した金利の改
定を見たる外、興銀金利を若干下廻るに至
つたことが注目される。

滿洲中央銀行標準利率

改定年月日	定期金(定存)		活期金(通知預金)	
	定期	活期	定期	活期
大同元年九月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同二年七月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同三年五月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同四年一月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同五年一月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分

實定年月日
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)

主要都市普通銀行預金利率

改定年月日	定期預金		活期預金	
	定期	活期	定期	活期
大同元年九月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同二年七月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同三年五月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同四年一月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同五年一月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分

實定年月日
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)
 預定期金(存款) 貸出(放款)

主要都市普通銀行貸出利率

改定年月日	定期貸出		活期貸出	
	定期	活期	定期	活期
大同元年九月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同二年七月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同三年五月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同四年一月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分
同五年一月一日	三個月 六個月 一年	日歩分	三個月 六個月 一年	日歩分

預金 憲政權當時は幣制極度に紊亂し而も、通貨は騰落常なき状態に置かれ、信用制度の發達は極めて遅々たるものであつた。従つて通貨は比較的安なる現銀の儘死蔵されるか或は直に換物せられ預金は極めて少額で、たゞ外國系金融機關を利用し或は購博的興味を感つた不健全な儲蓄制度が行はれてゐるに過ぎなかつた。

然るに建國後幣制統一、貨幣價値の安定と國內金融機關の充實、政府の監督徹底等の諸事情から預金は漸次増加し、日本の對滿投資盛行に依つてその増勢は拍車を加へられ、康徳二年末全滿金融機關預金は六億五千萬圓を超え、同六年六月末には十三億

八千萬圓に達してゐる。殊に最近一箇年間の増加高は四億二千萬圓に達してゐる。近年の全滿各種金融機關の預金高並に機關別概況は別表の如くである。

貸出 往時の貸出は軍閥や紳商と結託して官銀號が無忌の特産金融に専身をやつし所謂産業金融と目すべきものは極めて僅少で外國系金融機關が主としてこの方面に携つてをった。

尤も滿洲の産業が農業を基幹とし所謂近代的工業の發達が幼稚である結果として、貸出も農業金融就中特産金融に重點の置かれたことは當然で、今日に於ても略同様であるが、官銀號のそれは極めて悪質なも

ので經濟的發展に貢獻といふよりも寧ろこれを阻害した嫌ひさへあつた。建國後滿洲中央銀行の創設、金融機關の改善と相俟つてかゝる弊風は全く一掃され、産業開發の進展と共に貸出は増加の一途を辿り、特に工業金融部門への融資は兩三年頃増加し來つた。

康徳六年六月末全滿金融機關貸出高は十五億九千八百萬圓に達し、茲一箇年間に六億九千九百萬圓の貸出増加を示し、而も例年六月末は閉歇期に拘らず六年六月末は五年十二月末をも遙に凌いでゐる。五箇年計畫第二年度として全々本格的な工作に入つた爲めと解される。

全滿各種金融機關地域別預金貸出高

(單位千円)

年度	預金高		貸出高	
	滿洲國內	關東州內	滿洲國內	關東州內
康徳五年十二月末	1,400,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000
同 六年六月末	1,700,000,000	1,300,000,000	1,300,000,000	1,300,000,000
同 六年六月末	2,100,000,000	1,600,000,000	1,600,000,000	1,600,000,000

全滿各金融機關別預金貸出高

(單位千円)

年度	預金高		貸出高	
	五年下期末	六年上期末	五年下期末	六年上期末
滿洲中央銀行	1,100,000,000	1,300,000,000	1,100,000,000	1,300,000,000
滿洲興業銀行	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
日本興業銀行	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
中國興業銀行	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
米商銀行	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
銀行聯合會	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
社會會社	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000

金融政策

概況 滿洲中央銀行の創設による發券銀行の問題は完全に解決し、舊官銀號は之に繼承されたが、金融統制は漸くその第一歩を踏み出したに止まり尙ほ解決すべき重大案件は山積し、而も何れも極めて困難なるを思はせるものがあった。その第一は所謂普通銀行の育成である。錢莊や當舖は中小商工業者の金融に重大な役割を果してゐたのであるが、極めて原始的な機關で、内容も至つて貧弱なるを免れなかつた。また普通銀行と稱し得べきもの無いでなかつたが、經營方針の放漫と世界不況に加ふるに事變後の一時的經濟界の混亂等により銀行としての機能を喪失し、建國直後銀行の機能を發揮せるものは皆無の状態にあつた。茲に於て政府は金融統制第二段の工作として普通銀行の再建及びその健全なる發展を指導誘掖すると共に適當な取締りを加へ産業經濟の發展を促し併せて預金者の保護を圖ることが緊急の對策なりとして、政府はこれが基礎的法規として銀行法を公布、實施することとなつた。

新銀行法の制定

滿洲國銀行法は大同二年十一月九日公布實施されたが康徳四年を始期とする滿洲國計畫經濟の進展に伴ひ、政府に於ては金融機關の職責の重大化する情勢に即應すべく銀行法の改正を企圖し來つたが、康徳五年十二月二十四日新銀行法を公布、六年一月一日より實施した。新法は其趣を日本の銀行法及び銀行令(朝鮮)に採り、之に滿洲國の特殊事情を加味したもので、舊法の二十四箇條に對して全文五十四箇條より成り舊法に比し次の如き特異性を具へてゐる。

令による指定地域たる新京、奉天、哈爾濱に本店乃至支店を有する銀行の資本金は最低百萬圓と定められた結果、本年上半期中に於て既に開島興業、開島共益、義增三行の廢業を見た外、福徳、錦州商工(舊公順銀行)、德義、晉昌、四行の増資行はれ、六月末現在、內國普通銀行四十五行中、資本金百萬圓以上のもの十四行、五十萬圓以上のもの十三行(八月増資の福順銀行を加算すれば十四行)を算するに至つた。次に預金に對する支拂準備金は最低一割と定められたが、政府に於ては適宜公的検査を行ひ、又銀行より金融月報を徴して月末實際準備率を監視する等の方策を講じて居り、現銀行たる中銀に於ても各銀行の預金準備率の向上に就て努力を拂ひつゝあり、この結果銀行經營の確實性は急速に昂められんとしてゐる。尙ほ新法による銀行組合は既設組合及び改組擴充の分を含めて本年上期末現在二十餘組(大通を除く)に達し、同業者間の親睦を圖ると共に、國民貯蓄運動の發展に對して多大の貢獻をなした。ある。利息制限法公布實施 滿洲國政府は康徳四年十二月一日利息制限法を公布した。同

法は私法上の金銭の消費貸借によつて生じた債權の利息に對し、最高限度を一年に年二割(質業に對しては別に質業取締法に據る)とし、日本の如く金額の多寡は問題としない。若し右の制限を超えて利息の支拂を爲した時はその超過分に對しその返還を請求し得ることゝ規定し、その時効期間を五年とし、國內の日本人間消費貸借にも適用を見ることは謂ふまでもない。

滿洲銀行協會 康徳五年三月奉天に於ける滿洲銀行業者の懇談會席上全滿洲銀行業者の連絡機關として滿洲銀行協會創設の議が決定、諸般の準備を遂げて同年九月十六日新京に於て創立總會が開催され、規約其他を決議した。同協會は本部を新京に置き、國內普通銀行を會員とし外に滿洲中央銀行を名譽會員、滿洲興業銀行を特別會員とし國內銀行作業の健全なる發展を圖り産業の興隆を期せんとするものである。

その事業としては、
一、銀行業者の業務を整理し業務上の連絡協同を緊密ならしむる爲め適當な施設を施行すること
二、其他銀行業の使命遂行上特に必要と認めらるる事項

名を列ねてゐる。會長及び副會長は初代の儘、益通商業銀行董事長王荆山、奉天商銀行董事長方煜恩が其の地位にある。
國民貯蓄運動 戦時金融の段階に入つた日本の貯蓄獎勵運動には極めて切實なるものがあつた。運動の開始された昭和十三年四月以降本年三月迄の實績を見るに一年間の國民貯蓄は七十三億八千萬元の増加を來たし、略々當初の目標八十億圓に近い成果を収めたが、更に本年は一箇年百億貯蓄を目標として進んでゐる。

滿洲に於ても昨康徳五年を期して協和會を中心とする富強運動なるものがスタートを切つたが、初年度は謂はゞ準備期の觀あり、本年六月下旬來、新たに一箇年五億貯蓄を目標とする國民貯蓄運動として再出發することゝなつた。本年度資金計畫は五箇年計畫第三年度所定經費十六億圓及び北邊振興に要する費用一億五千萬元、計十七億五千萬圓の豫定なるが、右の中十二億五千萬圓は日本への還流又は外國への支拂となり、現地に於て撒布せられるものは僅餘の五億圓にして、この五億圓を最低貯蓄目標とするものである。尙ほ産業開發の積極的進行に伴ひ、政府並に特殊會社資金の民間放出額は益々増加し、既に個人所得は急速な増加を示しつつありと思はれるが、撒布資金

て間接に必要産業の物資獲得を確保する爲め、政府は康徳五年九月十六日臨時資金統制法を公布、同二十日之が施行規則を公布し、翌十月一日より實施した。日本の資金調整法の實施に比し遅るゝこと約一年である。元來滿洲國に於ては建國以來「經濟建設綱要」及び重要産業統制法にも明示するが如く、國防的若くは公共公益の性質を有する重要事業は公營又は特殊會社、準特殊會社制度による經營を原則とし、自由企業の占むる地位は比較的小さい。従つて國內

臨時資金統制法に依る認可實績 (單位千円)

年	月	株金	事業費	資本	加	設立	社
康徳五年	十月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	十一月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	十二月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100

滿洲中央銀行

組織 滿洲中央銀行は大正元年六月十一日公布の滿洲中央銀行法及同日附滿洲中央銀行組織辦法に基き設立された株式會社である。
(一) **資本及株式** 資本金國幣三千萬圓三十萬株一株の額面國幣百圓である。設立の際半額十五萬株は政府に於て引受け、残部半額は後日これを募集することゝし第一

企業に對する政府の統制監督は充分行き届いてゐる譯であり、且つ資金供給の側には中銀及び興業により統制せられてゐるのであるから、國內的觀點よりすれば資金統制制度實施の重要性は日本に比し稀薄であるが、所要資金申對日期待額の占むる比率の多いのに鑑み、日本の臨時資金調整法に呼應して之に綜合的計畫性を與へると共に、更に進んで從來統制の域外に置かれたる自由企業に對しても國家的統制を及ぼさんとする點に於て其の意義が認められる。

臨時資金統制法に依る認可實績 (單位千円)

年	月	株金	事業費	資本	加	設立	社
康徳六年	一月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	二月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	三月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	四月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	五月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	六月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100

滿洲中央銀行

回拂込一株に付五十圓即ち總額七百五十萬圓、大同二年七月一日更に第二回拂込七百五十萬圓を徵收し、現在拂込額は一千五百萬圓である。
株式は總て記名式とし特に政府の許可を受けた者以外は株主たり得ず、又政府は同行の株式五萬株以上を引受ける義務あり、右限度の株式に就ては譲渡又は處分を爲し得ない旨規定されてゐる。
(二) **業務** 中央銀行の營業は(イ)貨幣

が徒らに民間に滞留し、之が現實の購買力として發動するならば、物資供給の均衡を破り、物價の急騰、通貨價值の下落を誘致し、謂ふ所の惡性インフレーションを惹起する懸念大なるものがある。この弊害を未然に防止せんとする所に貯蓄獎勵運動の經濟的着眼点がある。右の目的達成のために早くも中央部には國民貯蓄運動中央連絡委員會が組織せられ、協和會分會を運動の實踐單位として各地に國民貯蓄會の結成を見つゝあり、各金融機關も營業時間の延長其他の方法に依り全機構を動員して萬全の策を講じつゝある。

尙ほ最近經濟部分科規定の改正行はれ、八月一日金融司内に貯蓄科の新設を見たることも注目される。
各地金融業者間の組合組成 新銀行法により銀行業者間に於て組合を組成せんとするときは認可を受けしむることゝ爲したが政府は之が組成に關しては積極的方針を以て勵奨したる結果全滿主要都市に於ては殆んど之が組成を見るに至り金融機關統制上多大の便宜を得るに至つた。
資金統制の實施
不急不要産業への資金の流入を防ぎ、以

而して之が内容も當初の日本の臨時資金調整法と略同體であつたが、日本に於ては昭和十三年八月及び同十四年四月二回に亘り擴充強化せられ、又關東州に於ても昭和十三年一月より日本と略同内容の資金調整を實施したが、昭和十四年六月之を改正した結果、日本内地、滿洲國內、關東州三者夫々多少寬嚴を異にすることゝなつた。
尙ほ資金統制實施以來の各月認可實績を表示すると次の如くである。

臨時資金統制法に依る認可實績 (單位千円)

年	月	株金	事業費	資本	加	設立	社
康徳六年	一月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	二月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	三月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	四月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	五月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
同	六月	11,111	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100

滿洲中央銀行

の製造及び發行(ロ)一般銀行業務である。一般銀行業務及附屬業務の内容を列挙すれば次の如くである。
(イ)政府發行の形、爲替形、其他の形、割引又は買入(ロ)金銀外國通貨を擔保とする貸付(ハ)金銀外國通貨の買入(ニ)諸預り金及當座預り(ホ)金銀外國通貨、貴重品並に諸證券類の保管(ヘ)公債圖書、政府發行の形其他政府の保護に係る各種の證券を擔保とする貸付(セ)陸軍なる擔保ある貸付(チ)平常取引約定ある諸會社銀行又は個人の爲の形取立(コ)爲替及爲替(ク)營業の都合により國債證券、地

方債證券の他政府の指定する種々な有價證券の買入並に經商部大臣の認可を受け公共團體及び金融合作社聯合會に對する無擔保貸付(ル)政府の許可を得て債入金(ヲ)を爲すこと(ヲ)認め政府の許可を得たる銀行への貸付金(ヲ)同種金の取扱及地方團體の公益慈善事務の代理(カ)政府の許可を得て他の銀行の代理

(四) 利益金處分と納付金制度 利益金處分に際し(イ)資本の積立を補助爲め純益の百分の八以上を積立て(純損損補準備金)の百分の二以上を積立て(配當平均準備金)(ハ)以上兩積立の外純益の百分の二十以上を積立て金庫外國通貨又は金勘定預け金として保有することを要する。更に株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し一年一割を超える時はその超過額の四分の三を政府に納付するを要する。

(五) 監理官制度 政府は中央銀行監理官を置き中央銀行一般の事務を監理せしめてゐる。監理官の身分、權限等に關しては別に滿洲中央銀行監理官章程を以て規定してゐる。 本支店所在地 總行を新京に置き東京に支店(別項參照)奉天、吉林、哈爾濱、齊々

哈爾濱の四地に分行を、其他の各樞要地に支行又は辦事處、出張員事務所を置いてゐる。更に北支の新情勢に伴ひ、滿支間の連絡を緊密ならしむる爲め康德五年九月一日より北京に辦事處、天津に支行を開設した。康德五年九月末現在營業所所在地を擧ぐれば左の如くである。

- 行 新京(○)、奉天、吉林、齊々哈爾濱(○)、哈爾濱(○)
(新京特別市) 新京北大街
(奉天) 奉天小西門、同千代田(○)、撫順、瀋陽、山城、海龍、朝陽、西門、西安、東門、興寧、本溪湖、遼陽(○)、海城、營口、蓋平、瓦房店、遼中、新民、鐵嶺(○)、開原、開原城、法庫、昌圖、八面城、四平街、鄭家屯、雙山、大石橋
(吉林) 一五、吉林東門、敦化、樺甸、磐石、伊通、公主嶺(○)、長嶺、農安、扶餘、三岔河、德惠、懷德、九龍、蛟河、雙陽
(龍江) 一五、昂々溪、齊齊、大賚、白旗子、泰南、林口、拜泉、訥河、乾安、克山、開通、北安(○)、同水、嫩江
(黑龍) 一八、哈爾濱道外、雙城、五常、一面坡、賓州、巴彥、呼蘭、興農、慶豐、海倫、肇東、青島、密山、安通、雙陽、蘭西
(牡丹江) 五、密山、寧安、牡丹江(○)、東寧
(熱河) 五、承德(○)、平泉、凌源、肅寧、開場

- (錦州) 一六、錦州(○)、興城、板中、山海關、朝陽、北票、北鎮、溝帮子、新立屯、黑山、遼山、盤山、彰武、阜新、彰安
(安東) 六、安東(○)、莊河、岫巖、岫巖、寬甸、桓仁
(通化) 七、柳河、柳南、輯安、通化、臨江、長白、撫松(辦事處)
(開原) 四、延吉、圖們、龍井、輝發
(三江) 八、佳木斯(○)、湯原、依蘭、通河、富錦、勃利、林口、寶清(辦事處)
(黑龍) 二、黑河、豫興(辦事處)
(興安) 七、海拉爾(○)、滿洲里、滿洲里、王爺廟、林西

(北支) 康德五年六月一日銀票口辦事處は支行に改組(奉天、吉林、齊々、哈爾濱、天津、北京(辦事處)) (開原) 大連(日本) 東京(支店) (註) 地名下(○)は日本銀行代理店 業務概況 滿洲中央銀行は創業以來銀票幣制の統一、貨幣價值の安定を圖ると共に舊官銀號より繼承した業務の整理を行ひ、金融の疏通、産業開發に努めてゐる。即ち支行分行の廢合並に新設による營業網の整備充實、附屬業務の分離、引續資産の整理業務の刷新擴充、國庫金の取扱、幣制の建設的工作等幾多の重要問題を處理し來り、内容は創業當時に比して面目を一新した。業績も従つて毎年に擧り來つたが、配當は初期以來六分配當に抑制極力内容の充實を期してゐる。

康德五年下半年に於ては政府納付金三十萬一千餘圓を計上するの餘裕を生じ、本年上半年亦百三萬一千餘圓を納付した。(一) 貯金 創業第一期末貯金は政府民間合して五千萬圓に過ぎなかつたが累期増勢を辿り康德五年上期末は三億九千九百萬圓に達してゐる。

各期末貯金 (單位千円)

年次	政府預金	民間預金	計
大同元年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 二年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 二年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
康德元年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 二年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 二年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 三年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 三年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 四年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 四年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 五年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 五年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 六年上期	1,500,000	3,500,000	5,000,000
同 六年下期	1,500,000	3,500,000	5,000,000

(二) 貸出 販賣する産業資金の供給に重點を置き、併せて春耕貸付や商工貸付等の諸厚生資金の貸出を行ひ、以て商業の助長を圖つてゐる。康德六年上期末貸出は四億五千七百餘圓に上つてゐる。

各期末貸出 (單位千円)

年次	政府貸上金	民間貸出	計
大同元年七月一日	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 二年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 二年下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
康德元年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 二年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 二年下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 三年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 三年下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 四年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 四年下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 五年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 五年下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 六年上期	11,000,000	4,000,000	15,000,000
同 六年下期	11,000,000	4,000,000	15,000,000

(三) 爲替 (イ) 内國爲替 中銀開設幣制の統一と共に爲替は殆んど無手数料と爲し内國金融の疏通を促した結果内國爲替取組は累期漸進的の進歩を見るに至つた。累期内國爲替の取組高累計を表示すれば左の如くとなる。

内國爲替取組高 (單位千円)

年次	受入高	支拂高
大同元年下期	1,100,000	1,100,000
同 二年上期	1,100,000	1,100,000
同 二年下期	1,100,000	1,100,000
康德元年上期	1,100,000	1,100,000
同 下期	1,100,000	1,100,000
同 二年上期	1,100,000	1,100,000
同 二年下期	1,100,000	1,100,000
同 三年上期	1,100,000	1,100,000
同 三年下期	1,100,000	1,100,000
同 四年上期	1,100,000	1,100,000
同 四年下期	1,100,000	1,100,000
同 五年上期	1,100,000	1,100,000
同 五年下期	1,100,000	1,100,000
同 六年上期	1,100,000	1,100,000
同 六年下期	1,100,000	1,100,000

つた。茲に於て滿洲中央銀行は業務の整備に伴ひ次第に外國にコルレス網を張りその論議米諸國とも取引を爲し得るに至つた。尙ほ康徳四年九月東京支店を開設、從來朝鮮銀行を通じて行はれてゐた日滿爲替は直接同行が取扱ふこととなり日滿間の爲金は非常に便利となつた。主要なるコルレス先銀行を挙げれば左の通り。

- (日本) 第一銀行、住友銀行、三井銀行、三商銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、正金銀行、名古屋銀行、愛知銀行、加川銀行、第四銀行、第十二銀行
- (中國) 匯豐正金銀行、廣東銀行、朝鮮銀行、三井銀行、上海、天津、北京支店、天津銀行本支店
- (歐米) 匯豐正金銀行、倫敦、巴里、柏林、紐育各支店、チャータード、パンチエース、ナショナルバンク

(四) 産金買上 産金買上法の公布により滿洲國の産金は擧げて同行が買上けることとなつたので、同行は新京、奉天、安東、哈爾濱、佳木斯、龍井、大黒河等に産金買上所を開設これに従事してゐる。因に産金買上値段は數次に亘つて引上げられ現在は一瓦三圓八十五錢と完全に國際的水準に達してゐる。(通貨)の産金買上の項参照

(五) 國庫金の取扱 政府は内政擴張時の國庫金取扱制の弊に鑑み政府歳入は一括

して中央銀行に預け入れ、支拂の都度各支店官は與へられた豫算の範圍内で小切手を拂出し銀行をして該小切手の支拂に應ぜしむることとした。滿洲中央銀行は政府の方針を體し開業後預金準備を進め、大同元年十二月一日より國庫預金制度の實施を見た。實施當日の十二月一日國庫預金總額は百四十七萬圓に過ぎなかつたが、爾來漸増し康徳五年六月末現在一億三千四百萬圓に上つてゐる。國力の充實豫算の膨脹に伴ふものである。

更に康徳三年十二月在滿朝鮮銀行の豫收に伴ひ、從來同行の行ひ來つた滿洲に於ける日本政府國庫金出納の代理店事務を中央銀行に於て引受取扱ふこととなり四年一月一日より取扱を開始した。

從來一般預金中の別段預金勘定に於て整理されてきた郵政儲蓄金(官吏義務儲蓄金を含む)は本年一月以降新たに政府預金勘定に移管された。

本年五月國債に關する統一法規たる國債法及び同附屬法規が公布せられ、六月一日施行を見た結果、中銀は新たに國債事務取扱行に指定せられ、國債に關する事務は今般全部中銀に於て取扱ふこととなつた。東京支店開設 滿洲日本間の金融關係を益々緊密ならしめる爲め中央銀行では康徳

四年九月二十日日本大藏省の認可を得て東京に支店を開設同年十月一日より營業を開始した。その業務取扱の範圍は(イ)日滿爲替業務(信用狀の發行及代金取立等を含む)(ロ)有價證券の取得管理及處分、(ハ)預け金及コールドローン、(ニ)日本銀行よりの借入金、(ホ)其他附帶業務等である。

なほ康徳四年九月同店開業以來預金事務不取扱のため、日滿爲替業務遂行上支障を感じ、又コールドマネーの取入れを許されざることと國庫金の繰上取入れを來したが、康徳六年一月十一日、日本政府の認可を受け、二月一日より日滿爲替に關する預金の受入れ及び一定條件の下にコールドの取入れを開始するに至つた。

滿洲興業銀行

組 滿洲興業銀行は康徳三年十二月三日公布實施の滿洲興業銀行法に基き、設立、翌年一月一日より營業を開始した。同行は(一)金融の圓滑を圖り(二)營業、開發に必要な長期且つ低利なる資金を供給することを目的として設立された特殊銀行である。

(一) 資本金及株式 資本金三千萬圓とし内一千五百萬圓は政府の引受け、殘餘一千五百萬圓は朝鮮銀行が出資してゐる。株

式は記名式で一株金銀百圓(第一回拂込五十圓)で銀行の同意を得ずして他人に譲渡することを禁じられてゐる。

(二) 業務 興業銀行の業務は(一)一般商業金融並に(二)長期産業金融を併せ營んでゐる。

(三) 興業債券の發行 滿洲興業銀行はその融通資金を得る爲め株主總會の決議を要せずして拂込資金の十五倍を限り滿洲興業債券發行の特權が賦與され、外國に於てこれを發行する場合には政府は元利金支拂の保證を與へ得ることとしてゐる。興業債券は額面五圓以上の無記名債券で、その發行に際しては毎回その金額條件並に發行及償還の方法を定め、經濟部大臣の認可を受けねばならぬ。

(四) 利益處分の制限 利益金處分は經濟部大臣の認可事項で、毎決算期その處分に際し純益の百分の八以上を缺損補填準備金百分の二以上を適當平均準備金として積立てることを要する。

(五) 監理官制度 經濟部大臣は滿洲興業銀行監理官を置き銀行業務を監督せしめ

てゐる。

本支店所在地 本店を新京に其他主要地に支店又は出張所を置いてゐる。尙ほ東京には駐在員事務所がある。康徳六年六月末日現在營業所所在地を示せば左の如くで本支店數四十七、出張所數六、合計五十三箇店を算してゐる。

- ◎滿洲國內 四五、新京本店、新京大馬路(出張所)、龍江、公主嶺、四平街、西安、遼陽、開原、鐵嶺、新賓子(出張所)、奉天、奉天浪速街、奉天小西門、遼陽、鞍山、海城、蓋州(出張所)、營口、阜新、錦州、赤旗、本溪湖、安東、安東興隆街、撫順、山陽、朝陽、通化、吉林、哈爾濱、哈爾濱新市街(出張所)、哈爾濱傳道街、齊齊哈爾、海拉爾、訥河、克山、綏化、海倫(出張所)、白城子、龍江、四門、牡丹江、佳木斯
- ◎關東州内 八、大連、大連沙河(出張所)、大連伊勢町、大連小島子、旅順、金州、普蘭店、貔子窩

業務概況 鮮銀在滿支店、正隆銀行、滿洲銀行、三行の業務を一切繼承したものであるから從來の如く一般商業金融は勿論同行創設の使命たる長期金融に就ても創業以來積極的活動を爲しつゝある。康徳六年上期末長期貸付額は一億二千萬圓に上つてゐる

滿洲興業銀行預金貸出高

期	金 (單位千円)
康徳四年上期	1,038,515
同 下期	1,156,787
康徳四年下期	2,195,302
同 上期	2,007,208
康徳五年下期	3,317,151
同 上期	2,717,751
康徳六年上期	4,682,316
同 下期	5,075,676

通貨・金融—金融

通貨・金融—金融

種類別各期末残高

Table showing financial data for various banks and periods, including columns for '種類別各期末残高' and '種類別期末残高'.

内國普通銀行

概説 滿洲に於ける近代式銀行は幣制の極度の紊亂と舊官銀並に外國系銀行の壓迫を受け、その發達は極めて幼稚で、所謂錢莊や當舖等原始的機關が重きを爲した状態であつた。而もその實態は替弱極まるもので事變の影響を受けて建國當時殆んどその機能を停止するの状態にあつたので、政府は普通銀行の重要性に鑑み、これが再建と堅實なる發展を促す爲め滿洲國銀行法を公布、銀行の名稱を用ひると否とを問はず預金貸出業務を行ふものは凡て政府の許可を要することとし、その整理に着手した。

現狀 康徳六年六月末現在に於ける内國普通銀行は、別表の如く行數四十五行、支店八十八、出張所四十六であり、その公積資本金二千七百萬元、繰込資本金一千六百萬元である。從來内國普通銀行は貸出額に比し預金額極めて少かつたが、近時貸出の増加にも拘らず預金の増加著しく、預金貸出の差引的状態も左の如く大いに匡正せられ、基礎の強化を見てゐる。

内國普通銀行

華天(一七) 華天商工銀行(資本金二百二十五萬元、全額拂込済)、華天商工銀行(資本金百萬元、全額拂込済)、華天商工銀行(資本金百萬元、全額拂込済)、華天商工銀行(資本金百萬元、全額拂込済)...

普通銀行主要勘定

○營口商運銀行(資本金百萬元、全額拂込済)、廣興銀行(資本金百七十五萬元、五十萬圓拂込済)、福順銀行(資本金三十萬元、半額拂込済)...

外國銀行

國外に本店を有する銀行の滿洲國內に於ける支店に就ては銀行法上特殊の取扱を爲してゐたが、日本の治外法權撤廢を契機として外國銀行も一律に銀行法の適用を受けることとなつた。康徳五年五月末現在國內

普通銀行主要勘定

及済、○同島省興業會社(資本金十萬元、全額拂込済)、○同島省興業會社(資本金十萬元、半額拂込済)...

外國銀行

に營業してゐるものは中國系四行、日本系二行、英國系二行、米國系一行である。中國系銀行 中國系銀行として建國當時存在したものは中國銀行、交通銀行、金城銀行、大中銀行、中國國貨銀行(以上各行本店上海)、河北省銀行(本店天津)の各行で、此等に對しては銀行法の定むる所によ

通貨・金融—金融

爾濱及奉天に分行を有し、支店出張所は此の兩者に分割統制せられ滿洲國金融統制上不便からざる實情に鑑み、康徳三年六月以來中國銀行は新京に管轄所を設置し、交通銀行は奉天、哈爾濱を支行となし、新京支行を分行に改め以て滿洲總行とした。元來是等中國系銀行は舊政權時代の特殊條件下に於て發展せるもので、建國後は情勢の變化より營業方針も消極的となり營業不振に陥りつゝある。

日本系銀行 日本系銀行は滿洲興業銀行の設立により朝鮮銀行、正隆銀行及滿洲銀行本支店出張所は解消し、現在營業を爲しつゝあるものは横濱正金銀行及東洋拓殖會社の二行十店である。治外法權の撤廢と共に銀行法の運用を受けつゝある正金銀行は新京、奉天、奉天小西關、哈爾濱、營口の各地に支店出張所を置き爲替銀行として活潑な活動を爲しつゝある。東洋拓殖も亦奉天、新京、哈爾濱、牡丹江、開島の各地に支店、出張所を置き不動産金融機關として依然重きを爲してゐる。

歐米系銀行 現在銀行法の許可を得て國內に活動してゐる歐米系銀行は英國に本店を有する麥加里銀行及び香港に本店を有する滙豐銀行、米國に本店を有する花旗銀行の三行である。この外銀行法公布の當

時迄は佛國系信濟銀行、萬國儲蓄會、米國系信濟銀行の各行が存したが或は破綻し、或は休業整理し現存するものは前記三行である。これら歐米系銀行の顧客は結局歐米人が主で、外商の退却と共に業務も擧らず往時の如き賑やかさは全く見られない。只僅かに信濟銀行が特種金融に稍活潑を示してゐるに過ぎぬ。

以上は滿洲國內に於ける外國銀行の現状であるが、東州は滿洲國と事情を異にし、中國系銀行として中國交通、金城、東洋の各銀行、歐米系銀行として花旗銀行、滙豐銀行が夫々大連に支店を置き活動してゐるが預金貸出業務共に極めて消極的である。

金融合作社

概説 舊政權時代の金融制度は極めて不備且つ幼稚なもので、庶民金融機關として高利な當鋪が存し、一般大衆はその利拂に及々たる状態であつた。國民經濟の發展極めて遅々たるものがあつた。殊に地方農民は舊軍閥の苛政と深刻な農村不況に窮迫甚しきものあり、これが應急の對策として春耕貸款を行ひ農村金融の梗塞緩和を爲るため庶民金融機關として奉天省下に金融合作社を設け經過を見た處成績見るべきものあり大同二年度より積極的増設の方針が決し、同年奉天、吉林、黑龍江の各省に十一社を設立爾後積極的にその擴充に努めた結果、康

徳六年六月末には全國で二百二十五社(中都市合作社十社)を算するに至り、更に康徳六年度中に二十社(中都市合作社二社)を設立に決定せり。金融合作社は朝鮮の金融組合に範を採り、社員相互扶助を根本精神とし、社員の經濟を發達せしむる爲めに社員に對し金融を圖る一つの社團法人でその業務は

(イ) 社員に對しその經濟的發展に必要な資金の貸付(ロ) 社員の預金及積金の受入、(ハ) 經濟部大臣の認可を受け社員外の者より預金及積金の受入。而して全國的に普及せしめる政府の方針が決定するや、康徳元年九月十七日金融合作社法を公布實施、續いて同月二十九日施行規則を公布實施し、積極的な保護監督を加へ、其健全なる發展を促進しつゝある。而して金融合作社に對する政府の指導方針としては(イ) 組合精神の發達、(ロ) 監督權の一元化、(ハ) 一社主義、(ニ) 金融重點主義、(ホ) 貸付厳査主義等が擧げられよう。

貸付限度 貸付業務はその性質上社員に限らるべきことは言を俟たないが、その無制限な貸出は却つて社員の經濟的發展を危殆に導くのみならず、合作社の基礎を危くし、更に又資金の利用が一部社員に偏する慮があるため、貸付限度に就ては一定の制限を加へ、限度以上の貸出を禁じてゐる。

當村村資合作社は無擔保貸二百圓迄、擔保貸五百圓迄、都市合作社は前者一千圓迄後者三千圓迄としてゐるが、康徳五年五月十日より擔保貸に對してのみ村資合作社七百圓迄、都市合作社五千圓迄貸出し得ること

に改正されたが、更に村資合作社のみは康徳六年三月二十四日より擔保貸一千圓、無擔保貸三百圓迄擴張された。

金利 農村の金利水準の高率なることは驚くほどで、政府は金融合作社設立の趣旨に基き數次に亘り大巾引下を行ひ、金利負擔の軽減を圖つてゐる。

- 一、會員(即金融合作社に對し資金の貸付)
二、會員に對し手形の割引
三、會員より預金の受入
四、會員に對する業務上の指導及之の便宜供與
五、會員相互の連絡會員の職員養成、其の他會員の共同利益の增進

金融合作社一覽

- 吉林省(一八) 永吉、鎮邊、懷德、九臺、磐石、長春、伊通、雙陽、懷德、農安、德惠、扶餘、舒蘭、敦化、長嶺、乾安。
遼寧省(二二) 瀋陽、富錦、法庫、開江、興寧、開通、大興、白旗、輝南、鎮安、安廣、鎮東。
北安省(二〇) 克山、依安、拜泉、綏化、海倫、明水、克東、望奎、慶安、北安。
三江省(五) 穆稜、依蘭、富錦、勃利、方正。
東安省(一) 寶清。
黑龍江省(一四) 蘭西、巴彥、阿城、呼蘭、雙陽、齊齊哈爾、肇東、肇州、延壽、木蘭、五常、郭爾羅斯後旗、安東。
安徽省(六) 鳳城、舒蘭、安東、哈爾濱、寬甸、桓仁、通遼省(三) 瀋陽、復縣、鐵嶺、遼陽、開原、撫順、蓋平、遼寧、昌圖、海龍、新民、東豐、西豐、雙山、興安。
錦州省(一) 錦縣、興城、中、義縣、黑山、北鎮、錦西、朝陽、盤山、阜新、彰武。
熱河省(八) 赤峰、平泉、建昌、承德、圍場、隆化、豐寧、遵化。
興安南省(二) 通遼、東林後旗。

金融合作社概況

(康徳六年六月末現在)

Table with columns: 年、月、社數、社員數、出資金、預金及貸出高 (單位圓). Rows list provinces like 吉林省, 遼寧省, etc., with their respective data for June 1933.

通貨・金融—金融

Table with columns for year/month and amount. Includes entries for 昭和三年十二月末, 昭和四年六月末, 昭和五年六月末, 昭和六年六月末.

貸出高用途別 (單位圓)

Table showing loan amounts by category: 農業資金, 商業資金, 工業資金, 其他, 合計. Includes sub-rows for 昭和二年六月末 through 昭和六年六月末.

其他の金融機関

金融組合 治外法權撤廢と共に舊附屬地内の金融組合は金融合作社法の適用を受け、滿洲國政府の監督下に入った。元來金融組合は大正十三年以降關東廳(關東局)の指導援助により關東州及附屬地内主要都市に開設を見たもので、其數都市金融組合十七、村落金融組合五、合計二十五に達し庶

全滿都市金融組合營業概況

Table with columns for year/month, 組合數, 組合員數, 出資金, 預り金, 貸付金. Includes data for 昭和五年末, 昭和六年末, 昭和七年末.

分離後の金融組合預金貸付狀況 (單位圓)

Table showing pre-deposit and loan status for 滿洲國內 and 關東州內. Columns include 預り金 and 貸付金 for various months from 昭和十三年 to 昭和十五年.

金融會 金融會は日本大使館の認可を受けて在滿鮮農の爲め農耕資金の貸出を目的として設立された農民金融機關であつて、その範を朝鮮の金融組合にとり、總督府及日本大使館の保護助成下に發展し來つたもので、治外法權撤廢を機に滿洲國の監督下に入り金融合作社法の適用を受けてゐる。康徳五年六月末その數三十八に達し、預金二百五十萬圓、貸出八百七十萬圓を算してゐる。

滿洲國への移管は附屬地外金融會は康徳三年七月一日、附屬地内金融會は四年十二月一日と二回に亘つて行はれたが、これまた金融合作社法に特令を設け、當分の間移管前と同様な取扱を受けることとされ、今

通貨・金融—金融

尙ほ鮮農の金利負擔軽減の爲め政府は金融合作社の利下と對照して、康徳五年七月二十八日貸出金利を短期保證貸付日三錢二日にとり及んでゐる。

當 舖 當舖は庶民金融機關として舊政權時代より最も代表的な存在である。日本語譯では質屋であるがその機能に於て、そ

に備へた。之と同時に關東州内のみの聯合會となつた。舊滿洲金融組合聯合會は關東州金融組合聯合會と改稱し、法權撤廢と共に完全に二分され、一は滿洲國、他は從來通り關東局の監督を受けることとなつた。

を取扱ふに對し當舗は生活必需品を主とし農村では農耕器具、荷馬車の類まで扱ひ、又買貨金の使途も前者が主として消費經濟に費されるに對し後者は寧ろ農耕資金を主とし、流失期間の如きもかかる特性より十二箇月を超える長期である。かくの如く滿洲の當舗は滿洲独自の金融機關であつて金融合作社と共に不可缺の大的機關である。從來當舗に對しては統一的標準法規を缺き警察が區々たる取締を行ひつゝあつたが、當舗の重要性に鑑み、康徳三年十一月十九日買貨取締法を公布し、これにより統一的監督及取締りを行つてゐる。而も當舗

全滿當舗貸出高(單位圓)

Table showing loan amounts for various years from 1922 to 1926. Columns include year, month, and amount in units of 100,000. Data points range from 10,000 to 100,000 units.

大興公司 滿洲中央銀行が舊官銀號より繼承した各種附帶業務中より當舗業、油房業、醸造業、雜貨買賣、その他各種代理業

の特性よりその取締りは警察的觀點のみならず金融的にも監督の必要ありとし、同法では特殊の事項例へば利率及流賃期間の制限等に就ては經濟部とも協調することとなつてをり、更に買貨の狀況に關して經濟部は毎月一回の報告を徴してゐる。又同法では貸出利率は月四分以下流賃期限は十二箇月と定めてゐる。治外法權撤廢に伴ひ日本人經營の買貨も同法の適用を受けることとなつたが、日本側買貨の特異性に鑑み、金利及流賃期間につき勅令を以て特例が公布實施された。

行の出資である。中銀より繼承した各種事業中にも當舗業は同社の主業で資金の大部分がこれに投せられてゐる。創立當初の當舗店數は五十六軒であつたが、その後毎年樞要地に新設擴張を行ひ、康徳二年末には百五十三店、同六年六月末には三百五十九店と殆んど六倍に及び、その營業網は全滿洲にまで及び滿洲國當舗界の覇者たると共に斯業の指導的役割を演じてゐる。金利は創業當時月三分であつたが低金利政策に順應し、一般買貨金利の低下を誘導すべく數次に亘り地方的に或は全國的に利下げを行ひ康徳四年七月全滿一齊月利二分五厘に引下げ庶民階級の負擔を軽減した。尙ほ油房、燒酒、雜貨、麥酒等の各事業は康徳四年後半以來漸次他は賣却或は廢業し、當舗業に専念してゐる。金利は創業當時月息三分であつたが、低金利政策に順應し、一般買貨金利の低下を誘導すべく數次に亘り地方的に利下げを行ひ來り、康徳四年七月には全滿月利二分五厘に引下げたが、康徳五年には更に月利二分の實施を圖り、康徳六年四月には全滿に之を實施するに至つた。尙ほ油房、燒酒、雜貨、麥酒等の各事業は康徳四年以來漸次賣却或は廢業し、現在に於ては當舗業に専念してゐる。

貸出同收概況(金額單位圓)

Table showing loan and collection trends from 1922 to 1926. Columns include year, month, and amount in units of 100,000. Data points range from 10,000 to 100,000 units.

無盡業 滿洲には日本人經營の無盡業社と滿人間に古く行はれてゐる規費、拔錢會或は合會等の名を以て呼ばれてゐる無盡業制度がある。然し後者は非營利無盡業で所謂無盡業とは區別されねばならぬ。營業無盡業は

無盡業社一覽表(康徳六年六月末現在)(單位圓)

Table listing various 'Mujin' companies with columns for location, capital, and establishment date. Includes entries for 新本、安東、安東、安東, etc.

通貨・金融—金融

滿洲國無盡業法は康徳三年九月五日公布實施されたもので内容は殆んど日本の無盡業法と同一である。即ち無盡業法は許可制とし資本金も五萬圓以上、株式會社組織でなければならぬ。その他無盡業行政、業務上の制限や重役の責任、義務等を詳細に規定してゐる。法權撤廢に際し滿洲國政府は他の金融法規適用の際に特令を設けた如く、無盡業法にも豫めその條文中に日本側に對する特令を規定し、既存無盡業社は届出のみで營業繼續をなし得ることとした。因に關東州内無盡業は従來通りで變化はない。

郵便貯金

郵政儲蓄金(郵便貯金)滿洲國の郵政儲蓄金

通貨・金融—金融

は大正二年五月、郵政接收後久しく停止され、...

郵便貯金預入拂戻高

Table with columns for year, 預入金額 (Pre-deposit amount), 拂戻金額 (Withdrawal amount), and 月(年)末現在高 (Current high as of month/year). Rows include years from 昭和九年 to 昭和十四年.

郵政預金 (郵便爲替) 所謂國內通常爲替

は舊政權時代より實施、小爲替は康徳元年八月、日滿小爲替制度實施と共に創められ、...

日本側の金融

銀行業 明治三十三年一月附預正金銀行が牛莊にその支店を開設したのが、本邦金融機關滿洲移種の嚆矢である。同行は爾來日滿鐵役に我軍の發行した軍票の回収に努...

國を各々増加し驚くべき發展振りを示してゐる。一方明治四十四年關東親善局により開始された日本の郵便貯金も亦増加の一途を辿り、昭和十一年(康徳三年)末には五千萬圓を突破するに至つた。治外法權の撤廢に伴ひ日本側の郵政權が滿洲國に移讓されるや郵便貯金は郵便年金、簡易保險等と共に滿洲國にその取扱が委託され、これと同時に新

郵政儲蓄金預入拂戻高

Table with columns for year, 預入金額 (Pre-deposit amount), 拂戻金額 (Withdrawal amount), and 年(月)末現在高 (Current high as of month/year). Rows include years from 大正二年 to 昭和六年.

規の預入を認めないこととなり、ただ關東州のみ從前通り行つてゐるに止まるが、尙ほ昭和十三年六月末預入人員は六十三萬六千人、預入金額五千七百三十萬圓の巨額を算してゐる。十二年末に比し預入人員が三萬餘人を減ぜざるは滿洲國內の滿洲國郵政儲金への預貯等による減少である。

來奉天、大連、長春等に相次いで支店、出張所を設けた。かくて日本銀行券、朝鮮銀行券及び正金銀行券の三者は無統制のまま流通する事になつたのである。この統一を圖るべく東洋拓殖會社の滿洲進出を機會に各銀行の活躍分野を嚴然區劃することとなり、...

△手形交換高 新京、奉天、大連三都市に就き手形交換の状況を觀るに、滿洲國經濟界の急激なる發達、手形類に對する認識と利用との普及により、交換高は飛躍的増加を示しつゝある。三都市中大連の地位もさることながら、國都新京、商工都市奉天の仲度には又注目すべきものがある。

在滿邦人銀行一覽 (昭和十三年六月末)

Table with columns for 銀行名 (Bank name), 所在地 (Location), 設立年月 (Established in), 資本金 (Capital), and 預金 (Deposits).

日本側銀行預金及び貸出高

Table with columns for 銀行名 (Bank name), 所在地 (Location), 預金 (Deposits), and 貸出 (Loans). Rows include years from 昭和十三年一月 to 七月.

三大都市手形交換高 (單位千圓)

Table with columns for 年 (Year), 枚數 (Number of bills), 金額 (Amount), and 合計 (Total). Rows list years from 大正一年 to 昭和六年上半年期.

日銀券發行高

Table with columns for 昭和十四年一月 (Jan), 日銀券 (Banknotes), and 發行高 (Issuance). Rows include months from 二月 to 三月.

通貨・金融—金融

貿易



建國後の概観

建國 滿洲國は元來農業國で農産物の豐富並にその海外市況如何が國民經濟を支配する決定的要素である。所謂産業五箇年計畫により滿洲國も従来の原始農業國より近代的産業國へとスタートを切り、各種の資源開發や工業の發達目覚ましいものあり國民經濟も従来の農業中心より工作業との併進に進まんとし最近の貿易統計に於ても漸くこの傾向顯著なるものがあるが、尙ほ農業が依然としてその根幹を爲し、輸出の七、八割は農産品及びその加工品によつて占められてゐる現状である。

建國の初期は所謂世界恐慌の眞只中であり農産物價の暴落に加へて國內治安の混亂天災の續出等による農産物の不作に輸出貿易は深刻な打撃を受け、一方各種の建設資材輸入の増加に輸入は反比例的に増大、これが爲め、出超を常態としてゐた貿易は、大同二年に入るや果然六千七百萬圓の入超

を示現するに至つた。日本の對滿投資に因る各種建設工作、交通網の伸長等治安工作の進展に伴ひ着々進み、かて、世界的不況も底を衝き立直りを示すや、さしも深刻を極めた地方農村の不況も徐々乍ら好轉輸出貿易も康徳二年後半期より増勢に轉じ、輸入貿易の活況と相俟つて爾來對外貿易は輸出輸入兩部門共年々その記録を更新、目覚ましい發展を遂げつゝある。

就中日本の對滿投資の盛行、これによる各種建設工作の進捗は建設資材の輸入増大となつて現はれ、その輸入總額に於て占める比重を年一年昂めるに至つた爲め輸入貿易は飛躍又飛躍の一途を辿つた。而もその増勢たるや輸出のそれを遙かに凌いだ爲め大同二年の入超を契機として入超は年一年大を加へ今日に至つてある。

具體的に建國後の貿易の推移を辿るに大同元年の貿易額は九億五千六百萬圓、建國前五箇年平均額十億九千六百萬圓に比して一三%の減であつた。輸出貿易が海外市況

不振と市價安に前年より一六%を減じ又輸入もこれに伴ひ不振を辿つた爲めである。その後輸出は益々振はず康徳二年の如き四億二千百萬圓と建國前五箇年平均六億六千萬圓の六四%といふ慘狀で、一方輸入は建設資材を中心とする輸入増大に同年は六億四百萬圓に達し、輸出入總額に於ては十億二千五百萬圓と大同元年に比すれば六千九百萬圓の増加を示すに至つた。輸出貿易も前記の諸事情から同年度を底に漸次立直り翌三年は六億三百萬圓、同五年には七億二千五百萬圓に達し、最不振時代の康徳二年に比すれば三億四百萬圓、率に於て七二%の各著増である。一方輸入は康徳三年六億九千萬圓同五年十二億七千五百萬圓と正に驚異的飛躍を遂げた。康徳五年度輸入額を大同元年に比すれば實に九億三千七百萬圓の著増率に於て二七八%の増率である。又これを建國前五箇年平均額四億三千五百萬圓に對比すると八億三千九百萬圓の著増その増加率一九三%となる。正に驚異的増加と謂はねばならぬ。かくて貿易は大同二年以降入超を異常増大し康徳五年は五億四千九百萬圓といふ建國以來の巨額の入超を示現するに至つた。

左に建國前後より最近までの輸出入貿易の推移を示さう。

全滿輸出入貿易額累年表

年次	輸出	輸入	合計
民國十一年(一九二二)	2,250,000,000	3,250,000,000	5,500,000,000
十二年(一九二三)	2,100,000,000	3,100,000,000	5,200,000,000
十三年(一九二四)	2,000,000,000	3,000,000,000	5,000,000,000
十四年(一九二五)	1,900,000,000	2,900,000,000	4,800,000,000
十五年(一九二六)	1,800,000,000	2,800,000,000	4,600,000,000
十六年(一九二七)	1,700,000,000	2,700,000,000	4,400,000,000
十七年(一九二八)	1,600,000,000	2,600,000,000	4,200,000,000
十八年(一九二九)	1,500,000,000	2,500,000,000	4,000,000,000

年次	輸出	輸入	合計
民國十九年(一九三〇)	1,400,000,000	2,400,000,000	3,800,000,000
二十年(一九三一)	1,300,000,000	2,300,000,000	3,600,000,000
二十一年(一九三二)	1,200,000,000	2,200,000,000	3,400,000,000
二十二年(一九三三)	1,100,000,000	2,100,000,000	3,200,000,000
二十三年(一九三四)	1,000,000,000	2,000,000,000	3,000,000,000
二十四年(一九三五)	900,000,000	1,900,000,000	2,800,000,000
二十五年(一九三六)	800,000,000	1,800,000,000	2,600,000,000
二十六年(一九三七)	700,000,000	1,700,000,000	2,400,000,000
二十七年(一九三八)	600,000,000	1,600,000,000	2,200,000,000
二十八年(一九三九)	500,000,000	1,500,000,000	2,000,000,000

純輸出入貿易 前表「全滿輸出入貿易額累年表」の數字は外國品の再輸出をも輸出貿易額中に包括せしめてゐる。即ち主として關東州を舞臺に行はれる仲價外國品貿易をも合算した數字である。従つて全滿洲の貿易とは直接關係なき仲價貿易の盛衰に或る程度影響されをり滿洲國及關東州に實際に輸入され或は輸出した數字とは稍相違する。従つて今これら仲價貿易を全然考慮外に置いた純輸出入貿易額を表示すれば左表の如くとなり、前表とはその趣を異にしてゐる。康徳四年の如き再輸出が八千二百六十萬圓に達し、再輸出額は輸出總額の一・二八%を占め純輸出額は建國前五箇年平均基準指數八六と建國前の水準に達せず康徳五年に至つて初めて一〇四と水準を抜い

たに過ぎない。また五年度の前年度比較輸出増加割合は前掲表では僅か二・九%に止まるに對し純輸出では實に一八・三%の躍進である。再輸出の減少にも尙らず國內品輸出者増の結果である。輸入に於ても略

同様なことが謂ひ得る。康徳五年の輸入増加率前掲表に於ては四四%に止まるに對し本表では五一%の著増である。仲價貿易即ち關東州を中心に行はれる對北、中支仲價貿易の影響である。

全滿純輸出入貿易 (單位千圓)

年次	輸出	輸入	合計
民國十一年(一九二二)	1,800,000,000	2,800,000,000	4,600,000,000
十二年(一九二三)	1,700,000,000	2,700,000,000	4,400,000,000
十三年(一九二四)	1,600,000,000	2,600,000,000	4,200,000,000
十四年(一九二五)	1,500,000,000	2,500,000,000	4,000,000,000
十五年(一九二六)	1,400,000,000	2,400,000,000	3,800,000,000
十六年(一九二七)	1,300,000,000	2,300,000,000	3,600,000,000
十七年(一九二八)	1,200,000,000	2,200,000,000	3,400,000,000
十八年(一九二九)	1,100,000,000	2,100,000,000	3,200,000,000
十九年(一九三〇)	1,000,000,000	2,000,000,000	3,000,000,000
二十年(一九三一)	900,000,000	1,900,000,000	2,800,000,000
二十一年(一九三二)	800,000,000	1,800,000,000	2,600,000,000
二十二年(一九三三)	700,000,000	1,700,000,000	2,400,000,000
二十三年(一九三四)	600,000,000	1,600,000,000	2,200,000,000
二十四年(一九三五)	500,000,000	1,500,000,000	2,000,000,000
二十五年(一九三六)	400,000,000	1,400,000,000	1,800,000,000
二十六年(一九三七)	300,000,000	1,300,000,000	1,600,000,000
二十七年(一九三八)	200,000,000	1,200,000,000	1,400,000,000
二十八年(一九三九)	100,000,000	1,100,000,000	1,200,000,000

貿易—建國後の概観

鐵業部門に對して重點を置いたに止まり依然然然農産物の域を脱せず輸出は殆んど原料品及原料用製品で、輸入は全製品就中工業生産品が壓倒的地位を占めてゐる。

輸出貿易構成内容 (單位千円)

Table showing export trade composition by year (1911-1915) and category (Foodstuffs, Raw materials, etc.).

國別貿易額

滿洲貿易を論ずる際日本を度外視することは出来ない。否寧ろ滿洲貿易は殆んど對日貿易により代表されてゐると稱するも過言ではない。

題たり得ない。一方輸入に於て全製品が五割以上で原料品は甚だ少額である。尙ほ輸入貿易に於て食料品及嗜好品の占める率の極めて大なることは農産物滿洲國として注目されるが、小麦粉、砂糖、或は海産物等が大半を占めてゐる事實を知らねば取へて置くに足らぬ。

輸入貿易構成内容 (單位千円)

Table showing import trade composition by year (1911-1915) and category (Foodstuffs, Raw materials, etc.).

易は第二位で、その占める百分率も二七%に止まつてゐた。就中對日輸入總額の三九%乃至四三%を占め五箇年平均では四一%強に達してゐた。

の輸出額或は輸入額が公にされず従つて康徳四年まで原料用製品或は全製品として勘定されてゐたものも凡て「其他」に包含せしめたため、「其他」の占める百分率は輸出及輸入兩部門共急激に増大した。原料用製品或は全製品の比重が低下したのもかゝる事情に基くことを考慮に置く必要がある。

り顯著な恢復振りを示し來つたことは注目しに値する。

總貿易額内譯 (單位千円)

Table showing total trade volume by year (1911-1915) and category (Exports, Imports, Total).

輸出貿易内譯 (單位千円)

Table showing export trade volume by year (1911-1915) and category (Japan, etc.).

前掲各表に明らかなる如く對日貿易は輸出輸入兩部門を通じて躍進の跡目覺ましいものあり、特に輸入に於て顯著な飛躍を遂げ建國前五箇年平均基礎指數は驚異的増大を示し、康徳五年には五五四と建國前五箇年平均輸入額の五倍半強に達し、輸入貿易増加が對日輸入の旺盛によつて招來されてゐることが知られる。一方對日輸出に於ても近年は飛躍の一途を辿り、輸出貿易増加

退増減區々でその比重に於ては對日貿易の躍進と反比例的に低下しつゝある。

輸入貿易内譯 (單位千円)

Table showing import trade volume by year (1911-1915) and category (Japan, etc.).

貿易内譯 (單位千円)

Table showing trade volume by year (1911-1915) and category (Japan, etc.).

の主因を爲してゐるが、對日輸入貿易の飛躍振りに比すべくもなく、對日貿易は大同二年來一年入超尻を増大し、康徳五年には五億七千六百萬圓に達するに至つた。滿洲貿易が大同二年以降入超尻に轉じたのは一に對日輸入の旺盛に依るものと稱し得る。尤も康徳五年度は第三國向に於て輸出不振、輸入増加の結果を見たので、第三國貿易尻も果然二千三百七十萬圓の入超尻となつた。

他第三國に三大別し、その消長を辿つて見よう。

貿易内譯 (單位千円)

Table showing trade volume by year (1911-1915) and category (Japan, etc.).

貿易内譯 (單位千円)

Table showing trade volume by year (1911-1915) and category (Japan, etc.).

の輸出額或は輸入額が公にされず従つて康徳四年まで原料用製品或は全製品として勘定されてゐたものも凡て「其他」に包含せしめたため、「其他」の占める百分率は輸出及輸入兩部門共急激に増大した。原料用製品或は全製品の比重が低下したのもかゝる事情に基くことを考慮に置く必要がある。

建業部門に對して重税を設けたに止まり依然然然農産物の域を脱せず輸出は殆んど原料品及原料用製品で、輸入は全製品就中工業生產品が絶對的地位を占めてゐる。

輸出貿易構成内容 (單位千円)

Table showing export trade composition by year (1912-1916) and category (Foodstuffs, Raw materials, etc.).

國別貿易額

滿洲貿易を論ずる際日本を度外視するとは出来ない。否寧ろ滿洲貿易は殆んど對日貿易により代表されてゐると稱するも過言ではない。

頗り得ない。一方輸入に於て全製品が五割以上で原料品は甚だ少額である。尙ほ輸入貿易に於て食料品及嗜好品の占める率の極めて大なることは農産物滿洲國として注目されるが、小麦粉、砂糖、或は海産物等が大半を占めてゐる事實を知らねば取へて驚くに足らぬ。

輸入貿易構成内容 (單位千円)

Table showing import trade composition by year (1912-1916) and category (Foodstuffs, Raw materials, etc.).

易は第二位で、その占める百分率も二七%に止まつてゐた。就中對日輸入總額の三九%乃至四三%を占め五箇年平均では四一%強に達してゐた。

の輸出額或は輸入額が公にされず従つて建業四年まで原料用製品或は全製品として勘定されてゐたものも凡て「其他」に包含せしめたため、「其他」の占める百分率は輸出及輸入兩部門共急激に増大した。原料用製品或は全製品の比重が低下したのもかゝる事情に基くことを考慮に置く必要がある。

り顯著な恢復振りを示し來つたことは注目し得る。日支を除く第三國との貿易關係は一進一退を繰り返してゐる。

總貿易額内譯 (單位千円)

Table showing total trade volume by year and category (Exports, Imports, Total).

退増減區々でその比重に於ては對日貿易の躍進と反比例的に低下しつゝある。左は建國後の國別貿易を日本、支那、其他第三國に三大別し、その消長を辿つて見よう。

輸入貿易内譯 (單位千円)

Table showing import trade volume by year and country (Japan, China, etc.).

貿易内譯 (單位千円)

Table showing trade volume by year and country (Japan, China, etc.).

貿易—建國後の概観

動揚各表に明らかなる如く對日貿易は輸出輸入兩部門を通じて躍進の跡目覺ましいものあり、特に輸入に於て顯著な飛躍を遂げ建國前五箇年平均基礎指數は驚異的増大を示し、建業五年には五五四と建國前五箇年平均輸入額の五倍半強に達し、輸入貿易増加が對日輸入の旺盛によつて招來されてゐることが知られる。一方對日輸出に於ても近年は飛躍の一途を辿り、輸出貿易増加

損表に見る如く康徳五年度損数は輸出に於て前年の九八より一四〇へと増進、建前水準を一〇%方没き輸入に於ては二九三と約三倍に達し、總貿易額に於ては前年の一四〇より一八〇へと目覚しい増進振りを示し、滿洲國の停止するところなき國勢を反映してゐる。

再輸出を除く純貿易額に於ては輸出六億六千六百萬圓、輸入十二億一千五百萬圓、輸出合計十八億八千八百萬圓に上り對前年比較増加率は更に顯著なるものがある。即ち國內品の輸出は前年より一億三百萬圓増と一八・三%増、外國品の純輸入は四億一千萬圓増、その増加率五一・〇%を示し、總貿易額は五億一千三百萬圓増と三七・五%の増加である。(前掲「滿洲國輸出入貿易」表参照)

前年再輸出額が八千二百六十餘萬圓と輸出總額の一三%を占めてゐたのが、五年度は五千九百六十餘萬圓に減じその比重も八%に低下した結果である。

國別貿易

貿易統制が強化された中に輸出入貿易の一段たる増進は一見奇異に感ぜられるが所謂貿易統制もプロツタ内の自給強化と對外(第三國)依存關係の打開がその一面を

爲してゐることを諒解すれば何等不思議ではない。

既掲のプロツタ別貿易表、更に詳しくは後掲の主要國別貿易表にも見る如く對日、對支貿易は前年より更に顯著な飛躍を示し、プロツタ内自給へと更に歩を進めてゐる。就中對日貿易は輸出四億二千七百萬圓、輸入九億九千三百萬圓、輸出入合計十四億一千萬圓の巨額を算し對日輸出は輸出總額の五七%、對日輸入は同じく七八%、貿易總額は七〇%を占むるに至つた。前年の五〇%、七五%、六四%に比すれば、その比重は益々増加してゐる。更に金額に於ても輸出は九千五百萬圓(二九・六%)、輸入は三億二千七百萬圓(四九・一%)、貿易總額は四億五千二百萬圓(四二・七%)を夫々激増し、五年度全滿貿易の増進は對日貿易の増進を主因とすることが肯かれる。

對支貿易は支那事變を契機とする環境の好轉に輸出は前年より八百萬圓増、輸入に於ては三千四百四十萬圓増とその増加率八〇%と大躍進、かくて總貿易額は三千九百五十萬圓増と二六%の激増を示し、久しく不振裡にあつた對支貿易にも恢復の兆が現はれた。

日支兩國に次いで對米貿易は依然として第三位にある。尤も輸出は七百餘萬圓減と三九%の縮減となつたが、輸入が三千五百餘萬圓増と近年の記録を作つた關係から對支貿易總額は遂に二億を超え、貿易協定で二百萬圓近い大入超となつた。貿易協定で結ばれてゐる對獨貿易は輸出は前年より八百六十餘萬圓の減を辿つたが、輸入は大いに振ひ前年の一千七百萬圓から三千七百萬圓へと二千萬圓の著増、從つて出超尻は前年の四千八百八十萬圓から一千三百萬圓へと激減した。

主要貿易品

貿易統制の強化に依り貿易品の内容乃至その相手國に著しい變化が見られたことは康徳五年度貿易の特長すべき點である。尤も輸出品は依然農産物であり、輸入品は工業生産品、就中建設資材が重要な地位を占めてゐることに従前と何等強弱がないが輸出入貿易品を通じて日滿支プロツタ強化の線に沿つて強力な力が加へられたこと並に第三國商品にして不急用品輸入が著しい制限を受けたことは注目し得る。

と益々その比重を果進し來り、戰時下日本と滿洲の經濟關係が更に一段と緊密を加へ來つたが、主要輸出入品個々に就て見るもこの關係は明らかに看取されるところで對日輸出確保の爲め第三國向輸出の減を招き或は第三國品輸入は殆んど杜絶し日本品がこれに代つてゐるものも尠くない。以下主要輸出品並に輸入品各別にその内容を檢附して見よう。

たゞ、輸出品或は輸入品中に時節柄内容の發表されぬものあり、これら各品に就ては特に觸れないことを附言する。

主要輸出品の消費 貿易統制の大宗が大豆、豆油、豆粕の所謂特産三品なることは變りがない。これら三品の輸出總額は三億九千九百萬圓と國內品輸出額の四八%を占めてゐる。前年の三億一千三百餘萬圓に比すれば五百萬圓の増であるが、百分率は前年五六%なるに對し五年度は右の如く四八%に低下した。豆油の第三國向輸出不振と市價安が主目である。即ち豆油は數量は一八%減、年々金額では四四%、一千百餘萬圓減で、對支輸出は近年にない活況を呈したが、主要市場たる歐洲向輸出減の結果かゝる結果を見たもので、大豆の如きは日本向が稍減少したのみで支那向、歐洲向輸出が大いに振ひ、前年に比し數量は二十萬餘

金額では八百餘萬圓の増加となり、豆粕も對日輸出の依然たる好調に六萬七千餘、八百餘萬圓の増加を見た。然し乍ら大豆、豆粕共に適平均價格は前年に及ばず三品輸出額比重低下の一半の原因をなしてゐる。

特産三品を除く輸出品では玉蜀黍の九百八十萬圓増と一・五%増をはじめ高粱の九百萬圓増(九・一%増)、粟の六百萬圓増(四・三%増)ほか小豆及雜豆、混合飼料、大麻、芝蔴の各増加と落花生の四百餘萬圓減(二・六%減)、蘇子油の四百七十萬圓減(五・〇%減)、蓖麻子の百七十萬圓減は蘇子、蘇子粕の各減少が目玉される。玉蜀黍輸出の著増は貿易統制法による對日輸出確保策と日本に於ける第三國品輸入杜絶の結果で對日輸出は前年より八百五十萬圓増と約三倍に上り、支那向も又百三十萬圓の増加を見させてゐる。高粱、粟の増加も支那向輸出の好調即ち事變による食糧確保に需要の急増を見たためで、小豆や雜豆は日本及支那向増、芝蔴や蘇子、混合飼料等も對日輸出の振つたためである。一方落花生輸出の縮減は歐洲市場の需要減、蘇子及蘇子油及粕の減は蘇子の國內需要増に基づくものである。

農産品以外では石炭や鐵や鋼、硫安、鹽等が重要な地位を占めてゐるが、石炭は増産計畫途上に在るにも拘らず國內工業勃興

による需要増加から急減した。鐵及鋼は不詳。硫安、鹽等も石炭と共に擧げて對日輸出に充てられてゐるが、増産により前者は約七百萬圓、後者は百萬圓の輸出増加を見られた。

かくの如く康徳五年度輸出入貿易の好調は主として日本及支那向輸出の好調に負ふもので第三國向輸出の好調を辿つたのは大豆大麻子その他數品と例外的である。國內品輸出額は前年より二千數百萬圓の減少となつてゐる。

主要輸入品の消費 貿易統制の重點は輸出よりも輸入に而も輸入も第三國品に中心が置かれた。即ち日本製品及支那産品はプロツタ自給を目標に専ら積極的に輸入が促がされ、第三國品に代らしめる方策が採られた。尤も綿織品の如く日本の輸出統制品は例外である。尚ほこれと共に第三國品と雖も五箇年計畫に關聯する建設資材輸入に就ては比較的緩大な措置がとられた。

を見た。また小麦粉の如きも殆んど大部分日本粉で第三國後は往時の面影を止めず、米及穀も南方米の輸入増減、日本米(特に朝鮮米)がこれに代り更に葉煙草も支那産の輸入増、第三國産品の減退を招き、砂糖は獨印糖全く市場より姿を消し、日本産糖の獨占的市場と化するに至つた。かくて貿易統制強化により第三國産品の輸入は更に退却を餘儀なくされ日本産品及支那産品は益々その地位を強化するの結果となつた。

主要輸入品の消長を見るに綿製品は日本の輸出禁止から修減、これに代つて絹織物の輸入が前年の三十萬圓から五千八百萬圓と殆んど倍増、毛織物も市價高と共に前年より三百六十萬圓の増加を見た。更に棉花も政府の綿製品國內自給政策より前年より一千餘萬圓増と三二%の増を見たが、これは北支棉輸入増加に因ること既に見た如くである。特産物の容器麻袋も價格高から二千萬圓を超えるに至つた。

一般食料嗜好品は殆んど軒並みに著増した。就中小麥粉は前年より三千三百餘萬圓増と三、四割の著増、砂糖は一千四百五十萬圓増と六八%増、米及穀も二百六十萬圓増と三〇%の増加である。これら各品は日本産品の増加に因るもので、第三國産品は減少一路にあることは既に見た如くである。

この外酒類及嗜好飲料の三百十萬圓増、魚介海産物の二百四十萬圓増をはじめ茶、蔬菜果實類も一年顯著な増加を示してゐる。殆んど全部日本産品なることは鎌倉を要しない。

更に五箇年計畫必須資材たる建設諸資材に就て見るに産業開發の進捗に伴ひその輸入は益々増加するに至つた。即ち鐵及鋼の一億二千二百萬圓を筆頭として機械及裝置一億を超え前年に二倍する活況で、車輛も一億を超え前年より五百餘萬圓の著増を見せその他電氣關係用品、諸機器、諸金屬、及製成品等も驚異的増加を示し、また木材の如き品も前年より九百餘萬圓増の二千四百萬圓に垂んとしてゐる。これらは大部分日本製であるが、また獨逸や米國製も尙ほ輕視し得ないものがある。

その他諸雜品も日本に於ける原料輸入制限に伴ふ生産減から輸入減退の餘儀なきに至つた特殊のものを除けば殆んど一律に増加してゐる。輸入總額に於て占める對日輸入額が前年の七五%より七八%へと絕對率を果進したのも蓋し當然と云へよう。

税關貿易額 税關別貿易額即ち經路別貿易額は保税輸送並に國內通關制度の確立以來相分明を缺くに至つた。何となれば大連經由輸入貨物も大連で通關の必要なく新

京、奉天等で通關する途が拓け、それだけ大連の通關額が減じ、大連輸入額即ち大連通關額と見られなくなつたからである。康維五年度の奉天、新京、哈爾濱の三税關輸入貨物通關額は一億八千七百萬圓と輸入總額に對し一四・七%に該當、それだけ海港に對し陸境通關額が減じその比重を輕くしてゐる譯である。然し乍ら通關税に見るも大連港が絕對的優位にあることは謂ふまでもない。大連税關の通關額は輸出は五年度五億八百萬圓と前年より二千三百萬圓増と五%増、輸入は八億六千萬圓と二億一千九百萬圓増と三四%を著増、總貿易額十三億六千八百萬圓と二億四千二百萬圓増と二一%増を示し一年對其的增加を辿つてゐる。

然し乍らその比重は輸出に於て六八%と輸入に於て六七%總貿易額に於て六八%と絕對的優位を保持してゐることには變りないが前年の七五%、七二%、七三%に比すれば稍低下した。北鮮三港の通關と國內通關の關係からである。

北鮮三港を離する關門の通關額は輸出は前年より三千七百七十萬圓増と五六%の増、輸入も亦二千餘萬圓増と四二%増、總貿易額は五千七百八十萬圓増と五〇%の増加を示し更にその占める比重も前年より更に果進した。築港計畫の進捗と東滿方面開

發進の反映である。安東、山海關の通關額もその金額に於て特又比重に於て前年より更に躍進した。前者は對、朝鮮後者は對北

主要國別貿易額表 (單位千円)

國別	康維三年		康維四年		康維五年	
	金額	百分率	金額	百分率	金額	百分率
日本	1,111,000	100.0	1,100,000	100.0	1,100,000	100.0
英國	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
美國	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
法國	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
德國	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
蘇俄	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
其他	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0

支との貿易關係の更に緊密化したことを物語るのである。營口は輸出、輸入共前年より減退した。尙ほ奉天、新京、哈爾濱の國內

税關通關額が著増した。これは保税制度利用の一般化と前年度は下半年半箇年の通關額しか計上されてゐない關係からである。

貿易—康維五年度貿易

品名	康維四年		康維五年	
	數量	價值	數量	價值
大豆	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
小豆	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
綠豆	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
黃豆	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0
其他	1,000,000	100.0	1,000,000	100.0

貿易—康德五年度貿易

對支那主要貿易品

品名	單位	康德四年	康德五年
大豆	噸	101,118	101,118
花生油	噸	101,118	101,118
芝麻油	噸	101,118	101,118
茶葉	噸	101,118	101,118
糖	噸	101,118	101,118
棉	噸	101,118	101,118
羊毛	噸	101,118	101,118
皮革	噸	101,118	101,118
其他	噸	101,118	101,118

對香港主要貿易品

品名	單位	康德四年	康德五年
大豆	噸	101,118	101,118
花生油	噸	101,118	101,118
芝麻油	噸	101,118	101,118
茶葉	噸	101,118	101,118
糖	噸	101,118	101,118
棉	噸	101,118	101,118
羊毛	噸	101,118	101,118
皮革	噸	101,118	101,118
其他	噸	101,118	101,118

對英領印度主要貿易品

品名	單位	康德四年	康德五年
大豆	噸	101,118	101,118
花生油	噸	101,118	101,118
芝麻油	噸	101,118	101,118
茶葉	噸	101,118	101,118
糖	噸	101,118	101,118
棉	噸	101,118	101,118
羊毛	噸	101,118	101,118
皮革	噸	101,118	101,118
其他	噸	101,118	101,118

對英吉利主要貿易品

品名	單位	康德四年	康德五年
大豆	噸	101,118	101,118
花生油	噸	101,118	101,118
芝麻油	噸	101,118	101,118
茶葉	噸	101,118	101,118
糖	噸	101,118	101,118
棉	噸	101,118	101,118
羊毛	噸	101,118	101,118
皮革	噸	101,118	101,118
其他	噸	101,118	101,118

對米國主要貿易品

品名	單位	康德四年	康德五年
大豆	噸	101,118	101,118
花生油	噸	101,118	101,118
芝麻油	噸	101,118	101,118
茶葉	噸	101,118	101,118
糖	噸	101,118	101,118
棉	噸	101,118	101,118
羊毛	噸	101,118	101,118
皮革	噸	101,118	101,118
其他	噸	101,118	101,118

對獨逸主要貿易品

品名	單位	康德四年	康德五年
大豆	噸	101,118	101,118
花生油	噸	101,118	101,118
芝麻油	噸	101,118	101,118
茶葉	噸	101,118	101,118
糖	噸	101,118	101,118
棉	噸	101,118	101,118
羊毛	噸	101,118	101,118
皮革	噸	101,118	101,118
其他	噸	101,118	101,118

貿易—康德五年度貿易

品名	康德四年		康德五年	
	數量	價值	數量	價值
大豆
石粉
...

稅關別貿易額 (單位千圓)

稅關	康德四年		康德五年	
	金額	百分率	金額	百分率
...
...

國籍別外國貿易汽船出入表

國籍	康德四年		康德五年	
	數量	價值	數量	價值
...
...

大連港通量貿易累年表 (單位千圓)

年次	輸入	輸出	合計
大同元年(昭和七年)
大同二年(昭和八年)
大同三年(昭和九年)
大同四年(昭和十年)
大同五年(昭和十一年)

主要地方別輸出入噸數

仕向地	康德三年		康德四年		康德五年	
	噸數	百分率	噸數	百分率	噸數	百分率
...
...

港別外國貿易汽船出入表

港名	康德四年		康德五年	
	數量	價值	數量	價值
...
...

貿易—康德五年度貿易

貿易—康徳六年(上期)貿易

△輸入

品名	康徳三年			康徳四年			康徳五年		
	数量	百分率	数量	百分率	数量	百分率			
日 本	1,170,000	77.5%	1,170,000	77.5%	1,170,000	77.5%			
滿洲國及支那	10,101	0.7%	10,101	0.7%	10,101	0.7%			
歐 州	1,010,101	66.8%	1,010,101	66.8%	1,010,101	66.8%			
其 他	1,010,101	66.8%	1,010,101	66.8%	1,010,101	66.8%			
合 計	1,500,000	100.0%	1,500,000	100.0%	1,500,000	100.0%			

△主要輸入貨物感數

品名	康徳三年			康徳四年			康徳五年		
	数量	百分率	数量	百分率	数量	百分率			
洋 灰	1,000,000	66.7%	1,000,000	66.7%	1,000,000	66.7%			
其 他	500,000	33.3%	500,000	33.3%	500,000	33.3%			
合 計	1,500,000	100.0%	1,500,000	100.0%	1,500,000	100.0%			

康徳六年(上期)貿易
 康徳六年に入るも輸出は特産物高に、輸入は各種建設資材の輸入旺盛に益々活気を呈し、上半期對外貿易は更に一段の好勢を

示した。即ち輸出は四億八千九百萬圓、輸入は七億五千四百萬圓、輸出入合計十二億四千三百萬圓に達し、貿易尻は二億六千四百萬圓の大入超である。前年同期に比して輸出は八千五百萬圓増とその増加率二一%、輸入は一億九千六百萬圓増とその増加率實

に三五%に及び、輸出入合計額は二億八千二百萬圓増と増加率二九%を示してゐる。入超も前年同期に比し一億二千七百萬圓の著増である。輸出増加以上に輸入が股盛を極めた結果である。近年の上半期貿易の推移を示せば左表の

本社 東京市
 支店 大阪、名古屋、奉天、新京、大連
 工場 久留米、横濱、遼陽、青島、天津



ブリツヂストーンタイヤ株式会社
 奉天支店

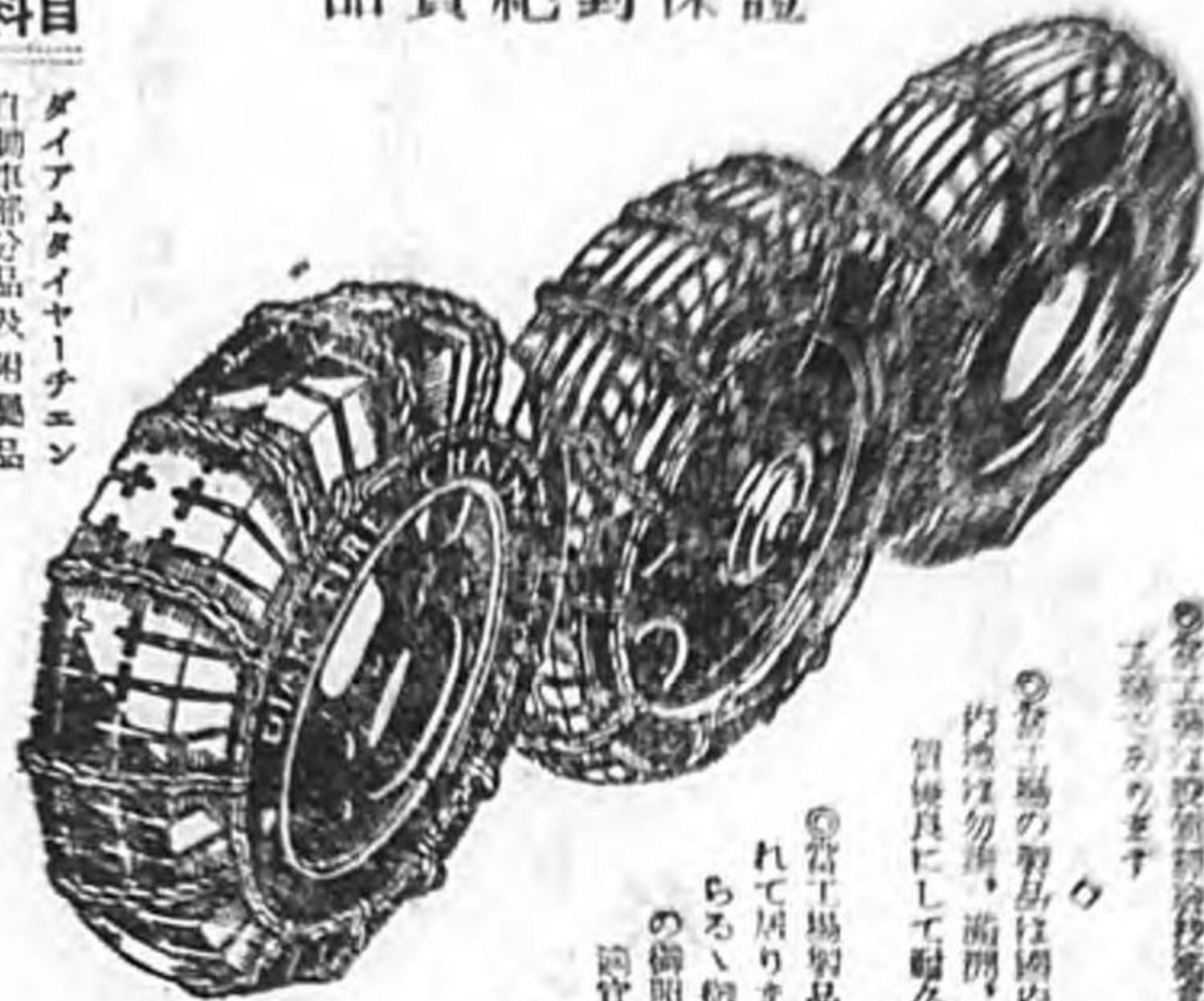
電話代表(3)六九九八番

製造品目

- 自動車タイヤ、チューブ、自轉車タイヤ、チューブ
- 飛行機タイヤ、チューブ、荷馬車タイヤ、チューブ
- 人力車タイヤ、ソリッドタイヤ各種、飛行機用緩衝
- ゴム、ベルト、ホース各種、其他ゴム製品

DIAM ダイヤモンドチェーン

品質絶対保証



●各工場は設備投資費他凡ゆる點に於て東洋一を誇るタイヤチェーンの工場であります

●各工場の製法は國內一流の自動車會社で採用され、設備せる自動車は内地は勿論、滿洲、北支那各地に盛んに活躍し常に使用者各位より品質優良にして耐久力絶大なりとの御賛辭を賜つて居ります

●各工場製品は一流自動車用品商の手を通じ全國各地に販賣されて居りますが、尚ほチェーン御購入につき御不便を致して居らるゝ御方は御遠慮なく一應會社に御通知下されば代理店の御照會なり又は當社直接取引なり御希望に叶ふ御至急御宜の方法を採ります

●各工場の製品は各方面に真の物産、需要の増進を示して居りますが、當社は之に對し念々品質の改良に努め、無社一歩不遜の努力を拂ひ御使用各位の御期待に副ふべく勵むして居ります

株式 大塚製作所

東京市墨田区西馬込一三三八
電話 三三三三
三九三六
一九五九
一〇〇〇
三三三三

營業科目

ダイヤモンドチェーン
自動車部品及附屬品
航空機部品
D・M・D金屬硬度計

營業品目

一、生活必需品ノ仕入並ニ卸賣
二、右ノ委託販賣
三、前各號ニ附帶スル事業

滿洲生活必需品配給株式會社

新京特別市東三條通三十二番地

電話代表 三一六七 一六番

取締役社長 葆 康
常務取締役 木 村 正 道



滿洲國官吏消費組合

新京特別市興安大路二二〇號

資本金八百萬圓



滿洲計器株式會社

理事長 松原梅太郎
本社 新京豐樂路一〇五號

資本金參千萬圓



滿洲房產株式會社

本局 新京大同大街(電話代表②五七一六番)
支店 哈爾濱道外北三道街(電話道外二二六五番)
奉天城內東華門外(電話④二四〇四番)
同 奉天特別市惠民路(電話②一八八〇番)
出張所 新京特別市惠民路(電話②一八八〇番)
同 牡丹江東地明街(電話三五三九番)

目種業營

家屋建築資金と宅地購入資金の融通……金融部
宅地建物の買貸賃借及其仲介……管理部
貸家貸地の管理……管理部
建築設計と監督……技術部
宅地建物の鑑定……技術部
火災保險の取扱……管理部

國策戰線を濶步する

滿洲國隨一

遠心力應用 特許

〔コンクリート上、下水道管
コンクリート製品一般〕

本社 奉天市大和區揚武街三段三號(泰東ビル)

電話 ②② 三一〇七 二四六番



新進コンクリート工業株式會社

奉天 新市場
本埠 新市場
新埠 新市場
哈爾濱 新市場
牡丹江 新市場
鞍山 新市場
錦州 新市場

砂山 鐵工場
西工 大工場
大工 大工場
河路 大工場
老香 大工場
廟町 大工場

電話 ②③④
二二六四 三〇七五
二七〇八 二七〇八
二七〇八 二七〇八

鞍山 新市場
吉林 新市場
佳木斯 新市場
安東 新市場

青島 新市場
海州 新市場
新陽 新市場
雲花 新市場
東門 新市場
西門 新市場
東門 新市場
西門 新市場

電話 二七五五
一七五五
四〇五三

目種賣販作製

空 氣 壓 縮 機
部 分 機 各 種
鑿 岩 機 屬 品
リ ン 酸 品
コ ン クリ ート 製 品
其 他 機 械
土 木 用 鐵 山 用 諸 機 械

瑞穗空氣機械製作所

滿洲營業所

本社及工場 朝鮮營業所

奉天 松島町四番地(千日通角) 電話 ③三三五七〇番
名古 松島町三番地 電話 ③三三五七〇番
電 松島町三番地 電話 ③三三五七〇番
電 松島町三番地 電話 ③三三五七〇番
電 松島町三番地 電話 ③三三五七〇番
電 松島町三番地 電話 ③三三五七〇番

大連市若狹町二番地



義昌無線電氣株式會社

出張所
電話 〇二〇二
本埠 電話 〇二〇二
東京 電話 〇二〇二
大阪 電話 〇二〇二
支店 電話 〇二〇二
工場 電話 〇二〇二

大連市常盤町三番地(永喜ビル三階)



日本紙業株式會社 大連出張所

本社 東京
支店 大阪、京城、高知
工場 東京、龜有、藝防、土佐伊野、大阪

日本毛織株式會社
滿洲總代理店

大連市大山通八十三番地

株式會社 大連竹馬洋行

奉天市大和區千代田通十七番地

株式會社 滿洲竹馬洋行

出張所 新京特別市新發路二〇一

大日本印刷株式會社滿洲總代理店



興亞印刷株式會社

本社 奉天市鐵西區嘉工街二段一號
私書函 奉天中央郵政局私書函十九號

支店 奉天市鐵西區嘉工街二段一號
電話① 五七四九·五七六〇·五九八四
電話② 五七四九·五七六〇·五九八四

- 營業科目
- 一、書籍雜誌及各種帳表
 - 二、類ノ印刷並裝釘
 - 三、平版印刷並裝釘
 - 四、原色版印刷及印刷其他
 - 五、寫真製版一切
 - 六、諸帳簿類

財團法人理化學研究所滿洲國一手指導工場

奉天市大和區末廣町六番地

(奉天中央郵政局私書函第一〇九號)



滿洲特產工業株式會社

營業科目

- 工場製品
- 文化米、文化粉
 - 玉米粉、酒
 - 清酒、天富士
 - 取扱商品
 - 大豆、小包
 - 其他一般特產物

電話① 七七八八〇・七七八八一
電話② 七七八八二・七七八八三
電話③ 七七八八四・七七八八五

電話④ 七七八八六・七七八八七
電話⑤ 七七八八八・七七八八九
電話⑥ 七七八九〇・七七八九一

滿洲帝國政府編纂法規書出版

株式會社

滿洲行政學會

取締役社長

大谷 仁兵衛

新京特別市興安大路一一六號

電話① 二一四九
電話② 二二〇六



株式會社

滿洲映畫協會

新京特別市洪熙街六〇二號

八三%を各増加する... 主要國別康徳六年(上期)貿易を前年同期と比較対照すれば別表の如くである。

れる。石炭は國內の増産も増加に及ばず、かて、輸送不調から對日輸出七十二萬噸と前年同期の百四十萬噸に比すれば正に半減である。

Table with columns for countries (Japan, China, India, etc.) and trade types (Import, Export). Includes a sub-table for '上半期主要國別貿易額'.

Table titled '主要輸出品' (Main Exports) with columns for commodity names, units, and values for the current and previous periods.

Table titled '主要輸入品' (Main Imports) with columns for commodity names, units, and values for the current and previous periods.

貿易—康徳六年(上期)貿易

Table titled '其他' (Others) with columns for commodity names, units, and values for the current and previous periods.

商業—商業機關

各地府縣駐在員

(昭和十四年八月末現在)

△全販聯大連出張所△奉天駐在員協會
△全販聯大連出張所△奉天駐在員協會
△全販聯大連出張所△奉天駐在員協會

奉天駐在員協會

△奉天駐在員協會
△奉天駐在員協會
△奉天駐在員協會

奉天統制各種組合

Table with columns for group names (e.g., 奉天小販配給組合), member counts (員數), and locations (所在地).

市場

生鮮食品卸賣市場に對する滿洲國側の法令としては大正十二年十一月二十二日...

中央卸賣市場一覽表

Table listing central wholesale markets with columns for market name (市場名), location (所在地), and organization type (組織).

滿洲生鮮食糧品配給市場聯合會

本會は生鮮食糧品の配給の円滑、需給の調整、公正なる價格の決定を以て日常...

組織的小賣市場一覽表

Table listing organized retail markets with columns for market name (市場名), location (所在地), and organization type (組織).

Large table listing various markets (e.g., 八掛出張所, 錦州出張所) with columns for market name, location, and organization type.

商業—物價・貨銀・賭相場

對價に於ては建設進行の一般の基礎を爲すと共に他國國民生活に關聯すべき一般消費物資、即ち生活必需品、家賃、勞働賃等に主眼を注ぐこととし、此等に對して重要主義を以て強力なる統制方策を實施し、以て物價安定の目的を達せんとす。

要領

- 第一、統制物價の目的
一、國內物價の價格は日滿物價の現状考慮の上、極めて低位に安定せしむるものとす。
二、日本よりの輸入品價格に關しては日滿間に均衡を得しむるものとす。
三、輸出品の價格は海外市場價格を補助し國內物價との調整に就ては適當に差額を加ふるものとす。
四、不意不用品及代用品の價格に付ては需要抑制の措置に合せしむるものとす。
第二、統制物價の方法
一、物價統制の實行方針は先づ一般的に將來の物價の是正を行ふこととし、取敢へず左記方策を講じ強力なる統制を實施するものとす(方法1より8まで省略)
二、前項の物價統制實行の爲め中央及地方に於ける物價統制機構を整備し、特に地方に於て滿洲の特殊性に應ずる物價統制機構を強化するものとす。
三、軍民需の配分及價格の調整に付ては別途物價委員會及整備委員會に於て本委員會と密接なる連絡の下に審議するものとす。
四、國民に對し物價政策に關する正當なる認識を興へ之に協力せしむる爲め國民訓練を行ふものとす。

概説 滿洲國の物價は建國後に於ける日滿經濟關係の緊密化特に日滿貿易關係の異常な躍進に伴ひ大勢的に日本の物價動向と略その動きを一にし特に茲三年は日本のそれに影響される所が頗る大となつた。昭和十二年七月の支那事變勃發を契機とする貿易並に爲替統制の強化に伴ひ日本の物價動向が國際的物價の動きと全く遊離し獨自の驕勢を辿るや滿洲國の物價も亦日本に追隨して驕勢に向ひ最近の驕勢は日本のそれを遙かに凌ぐものあり、日滿朝野の視聽を蒐めてみる。

日滿貿易關係の躍進特に滿洲國輸入貿易總額に於て占める日本品の割合が年々増大し、康徳五年年度の如き實に七八%に及び、輸入の殆んど大部分を日本に仰ぐ以上日本の物價高が直接間接滿洲國物價に重大影響を與ふべきことは疑義を要しない。然し乍ら滿洲國に於ける最近の驕勢たるや或に憂慮すべく、日本の物價が政府の諸々の積極的對策により驕勢漸く鈍化しつゝある際滿洲國は依然昂騰の一路を辿り、日滿間物價の開きを愈々大ならしめてみる。

物價騰貴の實狀 茲一兩年間の滿洲國物價の動きを見るに支那事變後日本と同一歩調にあつたにも拘らず、康徳五年四月、五月頃より滿洲物價は急速な驕勢に轉じ、特に

強、食料及嗜好品の五門強等主として輸入關係品に見る大幅騰貴は日本物價高が與つて力あることを知らねばならぬ。特産、雜穀類も可成り大幅の騰貴であるが、これは康徳五年末以來急上昇したるものなることは康徳五年十二月基準指數の大幅騰貴により知られる。

新京類別卸賣物價指數

Table with columns for categories like 特産品, 食料, 嗜好品, etc., and rows for different years (e.g., 康徳三年, 康徳五年).

内外卸賣物價指數

Table with columns for locations like 東京, 上海, 天津, etc., and rows for different years.

商業—物價・貨銀・賭相場

康徳六年一月以降はその驕勢率は驚くべきものあり、果然日滿朝野の視聽を蒐めるに至つた。試みに日滿各都市物價騰貴の實狀を見るに左の如くで、康徳三年平均、更に事變勃發の康徳四年六月、同五年六月同年十二月を各一〇〇とした六年七月現在物價騰貴率は東京のそれを遙かに凌いでみる。

日滿各都市物價騰貴狀況

Table showing price index increases for various cities like 東京, 上海, 天津, etc., comparing different years.

と謂ふべく、更に特産雜穀の康徳五年末以降の急激な驕勢はこれら各品の對日本輸出及び對支那輸出の旺盛により惹起されたものと見ることが出来る。特産、雜穀の對日支向輸出が近年の記録的數量に上り、爲めに第三國向輸出の減退せることは貿易統計を細くことにより十分知ることが出来る。

このことは又國內品、輸出品、輸入品の類別によつても見ることが出来る。康徳三年平均基準康徳六年八月現在指數は國內品一七・二、輸出品一五四・七、輸出品一九一・四となり、また康徳五年十二月基準指數は國內品一九・七、輸出品一三九・四、輸入品一〇九・四である。輸出品の騰貴は康徳五年來以來急激にその勢を加へたのである。これを要するに滿洲物價高は康徳五年四月ごろまでは日本の物價高に引ずられて上昇したもので、特に最近注意を蒐めてみる急激な物價の上昇は輸出の好調による價格騰貴が特に強く影響してゐる事實を指摘レ現象とは解しない。

滿洲物價の獨自高は勿論通貨發行高或は銀行の與信業務とも密接な關係なしとなしな。通貨膨脹或は金融機關の貸付増加が思惑人氣を誘發し物價騰貴を促すことも當然考へられるところであるが、一面五箇年計畫の遂行に全力を傾けまたその國力が日進月歩伸長を辿りつゝある滿洲國の現状よりして通貨の膨脹、貸出増加は當然のことである。又物價騰貴がこの情勢に拍車を加ふべきことも見易き理である。従つて通貨の膨脹或は貸出増を直にインフレと結び合せて考へることは慎まねばならぬ。勿論この兩者も或る程度物價騰貴の促してゐることは否定し得べくもないが、物價騰貴の主目としインフレ現象と連繫することには賛し兼ねる。主目は日本に於ける物價高と最近では特産雜穀の對日支輸出旺盛に因る市價強調にあり、従つて一般の懸念する如きインフレ現象とは解しない。

商業—物價・貨銀・諸相場

(その四) 商品の生産工程別
によるもの

大正元年平均	二年平均	三年平均	四年平均	五年平均	昭和四年九月		五年一月		五年十月	
					九月	八月	七月	六月	五月	四月
大豆	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
豆油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高粱	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
玉米	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小麦	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
面粉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
砂糖	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
棉花	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
布	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鐵線	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木材	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
洋灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
煤油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

新京重要物品卸賣物價指數

(滿洲中央銀行調査、新京卸賣物價指數より抽出、大同二年平均を基準)

大同二年平均	三年平均	四年平均	五年平均	昭和四年九月		五年一月		五年十月	
				九月	八月	七月	六月	五月	四月
大豆	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
豆油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高粱	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
玉米	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小麦	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
面粉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
砂糖	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
棉花	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
布	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鐵線	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木材	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
洋灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
煤油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

支那事變を契機とする主要商品卸賣物價指數

(滿洲中央銀行調査、支那事變を契機とする主要商品卸賣物價指數より抽出、大同二年平均を基準)

大同二年平均	三年平均	四年平均	五年平均	昭和四年九月		五年一月		五年十月	
				九月	八月	七月	六月	五月	四月
大豆	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
豆油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高粱	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
玉米	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小麦	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
面粉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
砂糖	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
棉花	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
布	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鐵線	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木材	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
洋灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
煤油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

大連卸賣物價指數

(大連商工會調査、昭和五年一月を基準)

昭和五年平均	六年平均	七年平均	八年平均	九年平均	十年平均	昭和四年九月		五年一月		五年十月	
						九月	八月	七月	六月	五月	四月
大豆	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
豆油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高粱	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
玉米	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小麦	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
面粉	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
砂糖	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
棉花	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
布	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鐵線	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉛	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
木材	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
洋灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石灰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
石油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
煤油	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

商業—物價・貨銀・諸相場

商業—物價・貨銀・諸相場

Table of market prices and exchange rates. Columns include months (e.g., 八月, 七月, 六月) and various price points. Includes a sub-table for '滿洲中央銀行調查' (Manchurian Central Bank Survey) with dates from 五月 to 十一月.

大連 勞働賃銀

Table of wages and labor prices in Dalian. Categories include '大工' (carpenter), '左官' (left-side work), '鑄冶職' (foundry work), '石工' (stonemason), and '木挽職' (wood pulling work). Rows show monthly averages from 五月 to 八月.

Main table of prices and wages. Categories include '奉天' (Fengtian), '新京' (New Capital), '勞働賃銀' (wages), '貨銀' (exchange rates), '石工' (stonemason), and '木挽職' (wood pulling work). Rows show monthly averages from 五月 to 八月.

商業—物價・貨銀・諸相場

大連特產三品現物相場

(滿洲中央銀行調查金額) 單位金額、年度、特產年度

年度	豆 (100斤)										油 (100斤)				
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	一	二	三	四	五
昭和十一年
昭和十一年
昭和十一年
昭和十一年
昭和十一年

大連市場絲絨布現物相場

(大連商工會調查金額) 單位金額、年度、特產年度

年度	十六番手 (二十番手)			粗布 (細綫)			粗布 (粗綫)			大尺布 (三輪A)		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
昭和七年
昭和六年
昭和十年
昭和九年
昭和十一年

年度	三月	六月	九月	十二月	一月	四月	七月	十月
昭和十二年
昭和十三年
昭和十四年
昭和十五年
昭和十六年

大連五品主要株式延取引相場 (單位円)

年度	平均	最高	最低	平均	最高	最低
昭和七年
昭和八年
昭和九年
昭和十年
昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年
昭和十四年
昭和十五年
昭和十六年

農業

概説

満洲の總面積は約三十萬平方千米でこの内五割餘が可耕地及牧野であり、國內三千萬民衆の中八割—九割は農民とその家族で糧食作物もその大半は農産物或はその加工品である。又貿易の點から見ても輸出總額の約七割は滿洲特産物たる大豆、豆粕、豆油其他特用作物によつて占められ、殊に滿洲は大豆の世界最大の生産國で大豆の輸出は滿洲國の國際收支上受取勘定の主軸をなすものである。斯くの如く滿洲に於ける農業は國民經濟上最重要の位置を占めてをり最近に於ける重工業部門の躍進と相俟つて農業開發の諸政策が滿洲國政府によつて積極的に遂行されるのも又當然である。

自然的條件 滿洲の農業を技術的に見た場合最も特異とする所は、寒地農業、即ち乾燥農業が行はれてゐないこと云ふことである。これは農業の前提條件である氣象要素其他の自然的條件に依るもので、先づ氣象



を見るに氣温は春秋の雨季が短く夏冬の雨季が長く、寒暑の年較差が非常に大きい。月平均氣温の最も高いのは七月で最低氣温は一月に現はれ、著しく大陸性氣候の特徵を發揮して、日本の如き海洋性氣候に比し大にその趣を異にし、冬期冷寒の爲地表の凍結は一米乃至二米に及ぶが、夏季は緯度に比し相當高温に達する。雨量は甚だ少く農耕地帯で五百乃至八百毫米で、日本の年總量の約三分の一、東部内蒙古の如きは三百毫米以下で最早農種不能である。土壤は農業的に不可ならざる適度で有機質並に窒素の含有量乏しく磷酸加里の含量は相當多い。

發達過程 土着の滿洲人及蒙古人は耕種農業に對する技能を缺き、遊牧が彼等の職業であつたが、清朝の封禁破れて以來關内から農民者たる漢人が殺到し來つて始めて滿洲の耕地が拓かれた。爾後この移住漢人により滿洲は開發され、漢人は東部内蒙古に喰ひ込み、漢人農家の勢力は内蒙古邊境に至つた。一方東部國境地方は朝鮮

耕地

滿洲は平原、山地が殆ど相半し平原には遼河、松花江の二大河が瀆流し、其の本支流域は肥沃な農耕地をなしてゐる。遼河流域に比較し面積遙かに大であるが、北滿の多くは既耕地で農産物の産額も前者程の増により松花江流域を主體とする北滿の開發は目覺しいものがあつた。滿洲の總面積は一二九、七二九千平方千米でこの可耕地は約三二、七二五千平方千米と推稱され、總面積の

二七、二%餘に當る。滿洲國並に滿鐵では未耕地の開拓に大童で同時に邦人移民政策

滿洲國耕地統計

省	面積	可耕地	不可耕地
吉林	1,100,000	310,000	790,000
遼寧	1,000,000	280,000	720,000
熱河	1,000,000	250,000	750,000
山東	1,000,000	220,000	780,000
河南	1,000,000	200,000	800,000
山西	1,000,000	180,000	820,000
河北	1,000,000	160,000	840,000
察哈爾	1,000,000	140,000	860,000
綏遠	1,000,000	120,000	880,000
寧夏	1,000,000	100,000	900,000
青海	1,000,000	80,000	920,000
新疆	1,000,000	60,000	940,000
陝西	1,000,000	40,000	960,000
甘肅	1,000,000	20,000	980,000
四川	1,000,000	10,000	990,000
雲南	1,000,000	5,000	995,000
貴州	1,000,000	2,000	998,000
廣西	1,000,000	1,000	999,000
福建	1,000,000	500	999,500
浙江	1,000,000	200	999,800
江西	1,000,000	100	999,900
湖北	1,000,000	50	999,950
湖南	1,000,000	20	999,980
安徽	1,000,000	10	999,990
江蘇	1,000,000	5	999,995
山東	1,000,000	2	999,998
河南	1,000,000	1	999,999
山西	1,000,000	0.5	999,999.5
河北	1,000,000	0.2	999,999.8
察哈爾	1,000,000	0.1	999,999.9
綏遠	1,000,000	0.05	999,999.95
寧夏	1,000,000	0.02	999,999.98
青海	1,000,000	0.01	999,999.99
新疆	1,000,000	0.005	999,999.995
陝西	1,000,000	0.002	999,999.998
甘肅	1,000,000	0.001	999,999.999
四川	1,000,000	0.0005	999,999.9995
雲南	1,000,000	0.0002	999,999.9998
貴州	1,000,000	0.0001	999,999.9999
廣西	1,000,000	0.00005	999,999.99995
福建	1,000,000	0.00002	999,999.99998
浙江	1,000,000	0.00001	999,999.99999
江西	1,000,000	0.000005	999,999.999995
湖北	1,000,000	0.000002	999,999.999998
湖南	1,000,000	0.000001	999,999.999999
安徽	1,000,000	0.0000005	999,999.9999995
江蘇	1,000,000	0.0000002	999,999.9999998
山東	1,000,000	0.0000001	999,999.9999999
河南	1,000,000	0.00000005	999,999.99999995
山西	1,000,000	0.00000002	999,999.99999998
河北	1,000,000	0.00000001	999,999.99999999
察哈爾	1,000,000	0.000000005	999,999.999999995
綏遠	1,000,000	0.000000002	999,999.999999998
寧夏	1,000,000	0.000000001	999,999.999999999
青海	1,000,000	0.0000000005	999,999.9999999995
新疆	1,000,000	0.0000000002	999,999.9999999998
陝西	1,000,000	0.0000000001	999,999.9999999999
甘肅	1,000,000	0.00000000005	999,999.99999999995
四川	1,000,000	0.00000000002	999,999.99999999998
雲南	1,000,000	0.00000000001	999,999.99999999999
貴州	1,000,000	0.000000000005	999,999.999999999995
廣西	1,000,000	0.000000000002	999,999.999999999998
福建	1,000,000	0.000000000001	999,999.999999999999
浙江	1,000,000	0.0000000000005	999,999.9999999999995
江西	1,000,000	0.0000000000002	999,999.9999999999998
湖北	1,000,000	0.0000000000001	999,999.9999999999999
湖南	1,000,000	0.00000000000005	999,999.99999999999995
安徽	1,000,000	0.00000000000002	999,999.99999999999998
江蘇	1,000,000	0.00000000000001	999,999.99999999999999
山東	1,000,000	0.000000000000005	999,999.999999999999995
河南	1,000,000	0.000000000000002	999,999.999999999999998
山西	1,000,000	0.000000000000001	999,999.999999999999999
河北	1,000,000	0.0000000000000005	999,999.9999999999999995
察哈爾	1,000,000	0.0000000000000002	999,999.9999999999999998
綏遠	1,000,000	0.0000000000000001	999,999.9999999999999999
寧夏	1,000,000	0.00000000000000005	999,999.99999999999999995
青海	1,000,000	0.00000000000000002	999,999.99999999999999998
新疆	1,000,000	0.00000000000000001	999,999.99999999999999999
陝西	1,000,000	0.000000000000000005	999,999.999999999999999995
甘肅	1,000,000	0.000000000000000002	999,999.999999999999999998
四川	1,000,000	0.000000000000000001	999,999.999999999999999999
雲南	1,000,000	0.0000000000000000005	999,999.9999999999999999995
貴州	1,000,000	0.0000000000000000002	999,999.9999999999999999998
廣西	1,000,000	0.0000000000000000001	999,999.9999999999999999999
福建	1,000,000	0.00000000000000000005	999,999.99999999999999999995
浙江	1,000,000	0.00000000000000000002	999,999.99999999999999999998
江西	1,000,000	0.00000000000000000001	999,999.99999999999999999999
湖北	1,000,000	0.000000000000000000005	999,999.999999999999999999995
湖南	1,000,000	0.000000000000000000002	999,999.999999999999999999998
安徽	1,000,000	0.000000000000000000001	999,999.999999999999999999999
江蘇	1,000,000	0.0000000000000000000005	999,999.9999999999999999999995
山東	1,000,000	0.0000000000000000000002	999,999.9999999999999999999998
河南	1,000,000	0.0000000000000000000001	999,999.9999999999999999999999
山西	1,000,000	0.00000000000000000000005	999,999.99999999999999999999995
河北	1,000,000	0.00000000000000000000002	999,999.99999999999999999999998
察哈爾	1,000,000	0.00000000000000000000001	999,999.99999999999999999999999
綏遠	1,000,000	0.000000000000000000000005	999,999.999999999999999999999995
寧夏	1,000,000	0.000000000000000000000002	999,999.999999999999999999999998
青海	1,000,000	0.000000000000000000000001	999,999.999999999999999999999999
新疆	1,000,000	0.0000000000000000000000005	999,999.9999999999999999999999995
陝西	1,000,000	0.0000000000000000000000002	999,999.9999999999999999999999998
甘肅	1,000,000	0.0000000000000000000000001	999,999.9999999999999999999999999
四川	1,000,000	0.00000000000000000000000005	999,999.99999999999999999999999995
雲南	1,000,000	0.00000000000000000000000002	999,999.99999999999999999999999998
貴州	1,000,000	0.00000000000000000000000001	999,999.99999999999999999999999999
廣西	1,000,000	0.000000000000000000000000005	999,999.999999999999999999999999995
福建	1,000,000	0.000000000000000000000000002	999,999.999999999999999999999999998
浙江	1,000,000	0.000000000000000000000000001	999,999.999999999999999999999999999
江西	1,000,000	0.0000000000000000000000000005	999,999.9999999999999999999999999995
湖北	1,000,000	0.0000000000000000000000000002	999,999.9999999999999999999999999998
湖南	1,000,000	0.0000000000000000000000000001	999,999.9999999999999999999999999999
安徽	1,000,000	0.00000000000000000000000000005	999,999.99999999999999999999999999995
江蘇	1,000,000	0.00000000000000000000000000002	999,999.99999999999999999999999999998
山東	1,000,000	0.00000000000000000000000000001	999,999.99999999999999999999999999999
河南	1,000,000	0.000000000000000000000000000005	999,999.999999999999999999999999999995
山西	1,000,000	0.000000000000000000000000000002	999,999.999999999999999999999999999998
河北	1,000,000	0.000000000000000000000000000001	999,999.999999999999999999999999999999
察哈爾	1,000,000	0.0000000000000000000000000000005	999,999.9999999999999999999999999999995
綏遠	1,000,000	0.0000000000000000000000000000002	999,999.9999999999999999999999999999998
寧夏	1,000,000	0.0000000000000000000000000000001	999,999.9999999999999999999999999999999
青海	1,000,000	0.00000000000000000000000000000005	999,999.99999999999999999999999999999995
新疆	1,000,000	0.00000000000000000000000000000002	999,999.99999999999999999999999999999998
陝西	1,000,000	0.00000000000000000000000000000001	999,999.99999999999999999999999999999999
甘肅	1,000,000	0.000000000000000000000000000000005	999,999.999999999999999999999999999999995
四川	1,000,000	0.000000000000000000000000000000002	999,999.999999999999999999999999999999998
雲南	1,000,000	0.000000000000000000000000000000001	999,999.999999999999999999999999999999999
貴州	1,000,000	0.0000000000000000000000000000000005	999,999.9999999999999999999999999999999995
廣西	1,000,000	0.0000000000000000000000000000000002	999,999.9999999999999999999999999999999998
福建	1,000,000	0.0000000000000000000000000000000001	999,999.9999999999999999999999999999999999
浙江	1,000,000	0.00000000000000000000000000000000005	999,999.99999999999999999999999999999999995
江西	1,000,000	0.00000000000000000000000000000000002	999,999.99999999999999999999999999999999998
湖北	1,000,000	0.00000000000000000000000000000000001	999,999.99999999999999999999999999999999999
湖南	1,000,000	0.000000000000000000000000000000000005	999,999.999999999999999999999999999999999995
安徽	1,000,000	0.000000000000000000000000000000000002	999,999.999999999999999999999999999999999998
江蘇	1,000,000	0.000000000000000000000000000000000001	999,999.999999999999999999999999999999999999
山東	1,000,000	0.0000000000000000000000000000000000005	999,999.9999999999999999999999999999999999995
河南	1,000,000	0.0	

農業—作物一般

滿洲農家戸數及農家人口

省	農家戸數	農家人口	農家人口	農家人口
	(戸)	(千人)	(千人)	(千人)
吉林	1,234,567	1,234	1,234	1,234
遼寧	1,234,567	1,234	1,234	1,234
山東	1,234,567	1,234	1,234	1,234
河南	1,234,567	1,234	1,234	1,234
江蘇	1,234,567	1,234	1,234	1,234
浙江	1,234,567	1,234	1,234	1,234
安徽	1,234,567	1,234	1,234	1,234
湖北	1,234,567	1,234	1,234	1,234
湖南	1,234,567	1,234	1,234	1,234
江西	1,234,567	1,234	1,234	1,234
福建	1,234,567	1,234	1,234	1,234
廣東	1,234,567	1,234	1,234	1,234
廣西	1,234,567	1,234	1,234	1,234
雲南	1,234,567	1,234	1,234	1,234
貴州	1,234,567	1,234	1,234	1,234
陝西	1,234,567	1,234	1,234	1,234
甘肅	1,234,567	1,234	1,234	1,234
四川	1,234,567	1,234	1,234	1,234
西康	1,234,567	1,234	1,234	1,234
察哈爾	1,234,567	1,234	1,234	1,234
綏遠	1,234,567	1,234	1,234	1,234
熱河	1,234,567	1,234	1,234	1,234
遼北	1,234,567	1,234	1,234	1,234
遼南	1,234,567	1,234	1,234	1,234
合計	1,234,567	1,234	1,234	1,234

作物一般

農作物種類 滿洲に於ける栽培作物の種類は四〇餘種類である。大豆、小豆、綠豆、粟、玉蜀黍、小麦、大麦、燕麥、蕎麥、稗、水稻、陸稻及特用作物としての棉花、薯蕷、草、青麻、荏(藤子)、洋麻、苧麻、落花生、胡菜、瓜子兒、向日葵、藥用人參、苜蓿等を主なるものとする。而して大豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麦の五種は全農産物の七、八割を占め、殊に大豆は滿洲特産の大宗と

滿洲國人種別農牧林業従事者人口

種別	人口
日本人	1,234
朝鮮人	1,234
蒙古人	1,234
漢人	1,234
合計	1,234

關東州農業戸數人口

種別	戸數	人口
日本人	1,234	1,234
朝鮮人	1,234	1,234
蒙古人	1,234	1,234
漢人	1,234	1,234
合計	1,234	1,234

なし、世界市場に滿洲大豆としての名を馳せ、いまにして世界産物の六割内外を滿洲で生産してゐる。

分布状態 農作物の分布は、自然的制約に従つて明確な地理的區畫をなしてゐる。大豆、高粱、玉蜀黍、小麦、棉花等は主要農産物に包含され、大豆は吉林、遼江、龍江、三江の所謂穀倉地帯と、奉天、安東の各省が大部分を占め、高粱は奉天、吉林の兩省が中心をなし、粟は熱河省以外の各省農耕地の殆ど全部に均分され、玉蜀黍の

中心地は遼江、奉天、安東の農産地帯で、小麦は遼江、三江、龍江省地方に主として分布し北滿の小麥地帯を形成してゐる。棉花は遼中、海城を中心とする一帯の南部地方に分布し、中部地域では淮南を中心とする諸縣に栽培されてゐる。果樹は奉天以南鐵道沿線及關東州に限られてゐる。なほ滿洲國の農業政策の遂行、農業五箇年計畫の具體化に伴ひ、ルーサン、ケナフ、苧等の新種作物が、農業の多角的經營化の趣旨に伴つて大豆代作として栽培され漸く試作の域を脱し普及化しつつある。

主要農作物果年作付面積 (單位千畝)

大豆	其他	高粱	粟	玉米	小麥	水稻	雜糧	其他	合計
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111

主要農作物果年生產高 (單位千石)

大豆	其他	高粱	粟	玉米	小麥	水稻	雜糧	其他	合計
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	11,111

關東州農產作付反別及收穫高

作付反別	收穫高	反當數量
大豆	1,111	1,111
其他	1,111	1,111
高粱	1,111	1,111
粟	1,111	1,111
玉米	1,111	1,111
小麥	1,111	1,111
水稻	1,111	1,111
雜糧	1,111	1,111
其他	1,111	1,111
合計	11,111	11,111

農作物收穫豫想調査

滿洲農作物の收穫豫想調査は從來滿鐵が

主要作物

大豆

大豆は滿洲農家の重要な作物で、其の品質生産高共に世界第一とされるが、最優良品種は主として南滿から産するものである。品種はすでに二百餘種を數へられるが、大別して黄豆、青豆、黑豆と稱はれ普通滿洲

單獨で行つて来たが、昭和九年よりは滿洲洲及滿鐵(總局を含む)が全滿洲農作物收穫豫想調査聯合會を組織し「主要農産物の當該年度に於ける收穫量を實際作付面積及作物に依る平常收穫量を基準として調査し、且出納實況を調査して豫想量の的確を期し、農産物の需給に關聯し各種應變の對策を考究すべき指針たらしめ、實收穫量を調査し農産資源に關する基本統計資料を作成する」ととした。一年を三回に分ち第一回は七月一日、第二回は九月一日、第三回は十一月一日現在である。康徳五年度第一回豫想は滿洲國產業部により八月十二日例年の例を破つて計數的發表を發止し抽象的方法により發表を行つたが業界の不評に鑑み同十六日従来の方法により計數的發表を行つた。爾來滿鐵發表を廢し產業部農務司調査による豫想の發表を行つてゐる。

子又は谷子と呼ばれ、食料の外に「黄酒」と云ふ支那酒の唯一の原料とされる外、飼料として珍重されるが、生産高の約五割は輸出される。康徳六年度(第二回豫想)作付面積二百四十四萬九千六百八十二陌、收穫高三百五十一萬七千七百五十七石であつた。

五 蜀黍

滿洲は玉蜀黍の産地として有名で、支那では「苞米」と謂ひ高粱、粟に次ぐ重要な食料である。主として南滿洲南部に産し、北部は栽培僅少である。北滿では酒の醸造にも使ふが、豆類の原料にも混用される。葉は燃料とし葉は家畜飼料とする。年産額は百四十萬石から二百三、四十萬石で康徳六年度(第二回豫想)は作付面積百九十八萬七千二百四十五陌、收穫高二百四十七萬八千八百二十七石であつた。

小 麥

尚ほ本品は高粱と共に對日飼料原料として年間合計四十萬石を供給することとなりこれがため滿洲國畜産部では増殖計畫を樹立低利資金百四十萬圓、陌當り二十圓を貸與して康徳五年度八十萬陌、二十萬石を増殖することとし目下施行中である。

農業——主要作物

南滿地方の大豆と同じく、北滿地方の重

要な作物として知られ北滿一帯殊に濱北沿線に多い。生産額は近年の平均は七、八十萬石で康徳四年度は百萬石を突破したが往年の豐作年たりし昭和六年(滿洲建國前一年)の百五十八萬石には及ばない。その用途は製粉工場に於て麥粉に再生産され、風味佳く他國品に較べて粘り強く、パンの製造には無二の名譽を博してゐるが、温度、虫害等の被害に弱く收穫の月先が極めて不安定で豐凶常なき有様に現狀を匡正すべく滿洲國では康徳元年度に克山に農事試驗場を開設小麥改良試驗に着手し、滿鐵でも公主嶺農事試驗場で大正十四年度以來品種の改良に着手してゐる。

増産計畫 小麥の需給は逐年増加の傾向にあるので、滿洲國では食料自給化國策上小麥増産は不可欠とし且つ國內製粉業の振興に對する原料基礎の強化をはかる意味をも含めて康徳四年度より増産計畫に着手した。康徳六年度(第二回豫想)の作付面積は百三十萬二千四百四陌、收穫量九十六萬三千五百三十九石であつた。

小麥及小麥粉統制 滿洲國政府は康徳五年滿洲製粉聯合會を設置し小麥粉の統制を行はしめたが同六年には更に粉類を擴大強化し原料小麥の買付、配給等にも當らしめることとし原料、製品の一貫的統制を企圖

しつつある。

水 稻

滿洲の水稲はその歴史淺く四、五十年の過去を持つに過ぎないが、地味は概して好適し、安東米の如きは越後米に劣らない聲譽を博してゐる。水田適地は遼河、松花江、牡丹江、穆稜河、嫩江、鴨綠江、太子河、遼河等の各流域に亘り、極めて廣大な可耕地が展開されてゐるが現在のところ二〇〇〇〇〇畝、約五〇萬石の收穫量に過ぎない。水田は主として鮮農によつて開發され、新京、奉天、遼陽、安東、開島、松崗、海城、營口等の南部地方や、北部森林地方、東部開島省一圓に水田が展開してゐる。而して今後本邦滿洲移民の増進、鮮農移民の進出に伴ひ水稲栽培は益々普及されるものと見られ滿洲國政府でも積極的に増産計畫に乗り出すこととなつてゐる。康徳六年度(第二回豫想)作付面積は二十八萬七千八百二十陌、收穫量七十一萬三千三百七十八石であつた。

陸 稻

陸稻は滿洲名で粟子と稱し大部分は滿洲人の食物用で、一部製菓原料にも充てられる。水稲に比べ品質は著しく劣り、價格低廉ながら、早生にして滿洲の氣候風土に適してゐるので廣く滿洲農家に栽培されてゐる。

康徳六年度(第二回豫想)作付面積は十萬二千八百二十二陌、收穫高十五萬五千二百...

特用作品

棉花、烟草、麻類、甜菜は特用作物として滿洲農家の副生産品となつてゐるが、穀類が全耕地の八〇%を占め残餘の二〇%中...

棉花

滿洲の棉花は北緯四三度半以南に栽培され、奉天省錦州省、熱河省一帶は棉作適地とされて、古くから在來棉が栽培されてゐた。

の現況は左の如くである。

- ▲滿洲棉花協會
一、本會(新設)辦事處(奉天支店)在滿洲十八區(現任技術員日英四六名、滿洲三三名)
二、事業原種(海城二〇陌、盤子一〇陌、採種園(一〇一〇陌十五區)採種組合區採種組合六五組合、村協同組合一五組合)種子配付量一四〇萬斤
▲滿洲棉花股份有限公司
一、總公司(奉天)收買所(南滿十六區)編織工場(大虎山、遼陽、錦縣、大石橋)
二、事業、棉花收買(康徳四年二月末現在)實棉六六〇萬斤(新製)三〇〇萬斤(新製)尙ほ滿洲國產業部では同公司の内務補充のため政府並に農事合作社折半出資に依り現在資本金二百萬圓を一期に一千萬圓に増資しその名稱を滿洲棉花合作團體と改める方針である。

棉花統制 滿洲國政府は康徳六年二月滿洲綏業聯合會(關東州綏業聯合會)を設立し同聯合會をして政府の配給統制の中軸機關たらしめ紡績用原棉は國內産たると輸入品たるを問はず凡て聯合會が一手にこれを買上げこれを公定價格により在滿紡績に對し合理的に配給すると共にその製品は凡て公定價格により綏業聯合會が獨占的にこれを買上げることとした。...

草丈一尺餘に達し昭和六年薩領トルキスタンより輸入、公主嶺農事試驗場で栽培の結果、滿洲における纖維植物より優秀でインド黄麻と對抗出来ること明らかとなつた。...

Table with columns for years (昭和十一年, 十二年, 十三年, 十四年) and values for '作付面積' and '收穫量'.

農 業—主要作物

麻實(小麻子) 日本の大麻を「綿麻」と稱しその種實は「小麻子」と稱し製油原料に供せらる。纖維は綱、羅、布の類を製し、その層は製紙原料となる。種實用のものは平原地方に多く産し、纖維用のもは遼寧省兩省の東方山岳地帯に多く栽培されてゐる。...

そ の 他

亞 麻 纖維採取、亞麻仁油採取を目的とする亞麻は北滿の一帯に好適の作物であることは滿洲農事試驗場の研究試驗により證明され、康徳元年には滿日亞麻公司が設立されて契約栽培が實行せられ急激な發展を來し康徳五年度は面積も一萬陌に達してゐるが滿洲國政府はこの重要資源たる亞麻の需要の充足を目標に康徳四年度の收穫高一萬五千越より五年後には七萬越にまで増産する計畫を進行中でケナフの増産と共に滿洲製麻工業の確立を期してゐる。...

で満洲でもこの適地たる哈爾濱附近と濱城線一而波に滿鐵によつて試作されたところ極めて好成績で歐洲産に劣らぬことが判明この結果昭和九年六月哈爾濱に大滿洲布製會社の設立を見、現在製品が市場に出ている。

青麻 日本は青麻で、遼陽、錦州、牛莊等に産する草丈七、八尺から一丈二、三尺に及ぶ。附屬の地方ほど發育がよい。綢、布の製造に用ひられ、又麻袋の材料に輸入黄麻の代用とされてゐる。

苧麻 大麻子とも云ひ、遼陽、通遼、洮南及彰武等各縣に産する。種子から大麻子油(苧麻子油)を搾取するので軍需原料として貴重視される。

薯蕷 薯蕷は大塊又は阿片と云ひ麻痺劑とする。熱河を主要地とし吉林山間地帯これにつぐが、滿洲國が專賣制を施し、阿片吸煙者を制限、年々栽培地帯を指定し清栽培を嚴重に取締つてゐる。

甜菜 北滿地方にあつて栽培に適し、製糖材料に用ひられてゐるが、昭和十年設立された滿洲製糖會社でも阿什河工場に原料として用ひてゐる。

なほこの外に藍、胡麻(芝麻)、落花生、馬鈴薯(土豆子)、瓜子(西瓜の種子)が特用作物中に入れられる。

果樹

滿洲に於ける果樹栽培は奉天以南の各地に行はれてゐるが、龍岳以南が適地とされ、その三分の二乃至四分の三は關東州に於て生産される。而して邦人の増加に伴ひ果實の需要は隨進を示し關東州、滿鐵附屬地の主要果樹の一つとなつてゐる。栽培面積は蘋果の五〇町歩最も多く桃、梨がこれに次いでゐるが、蘋果は美味の點で世界第一位で、紅玉、國光、初日の出、翠玉、祥玉、祝、旭等の種別がある。

關東州果樹栽培成績表

種類	栽培面積(町歩)	生産量(担)	平均価格(圓)
蘋果	1,200	150,000	1.25
梨	800	100,000	1.25
桃	600	80,000	1.33
葡萄	400	50,000	1.25
柿	300	40,000	1.33
李子	200	30,000	1.50
櫻桃	100	15,000	1.50
其他	100	15,000	1.50
合計	3,700	470,000	1.27

作 薯 薯蕷は東洋就中朝鮮及日本の一部に飼育せらる。他は殆ど支那山東省及び滿洲の特産にして、滿洲では百年前から飼育されてゐるが、産地は蓋平、岫巖、寶

何、安東西疆の各縣が代表的である。蠶場は山腹の柞蠶林で農民の副業であるが天候不順、病害等により豐凶の度が激しいため滿洲國政府では病害豫防の研究中である。生産額は大體平均十七、六億粒、價格一千五百萬圓内外で約三割は安東附近から産出される集散市場の主なるものは安東、蓋平、海城、松樹等である。

柞蠶は春繭と秋繭とあるが、秋繭を主としその糸は絹の代用品ともなり羊毛に混織されて、支那絹として織られるが、滿洲國並に滿鐵では品種の改良に盡力し殊に滿洲國産業部では康徳二年に安東、海城、蓋平に柞蠶糸検査所を設け、又康徳三年に西豊に柞蠶種蠶場を設立する一方、當業者をして柞蠶同業公會を組織せしめ、斯業の發展に盡力して来たが、更に産業開發計畫が國際收支適合の新體から再検討されるに到り、本品を新計畫に編入することになり新たに柞蠶絲増産五箇年計畫を立案して康徳五年より積極的開發に乗り出したが同六年遂に次の如き柞蠶の一貫的統制に乗り出すに至つた。

柞蠶統制 一、五箇年間三百億粒を生産目標として(現在年産約五十億粒)柞蠶の増産を圖る。而して之が増産方法としては柞蠶種蠶場の活用、未開柞蠶林の開發を圖

農業政策

り以て柞蠶飼育面積の確保をなすと共に柞蠶蠶場の設置、種蠶蠶場の移行、柞蠶技術員の養成等萬全の措置を講ず。 一、柞蠶養蠶業者の技術的指導助成を行ひこれが合理的經營を促進す。 一、柞蠶蠶、柞蠶糸、柞蠶繭及び換手買入販賣並に輸出は滿洲特種株式會社を設立して一元的に取扱はしむ。 一、右會社の柞蠶蠶、柞蠶糸、柞蠶繭及び換手買入價格を價格並に輸出價格は政府の認可を受けしむ。 一、右會社の柞蠶蠶、柞蠶糸、柞蠶繭及び換手の用運別配給割当は政府の認可を受けしむ。 一、政府は該會社に対して貿易上又は構成上必要な命令をなすことを得るものとす。

六年度收穫豫想 七月に於ける營業部農務司の豫想によると。 奉天省二十五億粒、安東省四十億粒、通化省七億粒、吉林省百二十億粒。 合計六十五億八百二十萬粒となつてゐるが七月末より八月初旬に於て旱魃甚だしく被害甚大なるものあり五十億粒獲得が危まれ

るものであるが、天候の關係や病害の少いこと等により有望視され、特に南滿地方に發展の可能性あり、關東州廳の獎勵により農家副業として飼育されてゐる。奉天以南にて春一回、夏一回、秋一回、計四回の育蠶が可能である。

發に力を注いできた。

農政機關 滿洲國建國と同時に實業部内に農務司が置かれ實業部外局として設けられた臨時産業調查局並に民政部、農政部と共に諸般の農政に盡力、康徳四年七月第二次經濟建設計畫の具體化に對して行はれた政府機關の一元化により實業部は産業部と改稱、依然として農務司が設置され、農政、農産、特産、水産の各科によつて一元的な農業政策、農事改良施設が着々と行はれてゐる。なほこの農務司の外に移民事業に對しては別に拓政司が設置されてゐる。滿鐵の産業部農林課同級道廳局産業課も別の意味で農政機關とも云へる。

指定農村復興方針 滿洲國では農村對策として各種農作物の改良、増殖、農村緑化、農村金融の改善、保甲制度等を実施し農村振興に邁進してゐるが、廣汎に亘る地域と農業知識淺薄なる全滿洲農村にこれ等諸對策を普及徹底せしめるため、各縣毎に適當の農村を指定し、是等指定農村に對して農村振興上必要な政府の諸施設獎勵及び指導を綜合的組織的に集中實施し、農村振興上自立自救の模範的農村たらしめようとし、年次別計畫を樹立、康徳三年度より實施した。

農業關係調査 (一)農村實態調査、臨時

たしてその特等所畜種其他の場合に因りて畜種、種
種其他種別の文書物件を調査し若くは關係人を訪問
せしむる事を得。
第十條 本法において主と稱するは農務部大臣及び經
濟部大臣をいふ。

第十一條 左の各條の一に該當する者は五千圓以下の
罰金に處す。
(一) 第三條又は第四條の規定に違反したる者
(二) 第五條の規定による命令に従はざる者
前項の場合において犯罪にかゝる重物にして犯人の
所有し又は所持する者はこれを没収する事を得、そ
の全部又は一部を没収すること能はざる時はその價
格を没収することを得。

第十二條 重物の輸出業者が工業者又は国内配給業者
其他重物を占有するもの第八條の規定による命令に
従はざる時は一千圓以下の罰金に處す。
第十三條 第九條の規定による報告を偽り若くは虚
偽の報告をなし又は官設官吏の職務執行を阻害した
る者は三百圓以下の罰金又は科料に處す。
第十四條 前三條の規定の適用については昭和五年勅
令第二百二十五號行政法規の附則適用に関する件に
依る。

附則
本法は昭和六年十一月一日よりこれを施行す。

滿洲特産專管公社法

第一條 政府は重要特産物の價格及配給を管理統制し

その生産の助長及輸出の増進を計り併せて之が利用
加工の利便に資するため滿洲特産專管公社(以下
社と略)を設立せしむ。
第二條 社は株式会社とし左の事業を営む事を目的と
す。
(一) 重要特産物の收購及び販賣
(二) 重要特産物加工場に対する投資
(三) 重要特産物及びその加工品の品質改善、新規
用途、販路擴張等に關する調査研究及び助成
(四) 第一項に附帯する事業
(五) 前各條の外主管部大臣(以下主と略)の特に
命ずる事業
第三條 社は本店を新京特別市に置く。
第四條 社の資本の額は三千萬圓とす。
第五條 社の株式は記名式とし一株の金額を百圓とす
第六條 社の株式は政府及び主の許可を受けたる者の
外これを所有する事を得ず。
第七條 社に理事一人、副理事二人以内、理事五
人以上及監事三人以上を置く。理事長、副理事長及
監事は政府之を任命す。理事長、副理事長、副理事
長理事及監事の任期は四年とす。
第八條 理事長は社を代表しその業務を管理す。理事
長事故ある時は副理事長その職務を行ふ。理事長及
副理事長共に事故ある時は理事中の一人理事長の
職務を行ふ。副理事長及び理事は、理事長を輔佐し
理事長の命を受けて左の業務を掌理す。監事は社の
業務を監査す。

第九條 理事長、副理事長及び理事は主の許可を受く
るに非ざれば他の業務に從事する事を得ず。
第十條 社は専ら主たる株主の十倍以上の株主を募集す
る事を得。
第十一條 社は毎年半年度に於て利益を生じたる時は
主の定むる所に於て一定金額を平衡資金として積立
つべし。
第十二條 社の毎年半年度に於ける利益の配當は年四
分五厘を越ゆる事を得ず。
第十三條 社の毎年半年度に於て生じたる損失にして
平衡資金法定準備金其他これに關する積立金を以つ
て填補する事能はざるものは政府これを補償す。
第十四條 社は毎年半年度に事業計畫を定め主の
認可を受くべし、これを變更せんとする時は又同じ
第十五條 社は主の認可を受くるに非ざればその所有
財産を他人に譲渡しまたは之を擔保に供する事
を得ず。
第十六條 定款の変更、利益金の處分、平衡資金の支
出、社債の募集並びに合併及び解散の決議は主の認
可を受くるに非ざればその效力を生ぜず。
第十七條 主は社の業務に關し監督上または公益上必
要なる命令をなす事を得。
第十八條 主は社監理官を置きその業務を監理せしむ
監理官は何時にても社の金庫帳簿その他の文書物件
を檢査しまたは社に命じてその事業状況を報告せしむ
る事を得。監理官は主に報告その他の會議に出席し
て意見を陳述する事を得。
第十九條 政府は理事長、副理事長、理事及監事の行
爲が法令、定款若くは本法により命令に違反し又は

公債を償ふと認むる時は之れを解任する事を得。
第二十條 本法に於て主と稱するは農務部大臣及び經
濟部大臣をいふ。

附則
第二十一條 本法は公布の日よりこれを施行す。
第二十二條 政府は設立委員を命じ社の設立に關する
一切の事務を處理せしむ。
第二十三條 設立委員は定款を作成し主の認可を受く
べし。
第二十四條 株式總數の引受けありたる時は設立委員
は通知なく株金の協込みを爲さしむべし。
前項の場合に於ては設立委員は通知なく創立
總會を召集すべし。
前項の場合に於ては會社法第八十七條第一項の規定
に依らざる事を得。
第二十五條 政府委員本公社の設立登記を完了したる
時は通知なくその事務を理事長に引渡すべし。

農業團體

滿洲農業團 中央會 (康德二年昭和十
年) 九月設立滿洲國關東局及び滿鐵の援助
下に滿洲國、附屬地および關東州内農業團
體をもつて組織し、事務所を大連に置き、
農業經營の合理化、農産生產品の販賣統
農業用品の共同購入等の事業を行つてゐ

農業—農業團體

滿洲農事信用組合 在滿邦農に對する短
期農業資金の調達を圓滑ならしむるため滿
洲、滿洲農業團體中央會と協力し康德三年
八月創立されたもので組合員は農業團體中
央會に加盟の農業團體に限られてゐる。康
德四年七月末の川資口數は一萬二千六百
出資金五十一萬八千圓、繰込六千九百餘圓
である。

滿洲特産中央會 滿洲農産物の大宗をな
す大豆並にその製品たる豆粕、豆油其他滿
洲特産物の品質、輸出販賣、取引の諸問題
は滿洲國の經濟建設上重大關係を有するの
で、滿洲國政府では關東局、滿鐵民間業者
と協議、滿洲特産經濟の改善發達を圖るを
目的とする「滿洲特産中央會」を康德二年
六月設立した。會員は特産輸出業者其他
の特産關係業者及其の團體よりなり、本部
を新京に支部を大連に置き、内外重要都市
に駐在員を派してゐる。事業の主なるもの
は特産物輸出市場の調査、特産取引の合理
化、特産物の利用増進に關する調査研究に
あり、滿洲國産業部特産科が指導監督を行
つてゐる。尙ほ特産專管公所の設立により

中央會の發展の解消は必至と見られてゐ
る。
主要農業團體一覽表
▲滿洲農業團體中央會所屬團體 關東州果樹
組合、滿洲果實輸出組合、金州果實販賣組合、曹
店果樹協會、三十里堡果樹組合、州外果樹組合
會、昭陽城果樹組合、旅順農會、旅順農會聯合會、大
連農會、金州農會、曹店農會、關東州畜産聯合會
滿洲畜産聯合會、滿洲畜産聯合會、遼中農會、遼
海農會、營口農會、鞍山農會、遼陽農會、
遼寧農會、新賓子農會、開原農會、開原信用組合、
昌圖農會、四合街農會、滿洲國羊組合、
城子堡農會、新賓農會、滿洲國棉花協會、大
石橋農會、公主嶺農會、大連模範共同果樹組合
會、但縣果樹組合、木洞湖農會
▲滿洲國農業團體一覽
(1) 縣市商會 奉天省二六、吉林省一六、黑龍省
五、安徽省一五、熱河省一〇、龍江省一、遼江省
四、三江省一。(2) 製茶組合 龍江省、黑龍省、
組合、得利寺製茶組合(3) 果樹組合 但縣果
樹組合(4) 榨蠶組合 遼中縣榨蠶組合(5) 水
利合作社、度木水利合作社(6) 總華合作社 錦
縣、義縣、營口、錦西縣各合作社(7) 棉花耕作
組合(8) 改裝奉天省一七、錦州省一八(豫定) 奉天省
二六、錦州三九

山羊 山羊は綿羊よりも體質強健、粗食に堪え、山地にも飼養し得、繁殖率も旺盛である。體格は綿羊よりも稍小さく、生體量牝二〇—四〇斤、牡三〇—五〇斤、肉外で、肉用の外に毛皮用又は製革原料となり、山羊毛は主として毯子等に用ひられる。

其他 鶏は滿洲國內至る所の農家に飼養されその型態は種目繁多で一定の型を有しない。鴨は蒙古與安東西北並に熱河省に産し大も蒙古犬と支那犬とあり、犬の皮は滿蒙の毛皮として有名である。

獸病 滿洲畜産の缺陷は家畜資源の劣悪なる各種獸疫の流行猖獗甚しきことと之が各地に年々多數の鶏畜を見て居る。建國前は住民の衛生に關する無智識と官廳の防疫に關する無施設の爲め、細菌の損害莫大なるものがあつたが滿洲國では防疫獸醫の配置、獸醫養成所の設置、其他家畜衛生知識の普及向上に努力しつゝあつた。康徳四年十二月家畜傳染病預防法の公布を見、法定家畜傳染病を鼻疽、炭疽、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、羊痘、豚疫、豚コレラ、牛結核、犬病並に馬及綿羊の疥癬の十二種と定められ茲に統制ある對病處置を容易ならしむるに至り家畜の改良増産と相應し、感々各種防疫に邁進中である。

畜産品

滿洲に於ては家畜のあらゆる部分が利用されてゐるが、その主なるものは肉、乳、骨、皮、毛、脂肪等で滿人及蒙古人の衣食

となり、又商品として販賣或は輸出される。毛皮及毛製品 羊は從來肉及毛皮用として飼養され羊毛は副産物として取扱はれてゐる爲、外國産羊毛に比し著しく遜色あり、主として下等粗紗、毛布、フェルト、絨氈等の原料とされ、毛皮は防寒被服用として用ひられてゐる。

豚毛は刷毛原料として用ひられ、其の中心市場は奉天、哈爾濱で、出廻りは屠殺の多い冬季で、且つこの季節は豚毛もよく密生するため毎年二—五月を出廻最盛期とする。輸出は大部分歐米で、康徳三年度約四百四十萬圓、康徳四年度六百五十四萬圓、康徳五年度は、五百五十八萬圓、價額五百四十七萬餘圓に達し、滿洲主要輸出品の中に毛等の産出があり、毛製品の主なるものは毡子、毡靴、毡鞋、毡襪、毡子等である。

滿洲は古來、毛皮の産地として有名で、羊皮、犬皮、熊皮等の産多く、尙吉林省、黑龍省、三江省の密林地帯には貂、山猫、狐、鹿、麝、豹、虎、狼、貉、栗鼠等の野獸畜皮を産する。毛皮の中心市場は錦州、奉天、哈爾濱で米國を主なる輸出先とし、主要輸出品に列せられる。康徳三年度五百十三萬圓、康徳四年度四百六十三萬圓、康徳五年度四百九十九萬圓といふ數字を示してゐる。

皮革 皮革の原料は豊富なるに尙らず一般に滿洲皮革は品質劣等であるが最近に

於ける日本製革技術の進出は今後の皮革界に貢獻するものと見られる。主要集産地は奉天である。尙ほ以上の羊毛、手皮、皮革類については、其の供給を適正ならしめる爲本年より配給、販賣、輸出入等に統制が加へられることになり、滿洲畜産株式會社、羊毛同業會、滿洲毛革輸入組合、滿洲毛皮輸入組合、滿洲毛皮輸出組合、滿洲單寧類統制組合等が産業部、經濟部の監督の下に其の間に當つてゐる。

獸骨及乳製品 牛、馬、羊、豚其他他獸骨の産額は相當あり、骨粉製肥料と其の製品輸出は有望視され、康徳五年度には、四萬四千斤、約十五萬圓の輸出を見てゐる。乳及乳製品は蒙古人の常食であり、又日本及びロシア人其他の消費も相當量に上り康徳五年には約二百餘萬圓の輸入があつた。

畜産加工業 以上の外現在のところ大した發達はしてゐないが獸肉製品の加工業も勃興の氣運にあり、ハム、ソーセージ、罐詰等の加工場も數箇所設置を見てゐる。

畜産施設

康徳四年度より着手された畜産開發五年計畫に於ても、家畜の改良増産は重要な一部をなし、殊に綿羊、馬匹の増産、品種の改良に主力を注がれてゐるが、同年七月間來各部に分掌せられた畜産行政機構は畜産局に結合せられ、次いで本年一月より馬及駱駝に關する事項は治安部馬政局に、

- 一、國立種馬場 海拉爾、洮南、哈爾濱、通遼、克山、新京、鐵嶺、林口
- 二、國立種馬育成牧場 索倫
- 三、國立種羊改良場 哈爾濱、扎拉木特、王爺廟、三江口、林西
- 四、家畜檢疫處 赤峰、林西、圖門
- 五、賽馬場 國立のもの哈爾濱、奉天、新京、鞍山、法人俱樂部安東、撫順、營口、錦州
- 六、中央農事訓練所奉天分所 從來農畜養成所と稱せられてゐるが康徳六年五月改稱せられた。
- 七、國立農事試驗場 農事試驗場七場のうち、公主嶺及王爺廟の二場では畜産の改良増産に關する試驗研究をも行つてゐる。
- 八、疫獸研究所

畜産—畜産施設

- 九、馬疫研究所 奉天に在り、馬疫以外の獸疫に關する研究並に獸疫血清及預防液の製造に當つてゐる。
- 十、省立種羊改良場 康徳四年新京に開設され、馬疫の預防法研究と豫防藥の製造に努めてゐる。
- 十一、省立種畜場 赤峰、朝陽、臥虎屯、龍江、奉天、錦州、吉林、齊齊哈爾、哈爾濱、佳木斯、延吉、通化、赤峰、黑河に設置され種牛、種豚、種鶏を以つて改良増産に努めてゐる。
- 十二、縣旗種畜場 縣立種畜場は八十四あり、主として豚、鶏の改良増産をなし、旗立種畜場は二十三ありて、主として綿羊の改良増産を行つてゐる。
- 十三、家畜交易市場 家畜交易市場法により開設された家畜交易市場は奉天、新京、哈爾濱、其他他三十餘場に達し、今後益々各地に設置される氣運にある。この外國内各地に自然に集合し開市されるものが多い。
- 十四、屠宰場 從來施行されてゐた屠宰場法は興安各省外の全區域と興安省の一部に適用せられてゐるが、康徳五年五月改正せられ、全國一律に適用せられるに至り、現在國內に開設せられてゐる屠宰場数は約三百

- 十五、畜馬組合 畜馬組合は康徳三年度以降、部落を單位とする實行組合を結成せしめてゐる。貸與を中心とする組合は約五〇、派遺馬及指定種牡馬を中心とする組合約七〇に達してゐる。
 - 十六、綿羊合作社 政府は綿羊改良増産の徹底を圖る爲、一般民間に種牡羊の貸付其他の助成策を講じてゐるが本事業の主體として綿羊合作社を結成せしめ、之を中心として指導獎勵を行つてゐる。現在各旗縣の綿羊合作社は、省聯合會を合して三十六に達してゐる。
- 以上の外關東州廳内にも、經濟部に畜産課を設け、各民政署管内に畜産組合、又は農會にて増産の指導をなし、滿鐵では各局の附業課に畜産係を置いて鐵道沿線各部落の畜産獎勵を行つてゐる十一箇所に種畜場を、哈爾濱に農事育成所を設けてゐる。又一般民間の畜産關係團體としては滿洲畜産株式會社、日滿綿羊協會、錦紡經營牧場、滿洲畜産組合聯合會があり夫々畜産産業の發達向上に貢獻してゐる。

置の開削な進行に資してゐる。即ち

- 一、同業林の伐採に付ては可及的速かに官研を普及する趣旨の下に左の方途を採る。
1. 新規に伐採を開始する箇所には特に重要なものを除き官研に依る。
2. 従前官研伐採地を走る伐採地にして相當の重要性を有するものは通常に其の間の整理を官研に任せしむ。
- 二、滿洲林業、中東海林及鴨綠江運木（以下特許會社と稱す）伐採又は保有林の配給及價格に付ては政府の統制に服せしむ。
- 三、滿洲、阿穆爾の伐採に係る一般用材は自家用材を除き之を滿洲林業に對し賣渡すものとし其の賣價價格に付ては前項に準じ決定す。
- 四、民間伐採一般用材に付ては伐採許可に際し條件を附し少くとも許可數量の十分の六を滿洲林業に對し官の指定價格を以て賣渡さしむ。
- 五、民間伐採特許用材に付ては許可條件に従ひ夫々官の指定する價格先に供給せしめ其の履行を確保す。
- 六、第一項の賣渡の國貨を期する爲滿洲林業をして必要に應じ民間伐採業者に對し資金の貸付等を行はしめ尙要すれば官研調査費に付ても別途金庫上の便宜を得しむる理を考慮す。
- 五、軍用材、官廳其の他の大口用材、國防用材、バンプ用材其の他特許會社所管の一般用材に付ては政府統制の下に原則として林野局又は特許會社より直接官研調査費所に供給するの措置を講ず。此の場合林野局に於て要すれば官研の調査を爲す。
- 前項の特許會社に付ては別に定むる所に依り豫め官研調査費より林野局に對し具體的に其の内容を申請せしむ。

- 六、運材業は許可事業とし必要に應じ製材料金等の統制を行ふ。尙官又は滿洲林業に於ても可及的其の製材能力を擴充す。
 - 七、各主要木材集積地毎に製材業者及木材業者をして組合其の他適當なる機構を組織せしめ官又は特許會社の伐採材又は保有材にして特殊箇所の場合に充てらるるもの以外は可及的に右機構を通じて一般に供給を圖り統制の徹底を期す。
 - 八、木材の輸出は許可制度とす。
- 而して、右の統制會社には滿洲林業が當ることになり、康徳五年十月、同會社を改組して、資本金も従来の五百萬圓より一億三千萬圓に増加した。
- 森林資源の培養** (一) 造林計畫 造林の急務なことは今更贅言を要しないが、政府は左記の造林計畫要綱に基き、國內に於ける造林を實施、森林滿洲の建設に向つて邁進してゐる。
- (イ) 一般用材用材として國有林を充實し造林は國家が之を行ふ。
 - (ロ) 官研調査、農村牧野、縣有林等は國家補助の下に官研調査費が造林を行ふ。
 - (ハ) 國防、軍用、治水、水産、國土保安其他公益上の造林は國が主體となり必要に依り官研調査費を加ふる。
 - (ニ) 民衆の福利を目的とするものは官研調査費其他の補助に付て造林を行ふ。
 - (ホ) 林野國產物としての毛皮、果實、油脂の採取等を期して造林を行ふ。
 - (ヘ) 造林初期は第一期三十萬畝、第二期六十萬畝、

第三期百萬畝として計百九十萬畝を以て目的の造林を完成する。

以上の要綱に基き、國營造林に於ては康徳六年に淨月潭造林場、北安、牡丹江、哈爾濱等の森林經營内に於て合計三千六百百畝の造林をなし、尙國有林伐採跡地の更生を圖つてをり、地方造林に於ては全滿要造林面積二千七百萬畝の内要急百十萬畝に對して三十萬年計畫を以つて造林を爲す計畫を立て六年より本格的實行に着手した。なほ造林實行の先決要件である苗圃は國營二十五萬所三百町歩、省縣營八百五十三町歩である。

(二) 森林保護 我が國は山火被害の甚大なる現況に鑑み貫徹せる山火警防方策を樹立し、國家總動員に依る全國的綠化運動と相俟つて森林資源の保護培養並に國土保安に資する爲め山火の網を期すべく、山火警防要領を作成、實施してゐる。なほ山火防止に依る森林の保護、愛林思想の普及、地元の部落民の生活改善を圖る目的で愛林會を設置し、一團體に對し三百圓程度の交附金を助成し普及を期してゐる。

國有林野の管理 國有林野の管理經營は林野局の下に各營林場をして擔當せしめ、その經營の中央統制と國有林國營を期してゐるが、經營を積極化するには施業案の編

成、林産物處分方法の改善、運材施設の整備、森林保護の施設等も必要とするのでその實現も漸々と圖られつゝある。林産物の處分は、従來は單に伐採地を指定するのみで伐採量は勿論のこと、出材量さへ制限されなかつたが、建國後は先づ出材量の制限を行ひ、木材の需給關係の統制をなすと共に、更に官行斫伐、立木拂下を實施し、伐採量の制限も行ひ、以て木材利用の集約化並に天然更新による林野の保護を圖つてゐる。而して計畫を進める前提條件をなす運材施設はその利用關係を考慮し、政府又は特殊會社滿洲林業に於て設備してゐる。

官行斫伐事業 國有林の合理的な經營上、國有林中主要地域に於ける伐採は可及的速に官行に依ることとなり、各地に於て伐採をなしてゐるが圖們、龍井、哈爾濱、牡丹江、勃利、穆稜、五常、湯原、阿爾山、北海、三河、綏化、黑河、通化、佳木斯、通河、虎林十七營林營管内に於ける康徳五—六年度の伐採量は二百六十六萬立方尺であり、右十七營林營に海拉爾、扎蘭屯、穆稜を合せた康徳六—七年度の伐採決定量は三百十六萬と見られてゐる。

國有林の伐採並に整備 國有林の伐採は治安維持上の要求に合致さず目的を以つて康徳二年度より引續き原則として所謂集團

伐採制を採用することとし、關係機關と協議の上、左の如き方針に依り實施してゐるが、伐採期間中における森林警察隊の編成については、毎年八月中旬伐採區域の編成を俟つて、治安部と協議の結果、九月上旬編成を終了し、一ヶ月の訓練を施した上、十月中旬、伐採警備に當つてゐる。なほ集團伐採制に依らないものは、少量を坑木及新築材等の伐採にして部落よりの日歸を條件としてゐる。

△方針

森林伐採區域の決定が治安維持上の要求に合致せしめ、其の警備は治安維持會の統制下に於て關係地方の警察機關直接其の衝に當り、必要に應じて日滿軍隊之を支援し以て林業に依る關係増進の基礎を築く。

要領

- 一、森林の伐採は林野局監督の下に營林營其の衝に當るも業務の執行に關しては治安維持會及警察機關と緊密に連絡して以て森林行政と營林營との關係を緊密に固めしむ。
- 二、森林伐採區域の全般的決定は林野局、治安維持會、治安維持會の協働に依りて決定し、各區域内に於ける伐採區域は營林營監督治安維持會及警察機關と協働の上之を決定し該區域外の伐採を禁止するものとす。
- 三、伐採區域決定せば營務局長は關係省治安維持會委員長との協定に基き關係省にして所要の警察官更に該區域附近に派遣し伐採出等の警備に當らしむ（林業者私設の自衛團は之を認めず）。

森林警備に任ずべき警察力（森林警察隊と稱す）は治安の狀況、森林の狀況、伐採區域の大小等に依り決定す。

- 四、關係省治安維持會委員長は治安の狀況を考慮し關係日滿軍隊警備官と協定して日滿軍隊を以て森林警察隊を支援するの義務を講ず、又日本防衛司令官は要すれば日本軍隊を警備の目的を以て伐採區域附近に駐屯せしむ。
- 五、警備の滿洲國軍隊及警察機關するときは軍隊指揮官、日滿軍警協同するときは日本軍隊指揮官全般に協同するものとす。
- 六、伐採區域出入する者は凡て關係官署の發給する證明書を携行せしむ。
- 七、林業者、伐木夫等にして通關又は伐採等不正の行為あるときは嚴重に處分するものとす。

運材施設 木材生産の合理化、奥地未利用林の開墾には先づ運材施設の整備改善が必要とされ、従來の水運利用に對康徳三年度より植林鐵道の敷設に着手した。

△康徳三年度

- 1 二道河子線（張江省寧安縣仙洞より二道河子上流に至る七十三町）十二月開通
- 2 天橋嶺線（同島省汪清縣三岔口より草皮溝上流に至る四十五町）十二月開通
- 3 龍安縣（同島省和龍縣龍井村より安圖縣王道鎮迄に至る八月十六町の内六十二町）完成

△康徳四年度

- 1 二道河子線の延長四町
- 2 天橋嶺線の延長二十町
- 3 龍安線、八月全線完成開通

△康徳五年度

水産

滿洲國の漁業

概説 滿洲の水産は海洋方面と淡水方面の両面ありて、此兩者は互に表裏の關係をなし滿洲水産業の特徴とも稱し得べく、即ち冬季に於て海洋漁業は海洋の結氷に依りて操業を中止するに反し、淡水漁業は朔風肌を剪く近寒の候に活況を呈して来るのである。かくの如く生産事情の對照は、之に附帶する事業に於ても對照的特色を有つてゐる。即ち夏季に於て、黃海、渤海の漁獲水産物は、北方に向け搬出され、冬季北部陸水面に於て漁獲されし水産物は、南方に向け搬出消費される傾向を有す。海洋方面は遼東半島の尖端にて、黃海、渤海の兩海洋に分たれ、その海岸線の延長四百八十哩餘、大小河川の流入による沈積物のため、廣大なる泥質の淺海發達し、その海況は浮游生産物豐饒にして、魚族の産卵、孵化、生育に適する關係上、魚類の游遊するもの頗る多く、湖の干満の差大なるを以て

之を利用しての沿岸漁業は獨特の發達を見ているが、沖合漁業にありては從來漁港、船溜の陸上施設乏しく、亦漁業者の經濟力が概ね貧弱なる等のため賑はず、従つて日本側出漁船の開拓占據するところとなつてゐるが、近く遼東島及大東灣に於ける漁港の完成、其他諸施設の充實に依り今後相當の發達が期待されてゐる。

淡水漁業に於ては前述の如く夏季漁業におけるよりも寧ろ冬季漁業に於て廣範なる取引の行はるゝは次の諸點に因るものである。

- 一、捕獲せる魚類は零下三十餘度の嚴寒に天然凍結され水産物の最も腐敗性を除去し、固形體に安全性を伴ひ、保管、運搬、取扱引上便なること。
- 二、水質は水産物の腐敗の低下により、理所に堪まり、多量貯蔵にて、一割打進の商運に便なること。
- 三、年末年始に當り、滿人の慣習及び農産收入により、農民の購買力が旺盛なる時期に當ること。

以上の如く冬季漁業は運搬、取扱、消費、生産上、有利な諸條件を具備してゐるため

短期間の漁獲高頗る多量であるが單價は比較的高く、産地に於ても夏季に比して、倍若しくは一倍半で取引され、其大部分は南方の消費地に向け搬出される。

漁場は國內各所に散在する廣大な幾多の大河湖沼にして、こゝに棲息する魚種は百三十餘種、このうち經濟魚種は四十餘種を算し、其産額約八萬餘、千五百萬圓である。しかして治安の確立、交通機關の發達に伴ひ、これら廣大なる未開發水域は漸次擴大され、一面水産増産計畫の實施に依り、將來、其生産額は益々増加の傾向にある。

隨つて水産物消費増勢を見るに、康徳五年度に於ける水産物輸入高は約二千八百萬圓にして、最近五箇年間に五倍増を示し、之に國內生産高千五百萬圓を加算すれば約四千三百萬圓の消費となり、建國當時に於ける一年一人當り平均五十錢の消費に比すれば倍額の消費となる。

北滿淡水漁業 北滿には嫩江、第二松花江其他大小の支流を合して流るゝ松花江水系(全滿洲國漁獲高の約七割は本水系にて占むるといはれる)及び×××××水系より各種の夥しき淡水魚類を産し、××湖、鎮泊湖、××湖等の湖沼も亦豐饒なる魚類の棲息を見、到る處好漁場に當り、冬季漁業においては概況に述べた如く、保護、運

搬に便なるを以て腹盛を極めてゐるが、春秋季漁業は漁獲物の保護、運搬が發達してゐないため未だ一般に開發されてゐない。

漁網法 漁網法は突鉤、攪鉤、卡子漁業等の原始的なものより、罾子、大網漁業の如き大規模なるものに到る迄、頗る多種多様にして、又それらの一つ一つには水年の變遷を経て、相當精巧を極めてゐるものもある。主要漁業の種目をあげれば、遼東湖漁業(罾子水罾子)、張網漁業(袋河網)、底掛網漁業等の定置漁業や大拉網、鐵脚子野扒網等の如き定所拉網漁業等が主なるもので、遊動漁業の主なるものには掛網漁業(絲掛子)、拉網漁業(大撥網、小拉網)、捲網漁業(捲網)、光鉤漁業(快鉤、洋鉤)等があり、其他他漁業、突鉤、攪鉤、卡子等の兼漁業も行はれる。

取引状況 現在大取引市場として榮えつゝあるのは嫩江の大賣、江橋及松花江産魚類の集散地たる哈爾濱である。大賣よりは新京に仕向け、新京より更に吉林、奉天等に送られる。取引の行はれる時期は主に十一月以後である。

南滿海洋漁業 先づ南海方面は安東、鳳城、莊河の三縣に亘り鴨綠江河口より關東州境鴨綠河に至る約百三十哩の沿岸で行はれるが、鴨綠江、大洋河その他河川より流

出する沈積物が形成する泥質の淺海部のため、安東、鳳城方面には適當な漁業根據地乏しく、従つて主として莊河縣下が漁業根據地となつてゐる。主として淺海漁業であるが、特に定置漁業に獨特の發達を見せてゐる。その他重要漁業としては釣漁業、刺網漁業があり、更に特有なものに石城島附近にて牡蠣網漁業が行はれてゐるが、何れも帆船漁業で、未だ發動機を用ひるに至つてゐない。漁獲物は蝦類、ダテウツ、サバ、サハラ、カキを主とし年産約五十萬圓と云はれ、大體安東で消費される。鴨綠江はシラウヲ、ウナギ漁場、同江口のカレイ、ヒラメ漁場は著名であるが殆んど朝鮮側漁民の獨占に歸してゐる。

次の渤海方面は復、營平、營口、盤山、錦州、錦西、興城、綏中八縣に亘る延長三百五十哩の沿岸で内に遼東灣を抱いてゐる。黃海方面同様遼河その他大小河川の流出す

る沈積物のため水淺淺く、營口、盤山、遼平地先一帶には廣大な干涸地を形成してゐる。底質は殆んど全砂泥質であるため、魚族の餌料たる浮游生物を豊かならしめ、産卵、孵化、育成に適する關係から魚類の游遊するもの多く、従つて到る處好漁場に當り、盤山沖の鱸、鰻魚漁場、龍房城沖、菊花島沖の黄花魚、鰻魚漁場、龍房城、菊花島、綏中沖の對蝦漁場等は特に著名である。今後熱河地方の開發、北支方面の安定と相俟つて發展性を多分に有し、この點黃海方面に比べ多大の將來性を有するものと思はれる。黃海方面と同じく張網漁業、捲網類漁業を主とする定置漁業や、帆船による釣漁業刺網漁業その他、此の地方に特有な漁業としては風網漁業、攪網漁業が行はれてゐる。漁獲物はエビ類、黄花魚、鰻魚、ヒラ鱈魚等を主として年額約二百萬圓を算すると云はれる。

主要魚類漁期漁場一覽

魚名	日本名	漁期	漁場
鰻魚	鰻	五月十八日—六月八日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鱸魚	鱸	六月十七日—七月七日上	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖
鰻魚	鰻	七月九日—八月九日	(遼東湖) 盤山、龍房城、營口沖、菊花島沖

水産—關東州の漁業

漁業者戸數

種別	日本人	滿洲人	合計
専業	1,000	500	1,500
兼業	2,000	1,000	3,000
合計	3,000	1,500	4,500

漁業者従事員數

種別	日本人	滿洲人	合計
専業	1,000	500	1,500
兼業	2,000	1,000	3,000
合計	3,000	1,500	4,500

關東州漁獲高

年次	日本人	滿洲人	合計
昭和六年	1,000	500	1,500
昭和七年	1,200	600	1,800
昭和八年	1,500	750	2,250
昭和九年	1,800	900	2,700
昭和十年	2,000	1,000	3,000
昭和十一年	2,200	1,100	3,300
昭和十二年	2,500	1,250	3,750
昭和十三年	2,800	1,400	4,200

關東州漁獲高年表

年次	日本人	滿洲人	合計
昭和六年	1,000	500	1,500
昭和七年	1,200	600	1,800
昭和八年	1,500	750	2,250
昭和九年	1,800	900	2,700
昭和十年	2,000	1,000	3,000
昭和十一年	2,200	1,100	3,300
昭和十二年	2,500	1,250	3,750
昭和十三年	2,800	1,400	4,200

水産物製造高

年次	日本人	滿洲人	合計
昭和六年	1,000	500	1,500
昭和七年	1,200	600	1,800
昭和八年	1,500	750	2,250
昭和九年	1,800	900	2,700
昭和十年	2,000	1,000	3,000
昭和十一年	2,200	1,100	3,300
昭和十二年	2,500	1,250	3,750
昭和十三年	2,800	1,400	4,200

關東州地方別水産物製造高年表

地方	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
大宮	1,000	1,200	1,500	1,800	2,000	2,200	2,500	2,800
浦和	800	900	1,100	1,300	1,500	1,700	1,900	2,100
川口	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
蕨	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100
東武野田線沿線	200	300	400	500	600	700	800	900
合計	3,000	3,600	4,300	5,200	6,000	6,900	8,000	9,200

水産—關東州の漁業

關東州沿岸は多季凍結の甚だし、僅少區域を除きカキ、アワビ、ハマグリ、アサリ、マテ、アゲマキ、モガヒ、イタヤガヒ、サザエ、アカガヒ、ナマコ、ウニ等、中有用海産類たるフノリ、イツノリ、テン

これを要するに州内の水産製造業は未だ試験時代を出でず、在來製品は腐蝕を脱せず、漸く漁業の進展に伴つてその製造高を増加しつつある状態に過ぎない。然しタラ、チウワ、グチ、エイ、ナマコ等の製品は漁支人の最も嗜好するところであるから殆んど無限の需要を有する滿蒙北支を手近に控へ製造に好適な條件を具備する點から見ても前途は相當發展を期待される。

水産—關東州の漁業

漁業者戸數

Table showing the number of fishing households in the Kanto region, categorized by nationality (Japanese, Manchurian) and type of fisherman (specialized, general).

漁業者従事員數

Table showing the number of fishing workers in the Kanto region, categorized by nationality and type of worker (specialized, general).

漁具

Table showing the quantity and value of fishing gear in the Kanto region, categorized by type (nets, traps, etc.) and nationality.

關東州漁獲高

Table showing the total catch value in the Kanto region from 1917 to 1920, categorized by nationality.

船

Table showing the number and value of fishing boats in the Kanto region, categorized by nationality and type (powerful, non-powerful).

關東州漁獲高年表

Table showing the annual catch value in the Kanto region from 1917 to 1920, categorized by nationality.

水産製造業 關東州に於ける水産製造業は餘り振はず、その全製産額の約八割強は滿洲國人の手によつて製造される。滿洲國

水産物製造高

Table showing the production value of aquatic products in the Kanto region, categorized by nationality and year.

關東州地方別水産物製造高累年表

Table showing the cumulative production value of aquatic products in the Kanto region by prefecture from 1917 to 1920.

水産—關東州の漁業

人製品として約四十萬圓の鹽乾鮭、約二十萬圓の鹽乾タチウオ、乾エイ、貝柱、クラゲ、乾カレイ等が主なるものであるが専業者がないので製法粗雑にして品質は各種製品とも他地製品に比べて劣り三、四割方安値で取引される状態である。日本人側の製品としては蒲鉾が大部分を占め、そのほかフグ、カナガシラ、グチ等の乾製品並に、コノワタ等が僅少製造されるに過ぎない。

これを要するに州内の水産製造業は未だ試験時代を出でず、在來製品は獨資を脱せず、漸く漁業の進展に伴つてその製造高を増加しつつある状態に過ぎない。然しタラ、タチウオ、グチ、エイ、ナマコ等の製品は滿支人の最も嗜好するところであるから殆んど無限の需要を有する滿蒙北支を手近に控へ製造に好適な條件を具備する點から見ても前途は相當發展を期待される。

關東州沿岸は多季凍結の甚だし、僅少區域を除きカキ、アワビ、ハマグリ、アサリ、マテ、アゲマキ、モガヒ、イタヤガヒ、サザエ、アカガヒ、ナマコ、ウニ等や有用海産類たるフノリ、イソノリ、テン

水産試験場 水産試験場は明治四十年七月關東都府府によつて設置され、現在は大連老虎灘に在り、各種の水産生物に對する各種漁法による漁業試験、底棲魚漁場調査、魚群移動に關する基本調査、海洋調査、水産

現行專賣制度を實施するに至つたのである。

(一) 製造
鹽の製造は許可制度である。即ち製造人たらんとする者は所定の書類を具して專賣局長の許可を得れば永久に一定地域に於ける製造権を獲得し得る。此の製造権は永久に相續し又譲渡し得るのみならず財產價值を有するを以て、專賣局長の許可を得れば譲渡に入れり事も出来、買賣も爲し得る。但し此の製造権と雖も專賣法に違反したる時は或は所定の條件に反する時は專賣局長に於て取消を命ずることを得るのである。

(二) 輸入及輸出

鹽の輸出は專賣局長の輸入は專賣局長の許可を要す。但し鹽の輸入に付ては其特殊性に鑑み專賣局長が之を許可し得る。尙少量の食鹽、醫藥用鹽、列軍軍需鹽等は税關長の通關許可のみにより輸入し得る。

(三) 收納

政府の許可を受けて製造し又は輸入したる鹽は總て政府に於て之を收納す。即ち製造人又は輸入人は命令の定むるところに依り其鹽を政府に納付する義務を有す。唯製造人の自家用鹽、政策賣下鹽を原料として製造したる鹽及税關長の許可を得て輸入したる鹽に付ては之を收納せざるに於て爲る。現在並等鹽と上等鹽の二種に區分されてゐる。は補償金を交付す。

(四) 賣下

收納したる鹽は賣下人を選じ賣下せしむる。賣下人には鹽店と鹽店とあり各五年及三年の期間を以て專賣局長及專賣局長が之を指定す。即ち之を賣下せしむるに於て收納せる鹽は各專賣局長に運送し專賣局長より鹽店に賣下し賣下店より賣下する二段階の二あり賣下店は現在数は次の如くである。

Table with columns for regions (e.g., 鹽田, 鹽店) and years (e.g., 十二年, 十一年). It lists the number of salt stores in various districts.

(五) 取締

右の如き專賣制度を維持する爲に各規程に付規則を附しある外既述の如く鹽製造人の許可取消と同様、輸出輸入、賣下人等の許可又は指定は一定の指令違反を原因として之を取消し得るのである。更に既述の防止又取締の防止を爲る爲一定期間の

塩増産計畫
專賣局長に於ては滿洲國産業五箇年計畫の一部門として鹽増産計畫を樹立し康徳四年以來實施中なるが、之が生産目標は康徳十二年に於て百三十萬越にして、うち國內需要六十萬越、對日輸出七十萬越なり。
之が具體策としては、
一、既設一般鹽田は政府補助に依り設備の改修、鹽田區劃の整理、揚水機をなせしめ以て鹽業經營の合理化を期し康徳十年に於ける生産年額を約四十八萬越に増せしむ。
二、滿洲國産業株式會社をして康徳八年迄に二萬陌の新鹽田を築造せしめ康徳十二年に於ける生産年額を約八十五萬越に増せしむ。
計畫にして既設鹽田は三分の一、滿洲國田は十分の一完成し大體順調に進捗しつゝある狀況なり。尙計畫樹立前と計畫完成後に於ける鹽田面積及生産量を比較せば次の通である。

Table comparing salt production and area before and after the plan. Columns include '生産量(萬)', '面積(陌)', and '計'.

滿洲國鹽灘動態表 (康徳五年度)

Table showing salt production dynamics for the 5th year of Kangde. Columns include '官署名', '局', '計', and various regional offices like '天橋嶺局', '大孤山局', etc.

水産—鹽業

Table showing salt production dynamics for the 5th year of Kangde. Columns include '官署名', '局', '計', and various regional offices like '大孤山局', '天橋嶺局', etc.

Table showing salt production dynamics for the 5th year of Kangde. Columns include '官署名', '局', '計', and various regional offices like '海拉爾局', '早白旗局', etc.

水産—鹽業

二一四、〇〇〇陌の鹽田を築造之が年産額約五十九萬とすることとし、尙八箇年計畫を何れも五箇年計畫に変更、資本金三千五百萬圓に増資することに決定した。

滿洲鹽業鹽田開發計畫

Table with columns for '別分' (Division), '面積(陌)' (Area), '生産額(感)' (Production), and '備考' (Remarks). It details the development plan for salt fields in Manchuria, including specific areas like 錦州鹽田 and 營口鹽田.

關東州の鹽業

概説 沿海及び黃海に面する沿岸は干潟地が多いので古來鹽業の發達顯著で、殊に滿洲國及び關東州の沿岸は降雨量の少いことと相俟つて鹽田面積廣く重要な産業

關東州鹽生産消費高

Table showing the production and consumption of salt in the Kanto State from 1928 to 1933. Columns include '生産高' (Production), '加工用' (For processing), '食用' (For consumption), and '合計' (Total).

關東州鹽生産消費高累年表

Table showing the cumulative production and consumption of salt in the Kanto State from 1928 to 1933. It includes sub-tables for '生産高' and '消費高'.

關東州鹽生産高累年表

Table showing the cumulative production of salt in the Kanto State from 1928 to 1933, categorized by region: '日本' (Japan), '滿洲' (Manchuria), and '合計' (Total).

關東州の増産計畫 日本專賣局では激増する工業鹽の需要に對處するため、昭和十一年末の五箇年計畫を放棄して關東州五十萬越、滿洲四十萬越、長蘆六十萬越、山東五十萬越、合計二百萬越増産を目標とする近主従從の新五箇年計畫を樹て國內需要の約八割を自給せんとするが、關東州においては昭和十二年九月に入り、更に關東州百萬越増産の大計畫を樹立し、鹽田の候補地を選定するに至つた。

これを民間側の増産計畫に就いて云へば、東洋拓殖株式會社では一時長蘆鹽の増産を眺めて開發を見送つてゐた清水河鹽田隣接の寶子河三百數十町歩の開發を決定するに至り、同開發には一町歩一圓として約四十萬圓の資金を要するといはれ、なほ原鹽洗滌設備の新設も考慮してゐる。次に大日本鹽業株式會社では現に鹽子高の××十町歩、普蘭店の大鹽廠、王家甸子、七頂山等××十町歩の鹽田を開設しつゝあるが、更に普蘭店區において×××百町歩の開發を行ふ筈である。なほ旅順の鹽業者武田政吉氏も鹽川村に×××町歩の開發に着手し、濱々嶺工を見つゝある。

關東州の製鹽方法 關東州は×××少く大氣×××蒸發盛んで適度の×××があるので天日製鹽地となつてゐるが、其製鹽方法は天日鹽(普通)と稱してゐる。再製鹽、粉碎洗滌鹽、洗滌鹽の四種に分れ、その分

鑛業—概況

こととなつた。

滿洲採金株式會社 滿洲採金事業の統制的開發促進の任務を以て、康慶元年五月設立されたものであり、遼吉、黑龍省(現在黑河、龍江、北安、濱江、三江、牡丹江、東安、開島、吉林、興安東北各省)を事業區域として勅令を以て指定せられ、該區域内に於ける採金事業の開發經營に當るため、砂金及金鑛の探掘並精練、會社の直營せざる鑛區に對する租額の設定、産金業者に對する資金の供給及採金事業の經營の委託並受託、粗鑛砂金及精金の賣買並にその附帶事業を營むで居る。即ち廣大なる事業區域内の金鑛資源の急速且完全なる開發は到底一會社のみの能くする所ではないので、該區域内に於ける直營以外の鑛區に就ては希望者又は金鑛發見者に對し租額設定又は探掘請負の形式に依つて民間業者の進出を請じ、又從來の既得鑛業權は之を侵犯することなく、寧ろ技術的及資本的に之が發展助成に努め、その經營の委任にも應じ、尙中央銀行の産金收買代行機關として該區域の産金を公平に買上げ、産金の迅速資金化に依つて民間業者は間接的援助を與ふる等、同社を統制の中心として民間との協力に依つて産金業の發展を促進せんとして居る。

資本金は現在公稱四千萬圓(内拂込三千一百六十萬圓)にして、全額滿洲國政府出資となつて居る。

滿洲鑛山會社 滿洲鑛山會社は滿洲重工業開發會社設立後同會社の出資により資本金五千萬圓全額非鐵金屬資源開發の目的で創立されたが、その後非鐵金屬ばかりでなく山金及砂金の開發にも當つて居る。

尙投資會社には安奉鑛業會社、滿洲鑛業會社、熱河鑛業會社がある。

石炭

滿洲の石炭は二疊石炭紀、侏羅紀、第三紀に分たれ、二疊石炭紀に屬するものは主として無煙炭で、本溪湖、復州、瀋陽等、侏羅紀に屬するものは亞無煙炭又は有煙炭で鶴崗、密山、西安、阜新、北票、八道溝等が知られ、第三紀に屬するものは褐炭又は無煙炭で撫順、扎賚諾爾等である。而して炭層数は七十餘に達し、埋藏量は二百億噸と概算され、鐵と共に實に滿洲に於ける鑛

業の大宗である。

滿鐵系炭礦

撫順炭礦 炭層は略々東西に延び長さ十九軒、巾は最大一二二軒に達する。夾炭層第三紀に屬し、下部層及上部層に分れて居る。主要炭層はその上部中にあつて世界有数の厚い炭層をなし平場四十米、古城子附近に於て最高百米に及んで居る。炭質は龍鳳炭礦が假炭性炭である外は弱膠着粘結性又は弱粘結性である。即ち低度揮發炭に屬し、東部に行く程炭化の度が進んでをり固定炭素及び灰分が増し、埋藏量は約九億五千萬噸と推定される。

煙臺炭礦 滿鐵本線煙臺驛の東方十六軒の地點にある。夾炭層は二疊石炭紀の出生で舟底狀向斜構造をなし、長軸の延長は南北約七軒、東西約八七〇米乃至二、四軒に達する。炭層は十八層あり、その中主なるものは五層、厚さは夫々二、一、一、一〇米である。炭質は半無煙炭から高度無煙炭に及び不粘結性で精煉量の多い缺點はあるが火力強く工業用炭として好適である。埋藏量は約四千萬噸である。

老頭溝炭礦 延吉縣老頭溝に北隣し、南北約六軒、東西約〇・八軒に亘り、侏羅紀に屬し發熱量五千六百乃至六千七百カロリーで

ある。京圖線の鐵道用炭に供せらる。

蛟河炭礦 吉林省龍德縣にあり京圖線蛟河驛より東南方一〇軒の地點にあり、所謂蛟河炭田とは蛟河站を中心とし拉法河に沿ひ南北三三軒、東西約一五軒の地域を謂ふ。

推定埋藏量は四千萬噸、炭層は上炭層(一・八一—二・〇米)大層(三・〇—五・〇米)一號小層(〇・二—〇・四)二號小層(〇・二—〇・六)三號小層(一・〇—一・二)の五層で、炭質は瀝青炭である。

阜新礦業所 阜新炭田は滿洲に於る最大炭田で、錦州省阜新縣及一部義縣に跨り、含炭區域は新邱より清河門に至る長さ七〇軒、幅八軒乃至二〇軒にして、新義線は炭田内を從貫し、炭田中心部海州に礦業所本部あり、新邱、孫家灣、五龍、太平、高德、平安及城南の各採炭所を有す。

同炭田の想定埋藏量は四十億噸で、炭質は一般に純漆黒の瀝青炭で脂肪光澤を有し灰分、硫黄分共に少く揮發炭に酷似して居る。用途は鐵道、船務用及一般工業用に最適である。同礦業所管下の八道溝採炭所は黑山縣八道溝驛の南方一軒にあり、八道溝炭田は想定埋藏量二萬八千九百萬噸である。炭層賦存狀況は、新邱區域は大體二枚の

炭層よりなり五米—二〇米あり、高德區域は二米—五米の層數枚あり總計二〇米に及び、孫家灣、太平區域は大體四〇枚の炭層にして、厚きは三十米に及び、合計層厚百米以上。五龍、平安區域は大體二層よりなり、厚さ十五米餘、傾斜は一般に緩で南一〇—二〇度を示す。八道溝區域は豫行可能の炭層五—六層にして平均層厚一・五米である。

西安炭礦 奉天省西安縣に在り、平海線西安驛より七軒の地點に在る。埋藏量は二億七千萬噸で、大成、泰信、富崗、東城の各採炭所を設置し豫行して居る。炭層の状態は極めて變化多く上層、中層、本層、盤下層並下層の五層にして、層厚二・〇—二・〇米平均走向約北三四度西にして傾斜又變化多く、西一六・〇度より四〇度に達す。現在豫行中のものは、主に二・〇米に達す。炭質は層により弱粘結性のものと不粘結性のものとあるが、何れも漆黒色の優良有煙炭であり、鐵道、工業用及家事用として好適である。

北票炭礦 錦州省北票に在り、錦古線金嶺寺より分岐する北票支線の終點にある。埋藏量は二億三百萬噸と想定され中央、三寶、蒙吉の三採所を有す。炭層の賦存狀況は、中央採炭所區域は豫行中のもの第三層

(一—五米)第四層(一九・八米)第四半層(〇五九米)第五層A(一・二七米)第五層B(一・三〇米)第六層(一・〇〇米)第七層(〇・九〇米)第九層(〇・七五米)の八層にして、層厚は所により一定せず變化多く、傾斜は四〇度—七〇度である。炭質は良質の瀝青炭で層により粘結性に富む、用途は工業用及コークス原料用である。

鶴崗炭礦 三江省陽原縣に在り、哈爾濱より松花江を下ること四四六軒の連江口より炭礦鐵道五七軒の地點にあり。埋藏量は五十億噸と想定せられ、興山、南崗、東山の各採炭所を置き豫行して居る。炭層は古世代保羅紀に屬し、現在判明せるもの十層傾斜二〇度—三〇度層厚二・〇米乃至一五・〇米にして整然として變化少い。炭質は粘結性を有する漆黒の良質高度瀝青炭で、鐵道、船務用及工業用家事用として用ひらる。

瀋陽炭礦 東安省密山縣に在り、虎林線瀋陽驛の西南約五軒の地點に在る。埋藏量は三億八千萬噸と想定せられ、河北、暖泉南採炭所を置き豫行して居る。炭層は大體七層あると豫想せらるゝも變化多く、厚さ〇・八一—一・八米現在豫行中のもの河北一坑(本層平均一・八〇米)二坑(本層一・八〇米)三坑(上層一・二〇米及下層一・〇〇米)四坑

鑛業—概況

(上層一四〇米、本層一〇〇米)。傾斜は二五度乃至四〇度。暖泉區域は目下試掘斜坑掘進中である。

炭質は強粘結性を有する良質の瀝青炭で、鐵道、工業用及コークス原料、家事用として用ひらる。

扎賚諾爾炭礦 興安北省に在り、濱洲線扎賚諾爾の西方三軒、滿洲里の東南三七軒の地點に在る。埋藏量は三九億八千萬噸と推定せられ、炭層は一層(二・七米)二層(七・六米)三層(一・三米)の三層にして現在第二層發行中である。傾斜は六一一二度である。炭質は瀝青炭に屬し粘結性水分多きも灰分極めて少く燃焼し易く、鐵道用及家事用として用ひらる。

遼東炭礦 奉天省復縣にあり、瓦房店より西南七〇軒自動車の便がある。埋藏量は六百九十三萬噸と推定せられ、主要炭層は上部、中部、下部の三層にして、現在發行中のものは中部層及下部層の二層である。厚さは平均一米なるも、一米一五米もあり。傾斜不同にして略々一〇—三〇度である。炭質は瀝青炭多きも良質の瀝青炭にして粘結性である。灰分硫黄分共に少い。用途は瀝青炭原料、瀝青用及コークス配合炭である。

田師付炭礦 奉天省本溪縣に在り、本溪

湖を距る東方約八〇軒の地點に在り、城廠の北西約一〇軒と本溪湖よりバスにて明山、これより溪城線にて小市驛に至り炭礦バスにて連絡す。

炭層賦存状況は田師付盆地に發達し、各層厚一―二米のもの十層存在す。埋藏量は一億六千七百萬噸と推定せらる。現在四層及九層、十層を發行準備中である。炭質は良好で高度無煙炭及半無煙炭で、家事用及一般工業用として用ひらる。

和龍炭礦 開通省和龍縣三道溝に在り、朝開線開井より西南五六軒定期バスの運行がある。同礦は開島炭田の中心として開發せられたるものにして其炭層賦存の狀態は北は夾皮溝より南は松下坪に亘り、三道溝に沿つて分布賦存し、發行可能のもの北部に四層、南部に二層を有し、厚さ一―三米ある。埋藏量は一億六千七百萬噸と推定せらる。炭質は脂肪光澤を有する粘結性の瀝青炭で、鐵道用及家事用として用ひらる。

東蒙炭礦 牡丹江省東蒙縣城の南西一四軒の地點に在り、發芬河より東蒙縣城迄乘合自動車の便がある。埋藏量は二千五百萬噸と推定せられ、炭質は低度瀝青炭に屬し、粘結性で水分甚だ少なく風化する。用途は鐵道用及家事用である。

綏子河炭礦 東安省に在り、虎林線西驛の北方約四軒の地點に在り、馬車又はトラックにて連絡す。埋藏量は三億五千五百萬噸で、炭質は瀝青炭と同様粘結性を有する良質の瀝青炭で、鐵道用、工業用コークス用及家事用として用ひらる。

恒山炭礦 東安省虎林線西驛の南方一〇軒餘の地點にあり、馬車又はトラックにて連絡す。埋藏量は六億五千五百萬噸と推定せられ、炭質は瀝青炭にして粘結性を有する良質の瀝青炭で、鐵道用、工業用の粘結性を有する良質の瀝青炭で、鐵道用、工業用コークス用及家事用として用ひらる。

三姓開發事務所 三江省にあり、埋藏量は三億三千三百萬噸と推定せられ、炭質は瀝青炭に類似する瀝青炭にして粘結性を有する部分がある。用途は鐵道用及家事用である。

其の他の炭礦

火石嶺炭礦 (吉林省永吉縣) 約四十年前土人張某に依り始めて土法採炭を行ひ二十餘年に及びたるも發展するに至らず、其の後吉林知府張謙は道務銀行吉林分行より借款して之を買収し、保吉公司を組織して探掘の進捗を計れるも資金難に陥り遂に停頓した。民國五年朱學佐なる者が年額大洋二千元の借區料を以て之を繼承し名を裕吉

公司と改めた。次で民國十四年元裕吉公司會計車某は裕吉の四圍に探掘權を得株主を募集して資金三百萬元の裕東公司を組織した。其株主中の有力者は北京財政總長關廷瑞、益通、交通銀行總理である。其他裕東の東に於て長春地方儲蓄會の出資に依り五十萬元の裕源公司、又其の西盤道近傍に裕西公司が設立された。

炭質は褐炭にして暗黒色乃至黒色を呈じ、餘り良好ならざるも塊分率比較的高く塊炭として市場に供給せらる。本炭は山元附近の鐵道用及家庭用に使用せらる、他哈爾濱、新京に供給せらる。

牛心嶺炭礦 奉天省本溪縣に在り、本溪湖より約十七軒、太子河の右岸にあつて溪城鐵道の終點である。二層石炭紀に屬し、炭層四枚、主要なるものは第三層で厚さ一米強である。推定埋藏量は一千萬噸である。

五箇年販賣計畫 (單位萬噸)

年度	一	二	三	四	五
總計	110	110	110	110	110
鐵道	60	60	60	60	60
工業	30	30	30	30	30
其他	20	20	20	20	20

滿洲石炭供給大勢 (單位千噸)

年	日本	海外	朝鮮	合計
昭和三年(昭和十一年)	1,110	330	500	1,940
同四年(十二年)	1,110	330	500	1,940
同五年(十三年)	1,110	330	500	1,940
同六年(十四年)	1,110	330	500	1,940
同七年(十五年)	1,110	330	500	1,940

鐵礦

鐵礦は現在までに發見されたものが總計二十五億噸に達するといふ豪華ぶりであるが、康徳四年四月より東邊鐵礦の大きな調査が進められてゐる。

その主なるものは奉天省の鞍山、弓張嶺

鐵礦埋藏量 (單位千噸)

期	鞍山	弓張嶺	合計
昭和三年	1,700	1,000	2,700
昭和四年	1,700	1,000	2,700
昭和五年	1,700	1,000	2,700
昭和六年	1,700	1,000	2,700
昭和七年	1,700	1,000	2,700

右のうち從來發行せられたものは鞍山と廟兒溝の二鐵山で弓張嶺は暫らく未着手

の鐵礦とされてゐるが大正二年日清合辦として更新し探掘に着手してゐる。

鋼業—鐵礦

貴州と富嶺の境界を製鐵技術の上から含...

鞍山鐵礦 鞍山鐵礦は舊日滿合辦振興公...

果設立されたる中日滿合辦振興公司に依り...

鞍にして附近山頂は海拔八百米に及ぶ...

鋼業—金礦

共に滿洲三大鐵山をなし莫大な貴鐵と相当...

牛心臺鐵礦 大正三年頃安奉線牛心臺附...

事案區域内の主要産金地を述べれば次の通...

工業



概説

概況 滿洲に於ける近代的工業は十九世紀末ロシア人の侵入により始まる。それ以前は滿人の營爲にかゝる手工業、家内工業の域を出なかつた。次いで日露戦争が熾した好況、更に歐州大戦中の工業の發展は目覚ましいものがあつたが、戦後の反動的な不況により全面的に沈滞した。ところが支那側は國政の保護により漸進的な進歩を見せ一方日本側は衰退の止むなきに至つた。

然るに昭和六年滿洲事變はこの事態を一變させ日本側工場は急激に進展し、滿洲國建設により治安の設備成り、邦人資本は滿洲へ雪崩の如く突進した。こゝに於て從來滿洲向輸出に頼つてゐた内地工業との間に矛盾が起きたので、滿洲國は適正なる統制的手段に出で兩方二者間の摩擦をさげんとし、適地適業主義が採用されるに至つた。

こゝに原料消費資源別會社数を挙げる。

事業別	原料地		消費地		資源
	内地	外地	内地	外地	
紡織工業	二	一	六	七	一
化学工業	七	三	二	八	二
金属工業	八	三	二	二	一
機械工業	一	一	一	一	一
農林工業	一	一	一	一	一
食品工業	一	一	一	一	一
其他工業	一	一	一	一	一
計	二一	一〇	二一	二一	二一

産業開發五年計畫の遂行により工業は國內治安成り政治的又は原料關係から關東州中心主義から奉天新京中心主義に移りつゝあり、又軍事的要請による特殊工業を主體とし、民需工業所謂平和工業は從屬的補助的地位を占めることとなつた。一方内地工業の滿洲移駐が問題に取上げられてゐる。

工業施設機關

滿鐵中央試驗所 明治四三年五月關東都督府より引繼を受け主として殖産工業及衛生に關する試験を施行する機關であつたが現在は無機化學、有機化學、燃料、農業化學、機械研究、車輛研究、電氣研究、土木研究、纖維研究の各研究室に別れ理化學工業及一般理化學的試験研究、機械及材料の試験研究、電氣機器及衡器の管理並上記各項の附帯業務を施行し尙依頼に依つて分析試験及機器、材料試験等を行つて居り、最近では特に石炭液化工業試験、纖維バルブ工業試験に力を注いでゐる。尙沙河河口工場は鐵道方面の諸研究を行つてゐる。

大陸科學院 滿洲國の資源開發利用並に産業各部門の急進な伸張確立を圖り、併せて滿洲國の科學的研究を統制する爲、康徳二年設置された綜合的科學的研究機關で國務總理大臣に直屬する。

現在院長鈴木徳太郎博士、顧問理化學研究所長大河内正敏博士、前院長直木倫太郎博士、滿鐵中央試驗所長丸澤常哉博士現在組織は院長研究室以下十二研究室即ち農産化學研究室、林産化學研究室、畜産化學研究室、生物化學研究室、有機化學研

究室、無機化學研究室、燃料研究室、機械研究室、動力研究室、上下水研究室、電氣化學研究室、冶金研究室、五試驗室即ち理化試驗室、土木試驗室、木材試驗室、低溫試驗室、機械工作試驗室及び哈爾濱分院に分れてゐる。管下機關に馬疫研究所、獸疫研究所、地質調査所及衛生技術隊がある。

他方政府各部局全般に亘る科學的研究事項を統制審議する機關として、康徳二年設立された科學審議委員會は、康徳五年十一月を以て第四回を重ね、資源開發上必要とする科學的研究事項、康徳五、六、七年度本院研究事項を審議決定した。

工業博物館

社團法人滿洲技術協會が大正十五年七月工業博物館設立を計畫し昭和二年十月大通市山城町に開館、同十四年四月日本橋圖書館跡に移轉さる。工業、滿蒙及交通の各室に分れ各種工業學術に關する最新式機械設備等貴重なる資料を陳列し一般に無料公開斯道の知識普及向上に資してゐる。

工業家團體 (大豆工業研究會) 大通滿鐵内にあり大豆工業に關する技術的經濟的研究を目的とし大通大豆工業營業者及び其の關係者を以て組織する。

(滿洲工業會) 昭和九年奉天主要工業關係者により創立された社團法人の工業家代表機關である。事業としては關稅、通貨、內國稅、勞務等の諸問題を調査研究して意見を發表し同時に内鮮工業機關と提携し日滿工業界の諸問題ともなつてゐる。

(大連工業會) 大正八年十月創立され大連及びその附近に工場を經營するものを以て組織され工業發達を促進し業界の共通的利益を増進擁護するを目的とする。

(南滿工業聯合會) 大正十五年創立し事務所を奉天に置き労働者の救済採集その他の目的を遂行し、會員は南滿各地の工業家又は企業家を以て組織してゐる。

以上の外工業關係團體としては滿洲技術協會、滿洲電氣協會、滿洲土木建築業協會、滿洲建築協會、滿洲工務協會、關東州能率協會、大連油房聯合會、滿洲發明協會、滿洲木材同業組合聯合會、その他がある。

工業關係調査

滿洲國實業部臨時産業調査局は康徳元年十二月設立され五箇年調査計畫に基き事業を進めたが、大體基礎調査を終り且つ滿洲國の第二次五箇年計畫の具現に對應しての政府行政機構の改革と同時に康徳四年七月一日を以て解消したが、今後は産業部内各

所に於て從來の基礎調査を引續ぎ更に調査を續行されることとなり、資料の保存、各司との調査連絡には官房文書科及資料科が當つてゐる。調査實施事項は左の如くである。

全國主要工場調査 康徳二年より臨時産業調査に於て各種工業の大體推移を検討し、工業行政の基本原料に供與すると共に總動員關係上の必要に應ずるため實施され、粉織金屬及機械、窯業、化學、食品品、製材、及木製品、雜工業の七に分割して調査し國家的重要性により分類され、大體康徳三年七月を以て完了した。

重要工業特殊調査 各種工業中生産額の大きなもの、國防上重要なるもの、貿易上重要なるもの、海外特に日本及支那に競争工業を有するもの、國民の生活維持に重大なる關係を有するもの等、特に重要と認めらるゝ工業を選擇し系統的に其の内容を檢討、基本資料を得る爲に實施された。而も重要産業統制、關稅改正、治外法權撤廢後に於ける對策及工業動員上貴重なる資料たるべきものとして康徳三、四年度に行はれた重要工業の範圍は左の如くである。

榨油業及榨油機械工業、糖業、棉業、麻業、糸織業、メリヤス製造業、織物及縫製業、織物製造業、バルブ工業、油器工業、人造肥料製造業、製粉業、西

工業—大豆工業

新設電力、製糖業、ソーダ工業、製安工業、マッチ製造業、製紙業等。

發電水力資源調査 康徳四年度迄に調査を實施したものの如くである。

一、鴨綠江水系(通化—桓仁—沙尖子—鳳江口)の水資源調査の調査、地形、流量、發電量、堰土工事の調査、電力キロワット、運送距離、運送費の調査、電力キロワット、運送距離、運送費の調査、電力キロワット、運送距離、運送費の調査。

二期計として既に水資源調査所は康徳四年十月完工、四年完了の見込、これが發電能力は六十四萬キロワット。

三、第二松花江(小南門—大南門)の流量調査及堰堤建設調査に地質調査。

(吉林上流二河附近に堰堤を設け第一期工事として一八萬キロワットなりしもの後三六萬キロワットに増強し第二期工事として二四萬キロワット、計六〇萬キロワット發電を計畫してゐる。

四、牡丹江(敦化—牡丹江—三姓)の水資源調査及堰堤建設調査に地質調査。

大豆工業

油房工業 滿洲特産の第一である大豆を原料とする油房工業は土産工業としての永い歴史を持つが工業化されたのは日露戦争以後の事である。油房は最初油の供給を目

的としてゐたが、日清戦争後日本農業者がその國內の事情から新しい世界を求めて滿洲に目を轉じ始めた時、移民に先立つて目を付けの油房工業の副産物である安価な豆粕の肥料の價值であつた。密蒙分に缺けた内地の瘦土は豆粕によつて更生せんとし、こゝに油と粕との位置は置換へられた。

以來、殊に大通油房の製品は歐洲向輸出の道も開け、原料豊富、品質優秀、利用範圍大と言ふ三拍子揃つた新産物は、滿洲重要輸出品の名に於て歐洲大戦には世界を舞臺として飛躍的な發展を經験し、昭和二年を絶頂として七年頃迄は豆粕年産六、七千萬枚を持續して來た。斯くの如く由來油房工業にとつて戦争はどちらかと云へば幸ひして來た。

併し滿洲事變後この事情は一變する。昭和二年の七千萬枚から昭和十二年は二千萬枚減へと生産量は著しく減少した。そして恐らく今後も油房工業は不幸な道を辿り続けねばならぬ運命にあると想像される。これには内部的な理由と外部的な理由がある。

内部的な理由は(1)油房工業の製造工程改良難(2)他の肥料、硫安と比較して肥料の價値が劣ることである。大正の終り頃滿蒙中央試験所により抽出式油房が、大豆工業會

により壓搾式油房が研究され始めたのは既に斯業が衰勢の前途を示し始めたことを見る事が出来る一方、昭和年代に入り豆粕の約三倍以上も窒素含有量を持つ硫安工業の進出は油房工業にとつては致命的なものである。かに見え、豆粕の用途轉換問題をさへ起した。外部的な理由は政策的なものである。前に滿洲國建國後中國は高率關稅障壁を豆粕に對しても適用したので(會ては五〇%を超した事もある)豆粕豆油の消費地であつた兩支の市場は失はれた。次いで此度の日支事變前後の軍需的要請に基く外貨獲得の爲の大豆の第三國向輸出奨励は圓プロクタ内に大部分の需要家を持つ豆粕の原料供給を不圓滑ならしめてゐる。只、恐らく一時的の現象であらうが、最近大豆價格高と硫安工業の統制により、自由取引品たる豆粕は反動的に生産高を上昇させてゐる。

滿洲總代理店

獨逸クルップ製鋼會社

安來製鋼所

機械部

製作機械鑛山機械其他

諸機械各種スプリング
製作販賣及各種工具類

本店

奉天千代田通三五番地

電話 三三八八八番

三六六六九番

奉天鐵西嘉工街四段二三

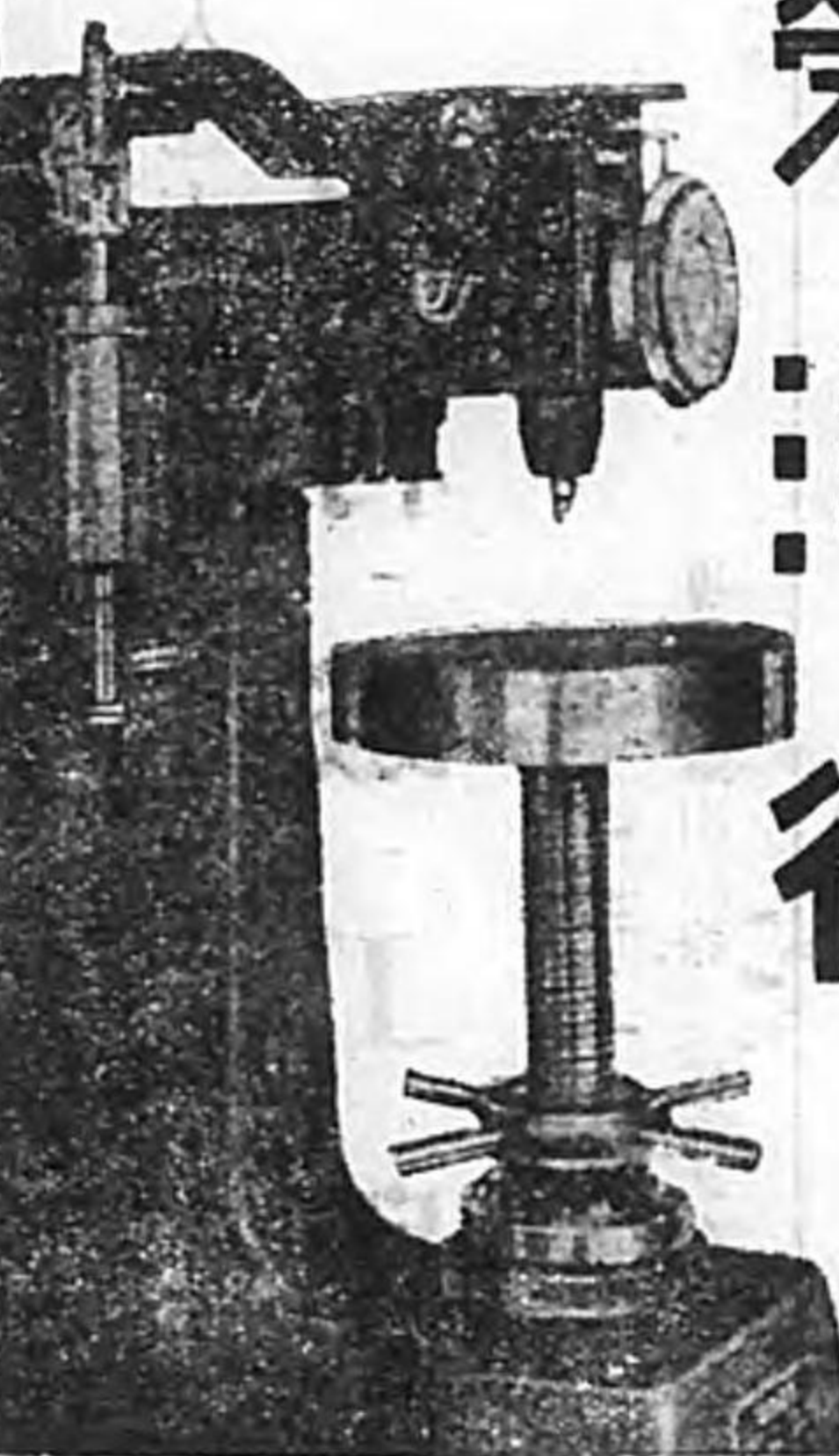
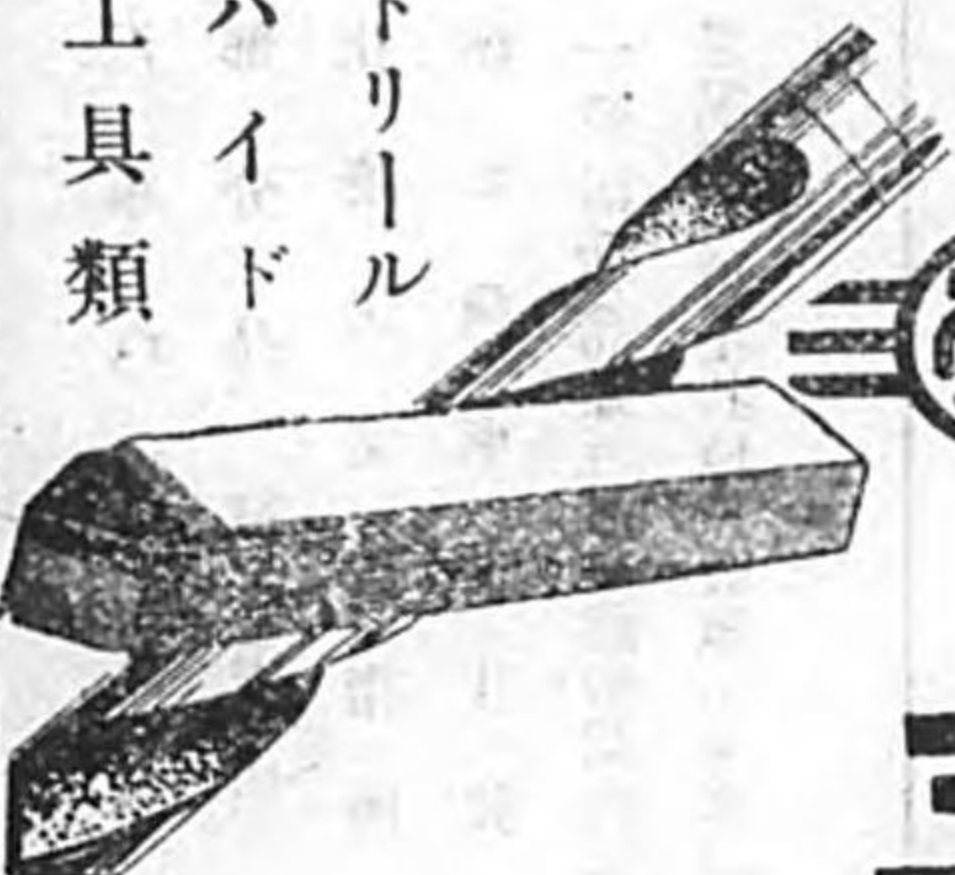
電話 五五一五〇番

出張所

東京、大連、新京

三榮洋行

ドリール
パイド
工具類



汽車汽罐、客貨車
部分品、鐵道用品
化學工業用諸機械
精密齒車設計製作
一般鑄造品並ニ耐熱耐酸鑄物製作
電氣瓦斯熔接其他一般鐵工々事請負

大連市日吉町十一

中村鐵工所

電話 三三三六八

專用鐵道引込線ノ設備ヲ有ス

大連市西通四十七番地

菱光商會

電話 三三六九八

「御申越次第カタログ呈上」

營業品目

三菱電機製品
工作諸機械
一般機械
電氣諸機械
其他各種

H.S.ドリル



機械工具 (在庫豊富)

中島洋行機械部

大連市須磨町一七八
電話 (2) 六九五一

御照會ヲ乞フ

銅、鐵、地金一般

滿洲屑鐵組合員

中島洋行

大連市須磨町一八番地

營業課目

機械工具、地金、船具、金物
綱索、錨鎖、特殊チェーン
工業用藥品、諸油、塗料
各種ハッキング、帆布及加工品
鑛山用及土木建築諸材料

營業所

大連市吉野町一〇〇番地



山陽商會

工場

大連市雲井町二三番地
電話④〇三二三番

電話②二一六四番
②九四九六番

鑛山工具

工業用品 鑛石鑛物 建築材料 鑄造材料 耐火材料 石綿及硅藻土

最新式

和光ライト

PETONER

コンクリート・迷彩塗料

ライトモルタル煉瓦面簡易化粧料
耐火 耐水 不変色

榮昌公司

本店 大連市紀伊町三十一
電話②2578②3524番

支店 奉天市大和町三十四
電話②5633番



營業課目

機械工具、地金、船具、金物
網索、錨鎖、特殊チェーン
工業用藥品、諸油、塗料
各種ハッキング、帆布及加工品
鑛山用及土木建築諸材料

營業所 大連市吉野町一〇〇番地



山陽商會

工場 大連市雲井町二三番地

電話 ② 二一六四
② 九四九六
④ 〇三二三番

鑛山工具

H2411

コンクリート・迷彩塗料

ペトナー

PETONER

ラントモルタル練瓦面簡易化粧料
耐火 耐水 不変色

工業用品
鑛石鑛物
建築材料
鑄造材料
耐火材料
石綿及硅藻土

最新式

和光ライト



榮昌公司

本店 大連市紀伊町三十一
電話 ② 2578 ③ 3524 番
支店 奉天市大和區瀾生町三四
電話 ④ 5633 番

創立 昭和拾參年
資本 金五百萬圓

奉天市鐵西區篤工街四段十九號



株式會社 滿洲日立製作所

專務取締役 竹内 龜次郎

製品 可鍛鑄鐵鑄鋼
概目 鑛山用諸機械

神戶 代理店
A.Y. 代理店
日東 代理店
HAMMA 代理店
I.K.F. 代理店
ジャイアント 代理店

營業科目

NEWARK、KEM、代理店
各種自動車部品及附屬品
各種機械類
各種工業用器具
各種音機類

大連市入船町四番地

株式會社 ヤマト商會

支店
奉天 千代田通二九番地 電話 〇四二一三七番
新 京 中央通四〇番 電話 〇三六九七番
哈爾濱 埠頭區斜紋街七六號 電話 二五一二二番
承德 南營子大街 電話 三一三番

鐵道車輛機關車、內燃機關線路用品
飛行機部分品機械類設計並製作



株式會社

大連機械製作所

取締役社長 高田友吉

專務取締役 佐藤恕一

本店 大連市臺山町

電話四一九一五一番

支店 鐵西區篤工街

電話三一四一八七番

雨覆◇天幕◇和洋家具◇室內裝飾窓
掛類◇洋服其他各種被服類製造販賣

大連市橋立町二番地

大連工業株式會社

電話 (3)(3)(3) 二二二 一一一 五五五 四三二 番番番

奉天市鐵西區篤工街一段一六

奉天工業株式會社

電話 (3)(3) 三五九 一四九 五四番

營品

業目

井野理賣

營業目

代理販賣 鐵鋼銅等各地金・亞鉛引鐵板・各種鐵線・各種パイプ並附屬品
 電機器具・油漆・土木建築・鐵道・鑛山・船舶・工場用品並
 製造販賣 亞鉛引鐵線・鐵條網・金網・鍛造品
 洋釘・鐵釘・鐵線・各種釘類・オートガイビット
 スプリングワッシャー等各種釘類・オートガイビット
 大連市佐渡町三十番地



株式會社

進

和

商

會

新京特別市豐樂路二一〇番地



株式會社

滿

洲

進

和

商

會

支店 奉天市大和區千代田通三三三番地
 同店 奉天特別市豐樂路二一〇番地
 同店 哈爾濱道裡新街一〇番地
 同店 奉天鐵西區嘉工街三段一四號
 同店 天津市甘井子楊家莊
 同店 大連市東城馬大人胡同二四號
 同店 北京市東城馬大人胡同二四號
 同店 天津市甘井子楊家莊
 同店 天津市甘井子楊家莊
 同店 天津市甘井子楊家莊

營業科目

授房、冷房、換氣、排氣溫度自動調整裝置等ノ設備
 水道、衛生、給水、給湯、温室、汚物焼却、汚水淨化、洗濯、乾燥炊事
 製氷、冷蔵、冷凍、冷水、スケールトリンク等ノ設備
 蒸氣消毒、除塵、真空掃除、自動消火等ノ設備
 ニューマチツクキヤリアー、コンベヤー、リフト其他各種運搬設備
 ストローカ、起重機、燃焼機、ポンプ等ノ設備
 電機、機械、材料、製作、輸入、販賣ノ業務
 其他土木建築並ニ附帶設備一般ノ設計監工事務
 本社 大連市山縣通二二二

代表 喜 田 鳥 録
 電話 ②②②②②
 ④④④④④
 ①①①①①
 ⑦⑦⑦⑦⑦
 ⑤④③②①

合資會社 第一工業公司

支店

出張所

奉天市大和區千代田通三三三番地 電話 ②②②②②
 新京特別市大同大街三〇一號 電話 ④④④④④
 (康寧會館二五八號)
 北京東南南大街七四號 電話 ①①①①①
 鞍山市北二條町二〇番地 電話 ⑦⑦⑦⑦⑦
 牡丹江市七星街六ノ三 電話 ⑤④③②①
 天津東馬路北二八號 電話 ⑦⑦⑦⑦⑦
 青島湖南路二二一號 電話 ⑤④③②①
 大坂市北區會根橋永樂町八 電話 ⑦⑦⑦⑦⑦
 東京市麴町區丸ノ内二ノ一〇 電話 ⑦⑦⑦⑦⑦
 丸ノ内二六三一

工業—大豆工業

大豆油大豆粕生産高

年次	大豆油 (千石)	大豆粕 (千石)
昭和九年	131,168	1,100,000
同十年	131,168	1,100,000
同十一年	131,168	1,100,000
同十二年	131,168	1,100,000
同十三年	131,168	1,100,000
同十四年	131,168	1,100,000
同十五年	131,168	1,100,000
同十六年	131,168	1,100,000
同十七年	131,168	1,100,000
同十八年	131,168	1,100,000
同十九年	131,168	1,100,000
同二十年	131,168	1,100,000

月別は主要生産地のみ、全産の約70%と推算する。

大豆油大豆粕生産高

大豆油 大豆粕

昭和九年 131,168 1,100,000

同十年 131,168 1,100,000

同十一年 131,168 1,100,000

同十二年 131,168 1,100,000

同十三年 131,168 1,100,000

同十四年 131,168 1,100,000

同十五年 131,168 1,100,000

同十六年 131,168 1,100,000

同十七年 131,168 1,100,000

同十八年 131,168 1,100,000

同十九年 131,168 1,100,000

同二十年 131,168 1,100,000

月別は主要生産地のみ、全産の約70%と推算する。

大連—滿洲大豆工業株式会社 昭和九年七月創立、大豆製品の食料品化を目的とし、資本金一五〇萬圓全額拂込、出資満額、味の素鈴木商店、日本食料品工業、三井、三菱、日清製油、豊年製油、三菱油房、三泰油房、成裕昌西記油房、ハルビン—華英油房公司

大連油房現勢表

油名	種類	製造機	一日生産能力	生産高	基本基金
豆油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
菜油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
桐油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
芝麻油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
花生油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
椰子油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
棉籽油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
菜油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
桐油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
芝麻油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
花生油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
椰子油	板式	板式	10,000	10,000	100,000
棉籽油	板式	板式	10,000	10,000	100,000



代理店
 日本電氣株式會社
 住友電線製造所
 屋井乾電池株式會社
 阪根金屬商工株式會社

營業品目
 電話機、交換機、無線機、其他一般通信機器

滿洲通信機

本社、奉天支店、大連、新京出張所、哈爾濱

以上の具體的な統制内容として次の諸項を實行する。

- ① 日本製粉資本並に技術の滿洲進出に對しては從來既設工場保護の趣旨より半ば消滅政策が採られて来たが今後之を撤廃し適當なる統制下に日本資本による新設工場の開設並に既設工場の買収改造に對しては積極的の獎勵助長策を採る。
- ② 統制の根本方針としては新設、哈市の二大製品を以て南滿の需要に充當し、各地方製粉の製品は専ら當該地方の自給を實現する範圍に止め哈市、新京、兩市の全工場を打つて一九とする相富強力なるカルテルを組織し、之を中心として全滿に亘つて製粉業統制の實現を期す。
- ③ 國內製粉業の見地より擔當り二種一〇歳を限度として麥粉輸入数を漸進的に引上げる。但その實施は消費を超過せる餘小麥の増産並に製粉工場の擴張を緊密に聯繫せしむ。
- ④ 小麥價格の統制 滿洲國貿易統制法の實施により麥粉輸入は杜絶した爲、國內製粉業は著しく活況を呈したが、市價は大暴騰を示すに至つた。その對策として政府は暴利取締令の制定並に擴大強化を以てしたが購辦抑制し難く、遂に昭和十三年六月暴利取締第三條規定により小麥及小麥粉の小賣價格に就き最高公定價格公定を見ることがなつた。
- ⑤ 然も尙配給の偏激全體的な供給不足の情勢は矯正されず、こゝに根本的な統制方策の樹立が要求された。そこで政府は同年九月五日生産より消費迄の即ち接續的配給制確立の根本方策に出で

① 政府は全國の製粉業者をして製造數量の割當、原料買付けの統制、團公共同購入、販賣價格、平衡資金の積立等を内容とする生産及配給に關する統制組合を至急組織せしむ。

② 政府は小麥粉配給協議會を設け全国各地に亘る小麥配給計畫を樹立せしむ。

③ 小麥粉代用品の使用を奨励する。

④ 小麥の實質價格を公定する。

⑤ 各主要市場地區に小麥粉卸賣組合を組織せしめ配給の圓滑を期す。

この意圖の下に康徳五年九月哈爾濱に於て滿洲製粉聯合會創立され、出資總額一〇〇萬圓を運轉資金とする社團法人が組織された。

本部は新京に、全滿を東、西、南、北の地區に分ち夫々牡丹江、齊々哈爾、奉天、哈爾濱に支部事務所が設置された。

邦人の製粉業 日露戦後當時鐵道に邦人經營の滿洲製粉會社設立されたが地理的に當を得なかつた事、外粉の壓迫が激しかつたこと等により振はず、後新京に分工場を設立したがこれ失敗に終つた。滿洲事變後政府の助成により昭和九年哈爾濱に日滿製粉(資本金二百萬圓)設立され大量移民の優秀な技術により實績上り、以後邦人の進出は目覚ましいものがある。

在滿主要製粉會社

(資本金十萬圓以上)

社名	本社	公積資本金	拂込資本金
日滿製粉	哈爾濱	10,000	6,000
滿洲製粉	奉天	5,000	3,000
滿洲日東製粉	新京	10,000	11,000
康徳製粉	奉天	2,000	1,000
東洋製粉	奉天	1,000	1,000
亞細亞製粉	哈爾濱	1,000	1,000
亞東製粉	哈爾濱	300	300
亞州製粉	新京	300	300
新華製粉	齊齊哈爾	100	100
長城製粉	錦州	100	100
哈爾濱製粉	哈爾濱	100	100

製粉業 北滿に於ける製粉工業は明治四一年ボーランド人により阿什河製粉廠(ハルビン郊外)翌年四年呼蘭製粉廠(馬龍口)の設立に始まり南滿に於ては大正五年南滿製粉(奉天)設立され、この三社を中心として建國前の情勢を窺ふことができる。阿什河製粉廠は機械を波蘭より輸入し製造能力は一晝夜二四、〇〇〇封度の原料を

消化し、大正一〇年は九千擔より昭和三年は三萬二千擔程度の產額高を見せてゐる。呼蘭製粉廠はドイツより機械を購入し操業は斷續的であつたが一晝夜二五、〇〇〇封度の原料消化力を有し大正十一年三萬八千擔から昭和四年には一八八百擔に轉落し五年工場閉鎖の止むなきに至つた。

南滿製粉は明治二三年設立の奉天農事試驗所により甜菜の栽培研究され、次いで大正三年滿鐵公主嶺農事試驗所其他による研究の結果資本金一、〇〇〇萬圓を以つて奉天に設立を見るに至つたもので、一晝夜甜菜消化能力五〇〇噸、精糖能力一、〇〇〇噸であつた。大正一一年能力六〇〇噸の鐵

鋼工場設立せられ大正一四年には計九萬七千擔の產額高を見せたが、獨軍閥の壓迫、瓜哇爾思惑の失敗其他が重なつて大正一五年に鐵鋼工場、昭和二年に奉天工場を閉鎖した。

以上の如き状態で滿洲國建設の時は何什河工場のみ操業を續けてゐるに過ぎなかつた。そこで滿洲國政府は國內製粉業統一を目標として、「滿洲國製糖工業方策」を樹立し、全日本製糖業者の統一的組織下に昭和一〇年資本金一十萬圓の投資會社滿洲製糖株式會社設立せられ、その事業會社として資本金五百萬圓の滿洲製糖股份有限公司

創立があつた。奉天南滿製糖の工場が先づその製糖場に充てられ一一年には呼蘭製糖工場も買収され、鐵鋼工場をも哈爾濱に移し、北滿第三工場をも建設計畫中である。

生産能力

工場名	一日原料處理能力	一期開製能力
哈爾濱第一工場	五〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 第二工場	六〇〇	一七〇,〇〇〇
奉天工場	五〇〇	一三〇,〇〇〇

支那酒造業 滿人が用ひてゐる支那酒には大體三種ある。高粱酒(燒酒、白酒、白干兒) 黃酒(清酒、元酒、老酒) 及老酒(紹興酒)これである。

高粱酒醸造は古くから滿洲の主要土産工業として知られ全滿至るところで半固形醱酵法と稱せられ極く原始的な製法方法工場設備により生産されてゐる。國內工場數約九〇〇、生産高一箇年約七〇萬石と稱されてゐる。

工場は奉天省最も多その數三〇〇に近しい。滿洲事變後近代的な醸造方法により高粱酒の生産をせんとすることが日本の資本家により研究されてゐるが現在のところその實績は明らかとなつてゐない。

黃酒は糯米或は糯黍を原料とするもので古くから小規模な生産設備で醸造されてゐる。工場數は全滿で約二〇〇軒その生産見

込數量は大體一二五萬斤と云はれてゐるが老酒の醸造と同様、未だ工業と呼ぶには餘りに微々たるものであらう。

老酒は支那酒の高級品であるが、元來南支の紹興府などから輸入に俟つてゐたものである。事變後昭和八年奉天に資本金五〇萬圓で滿洲酒造株式會社設立せられ、山崎百治農學博士の特許方法によつて、國産糯米を原料として醸造せられてゐる。其他營口牛家屯に釀造酒と稱する滿人經營の老酒醸造業あるのみ。

日本酒醸造業 明治四十三年頃鈴木三郎氏が大連に於て醸造を開始したのが滿洲最初の日本酒醸造である。滿洲に於ては醸造用水の良質なるもの多く、大正七、八年頃的好況期には大連、旅順、奉天、安東に斯業行はれたが、品質は所謂地酒の境を脱しなかつた。

殊に事變前の日本酒醸造は大體關東州が主體で大正十一年酒造稅施行、同一四年改正と共に酒造組合組織され、事業、品質の進展向上を計つたので、昭和三年頃には内地品と比較して大なる遜色なしと云はれるまでに至つたがこれ等は概ね朝鮮米を原料とするものである。

一方沿線地方に於ては何等組織的に斯業發展を目指す團體もなく振はなかつたが、

工業——食品工業

滿洲事變後日本人口の急激な増加と共に、需要急激に増加し、奉天、新京、朝陽川、牡丹江、哈爾濱、龍井村、圖們、延吉等に於て日本酒醸造され、殊に奉天へは内地酒造家進出し滿洲の釀とさへ云はれてゐる。昭和十一年滿洲國酒稅實施され工場設置は許可制となつた。

工場数は關東州内十四、滿洲國內八六と云はれ、釀造高五萬七千石、能力九萬石と稱されてゐる。

麥酒醸造業 北滿に於ける麥酒工場は明治三六年東支鐵道敷設工事の建設費につれて誕生した。南滿に於ては滿洲國建設後に斯業が盛になつた。北滿品は主として露人向、南滿品は日本人向で、忽布栽培と麥酒需給のバランスが取れる迄には未だ多くの年数を要す可く、滿洲國に於ける麥酒輸入高は年五萬石を超えるが如き状態なので政府は本工業を保護し大麥並に忽布栽培を奨励せんが爲に關稅優待を設けてゐる。原料大麥は北滿にては在來種(六條大麥)を、忽布は大部分チエツコ及ドイツよりの輸入に仰いでゐる。

北滿工場は設備不完全で資本的並に生産的に再組織を目標してゐるが、大滿洲忽布麥酒會社(資本金五萬圓全額拂込)(哈爾濱、一面坡)オリエンタル麥酒工場(哈爾濱)

二四〇

は關東州内滿洲國約半數を合せて四〇工場を算するに到り、造石高も十二萬石に達すると言はれてゐる。

從來、關東州は鹽に恵まれ斯業が榮え、滿洲國へもその三割程度を輸出してゐたが、事變後滿洲國內斯業の急激な急展により、近では州内造石高と比肩するやうな状態となり、國內向輸出は減退、更には關東州鹽業者を脅かさんとする情勢に向つた。

一方需給は國內生産では満たされず内地よりの輸入は年額約一萬石に達し、鹽甲萬、ヒゲタ第一流商品地位を占め、品質の優秀なること、大量生産による廉價、宣傳による普及により、滿洲市場を浸蝕し強固な根を張りつゝある。

味噌は滿人には需要なく専ら邦人向で専門工場は洲内四、國內二と許されてゐる。全滿醤油味噌醸造業者の主なるもの左の如くである。

- 大連—大連醤油會社 龍井村、龍井村
- 奉天—奉天醤油會社 伊豫製醬店、永利醬油公司
- 新京—滿洲醤油會社
- 遼陽—興田醤油

糧米業 滿洲に於ける米は陸稻米、水稻米、外米(ランダーン、サイゴン)朝鮮米に分けることができるが、その中水稻米、陸稻米、朝鮮米が、日本人用他は滿人向である。

康徳五年度の全滿最終收穫豫想は次の如くなつてゐる。

收穫高		前年推定	
(單位)	實收高	噸(△)	圓
水稻	1,000,000	1,000,000	1,000,000
北滿	800,000	800,000	800,000
南滿	200,000	200,000	200,000
合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000

産地は北滿では牡丹江、一面坡、哈爾濱、齊々哈爾濱、南滿では吉林、新京、開原、鐵嶺、奉天、山城子、撫順、營口、安東、松樹、大通等でこれ等は亦主要集積市場ともなり、米業もこれ等の地に行はれる。奉天の全滿米穀同業組合は滿洲米の品質向上の爲品質検査の勵行、規格の統一などの面に當り、滿洲獨特の無砂搗搗機により白米並に精米を精製してゐる。尙昭和十二年九月爲替管理法強化された爲、外米の輸入杜絶し、精米の圓滑の情勢を來し、企業處では統制を企畫してゐるが、昭和十四年九月からは米の配給が切符制度になるに至つた。

各地主要精米所製米事業

- 大連—大連精米株式會社 遼東精米所、協泰精米所
- 遼陽—遼陽精米株式會社 遼陽精米所、小賀精米所
- 撫順—成興洋行精米所 撫順公司精米所、小賀精米所

工業——纖維工業

纖維工業

製氷事業 滿洲の製氷事業は大體大連製氷株式會社によつて代表せられてゐる。會社は昭和十年十月旅順製氷會社と合併したが、市内三工場一日製氷能力通計二五〇噸と稱せられてゐる。奉天には奉天製氷株式會社(資本金八十萬圓)あり、製氷能力本社工場と分工場、合せて一日十五噸、一四年に於ける大連の水飢饉に當つて關東州へ相當量の氷が輸送された。其他新京には新京製氷所がある。

榨膠系工業 滿洲に於ける榨膠工業は古く山東人が滿洲に移住した當時傳來したものであるが、清朝時代にドイツ人が山東芝罘に起した製膠系が滿洲にも影響し急速な進歩

を遂げ安東を第一とし、鳳凰城、海城、蓋平の海岸に近い地帯から西豐、開原にまで製膠工場設立を見、滿洲の重要産業となつた。然し一般に家内工業を出でず新式の榨膠粉系工業としては安東に富士瓦斯紡績安東工場あるのみである。

絹綳工業も安東を中心と稍々發達し二十數工場を算したが、奉天の純益絹綳公司を除いては小規模で設備も整備してゐない。最近の推定置場面積四十五萬町歩産額五十億粒乃至八十億粒、生産榨膠系二五〇〇〇箱(一箱一〇〇斤)價額一、〇〇〇萬圓となつてゐる。

滿洲には絹綳工業が未發達のため大部分は原糸の儘日本、支那、米國などに輸出される。日本に於ては福井、岐阜、京都で製織加工したる後日本絹綳の名で印度、南滿その他に輸出されるが、どれも近年は次第に減少を辿つてゐる。最近政府の助成宜しきを得て幾分増加の趨勢にあるが、この減少は次の如き諸因にあるものと見られる。

- 1 榨膠質は方法粗なるため、放棄數に比し較低歩合懸く、また雨量過多に依る病害を受けることが甚しい。
- 2 榨膠質地方は完熟に達しある地域が極めて多い。
- 3 榨膠は綿糸用として供給充分でなく、十月より翌

平四作業者は原産全部を消化して終る有様であるから自然高となり易い。殊に前記の二理由に因り作業者の購買力不足に依り原産不足を感ぜられるに至つた。

作業者は低廉なる人絹糸の急激なる増産普及に生ずると同様に原産を侵され難くである。従来は取引はもとより検査所もなく糸價格共に區々々々新業の増産を遂げた。

茲に於て滿洲國は糸質統制の爲に康徳元年十一月全國作業者公會聯合會を新京に組織せしめ、同二年六月には國會の事業として輸出作業者検査所を安東に同分所を海城、蓋平に設ける一方、安東の近傍に飼育試験所を設けて蠶糸の改良に携はらしめ、更に同三年には初年度經費三萬圓を以て西豐縣に作業者試験所を設置したのを始め、同四年七月には奉天にて發達獎勵の審議會を開催して増産系質の改善に盡力するところあつた。

向作業者は強靱にして雨露に對する抵抗力が絹糸に優るので飛行機の翼飛行船の氣囊などの諸用途を持つのみならず、最近羊毛の世界的供給不足に伴ひその纖維が極めて近似せる特質を有するので、この代用品としての地位を獲得し、需要は年々増大の傾向になり、將來は滿洲國の輸出品として重要分野を占めるであらう。

柞蠶輸出量

Table with 4 columns: Year, Quantity (担), Price (圓), and Unit Price (圓/担). Data for years 1914-1920.

總糸布工業 滿洲國三千萬民衆の約九割以上は綿布の需要者であつて、綿糸布業者の規模は勿論所謂中世的手工工業であつたが古くより發達してゐた。これら業者は木製機の手織による所謂土布であつて現在の如き近代工業としての紡績機布業は大正十年以降發達したものである。即ち歐洲大戰に依つて資本、技術共に充實した日本紡績業は上海、青島から進んで滿洲にまで進出し大正十二年内外綿會社が金州工場を設立し同年三月遼陽に滿洲紡績、同四月周水子に滿洲紡績の創立を見た。續いて滿洲人が奉天に奉天紡績廠を創設し滿洲紡績事業の基礎を固めた。

租税の低いこと等であつたが、現實に事業に着手して見ると意外の支障多く、これが爲、滿洲紡績は州の内外を問はず滿洲事變前は甚だ不振であつた。その原因は次の如きものである。

發達を遂げ別表の如く現在、精紡機二十七萬一千九百八機、織機三千三百三十一臺の多數を擁し僅に北支那、朝鮮に匹敵する勢力までに發達した。斯くて輸入依存度は漸次減少せられ、且つ内地に於ける綿業統制の結果は自給自足を餘儀なくせしめてゐるが、康徳五年度の擴張計畫十萬四千三百二十八機を増設完了と計畫中の九萬四千九百八七機の増設が完成されるならば大體自給

自足は可能である。要は原棉手當にあるも滿洲國の生産計畫により又有望である。又國內に於ける手織業は全滿に一萬三千臺の小機織を算して土布を製し年々略十萬捆の棉花を消化してゐる。これらの土布は低廉な原糸、低廉な生産費で割安であり、而も品質は粗悪乍ら強靱なる爲に實質を尊ぶ滿人間に歡迎され、日本より輸入粗布大尺布の一大集團を形成してゐたが、これに

對して日本紡績は滿洲向大尺布を製造して關稅を逃れて壓迫したるも第二次關稅により土布保護され再び大尺布は凋落したが本年初めは特産物の好況に又回復の徵が一時現れしも東の間、内地の綿業統制強化に全く禁止されるところとなつた。しかし本年末竣工を豫想されてゐる東棉紡績業開始の曉は纏てこの工場製品たる大尺布が、全滿を騰捲するであらう。

在滿紡績現勢 (昭和十四年六月末)

Table showing spinning capacity in Manchuria as of June 1921. Columns include region (内外), machine types (精紡機, 織機), and counts.

東洋タイヤ

計 10,000 (タイヤ用原糸) 10,000 (限)

在滿紡績機械設備概況

Table detailing the equipment for spinning in Manchuria, categorized by region and machine type.

製紙工業

滿洲の製紙工業は手漉法による原始的な家内工業に屬する紙房と稱する舊式製紙業が

存在し、一方に近代工業に依る製紙工業が發達してゐる。後者は舊東北政權時代から各方面の支那人間に計畫せられつゝあつたが、政治的、社會的突發事件の影響を蒙る

事多く、好況に恵まれず經營自體に不利があつたり、隣接國に發達せる製紙國日本の存在あり過去に於ては不振と苦闘の連続であつた。併し新滿洲國の成立と共に情勢は

一轉し斯業も漸く發展の緒に着いた。奉天
膠家屯、遼陽、吉林等に散在し合計約四十
四軒位である。専ら滿洲人向の支那紙を製
造し投資資本全額合計約十五萬圓に過ぎず
生産額は約六五萬圓内外である。

鴨綠江製紙 (安東六道溝) 大正八年に
創立され資本金は五〇〇萬圓、(拂込四〇
〇萬圓)、大倉系なるも現在は王子製紙の委
託經營になつてゐる。木材を原料とし、生
産能力はバルブ年産一萬八千箱、紙類一萬
三千箱に上る。紙類種目としては支那紙、
手邊紙、膠紙、宣紙、襪紙、有光紙、ロー
ル紙等である。舊軍閥時代には邦人經營の
製紙業は支那紙と競争的地位にあつたが、
常に壓迫を受け鴨綠江製紙も多年積損を蒙
けて来た。然るに事變後は關稅の獨立によ
り滿洲國の需要を確保した上に支那方面に
も輸出するに至り次第に好轉し昭和十年に
は王子製紙の委託經營となつて今日に及ん
でゐる。

松浦製紙工場 (大連市外夏家河子) 瀋
陽製紙會社を買收昭和八年八月の創立で
ある。資本金一五萬圓經營主松浦輝夫氏で
ある。本質紙料以外の原料即ち紙屑等に依
り、和紙一切及支那人向禮拜紙を製造す
能力は製紙日産六・八箱である。

撫順製紙工場 (撫順) 瀋陽製紙會社
工場を買收増設せるものにして創立は昭和
五年十一月、資本金は一二萬圓(全額拂込
済)にて原料は紙屑、麻屑、糖等で、製品は
襪紙、包紙、膠紙、等である。年産一、〇〇
〇箱餘である。

六合成造紙廠 (安東八道溝) 昭和十年
七月六合成紙廠より王子製紙證券株式會
社となる。資本金は兩幣一五〇萬圓、原料
は漢其他を使用し製品は襪造紙、印刷紙、
襪紙等である。製紙能力は五、〇〇〇箱餘
である。

安東瀋陽製紙有限公司 (安東) 昭和十
一年八月創立し王子系資本金五〇萬圓の會
社である。原料は亞麻屑、製品は煙草用紙
である。

本工業の將來
一、現在滿洲ではバルブ工業の振興を見ん
としてゐるが、バルブ工業の勃興は勢ひ
製紙バルブの開生を促す事となり、結局
製紙工業を更に誘致する事になるであら
う。

あり、天津出張所を設けて北支にも進出するなど益々
事業擴充したので昭和十一年七月三百萬圓を總額として
五百五十萬圓にし、更に翌十二年六月一千萬圓に増資
し同時に従前額額二千圓のもの二種を併合して一株
の額面金額を五十圓に改めた。工場は奉天、名古屋、
阿崎、北京、煙臺の五箇所を有し、天津工場は目下建
設中である。

バルブ工業

滿洲に於けるバルブ工業は從來製紙用バ
ルブのみであつたが、滿洲事變後は日滿經
濟プロットが成つた上に恰も人絹工業の驚
異的發展を見るに至りバルブの需要急増せ
るため國內にバルブ製造事業を企畫するも
の踵を接するに至つた。之が認可に關して
は利權關係、國有林の處置問題等のため軍
並に滿洲國政府に於て慎重調査研究の結果
康徳二年十月以降、經營出願は會社設立許
可主義を執る事となつてゐる。

工業—纖維工業

に新たに抄紙、製紙工業の勃興に迄延び
んとしてゐる。
三、滿洲市場では低廉なる日本品と競争の
地位にあるべきを以て生産費低減の爲に
種々の企業要素を餘程有利に導く必要が
ある。

毛織工業 滿洲には羊の飼養が盛んであ
るが肉及皮を主たる目的とするので從來殆
んど改良行はれず、従つて羊毛の品質は極
めて粗悪であり、各地で家内工業的に毡子
(毛布)を産する程度で殆んど見る可きもの
がなかつた。然るに大正十年奉天に滿蒙毛
織會社が設立されて兎に角近代的方法に依
る毛布工業が滿洲に見られる様になつた。

東洋紡關係を以て設立せられた。伐採區域
は開島一帯で石硯が工場所在地である。
康徳製バルブ 滿洲製がバルブ原料に適
合せるに資し、康徳三年十一月營口に資
本金五百萬圓(拂込二百五〇萬圓)を以て
設立し、康徳五年一月より日産二十キロ、
年産七千キロを目標に人絹用及製紙用バル
ブの生産を開始し、操業の結果は好成績を得
たるを以て、本格的な増産對策に入り、鴨
綠江、松花江等の資源についても研究中。
近く年産一萬五千キロに擴張すべく努力し
てゐる。

る。蘆バルブの如きは、新原料開拓の第一
歩として大なる意義を持つものと謂ふ可く
其他大豆、綿、高粱等の軍糧類も、木材代
用原料としてバルブ化の經濟的方法を考究
就中蘆バルブに就ては既に會社を設立し實
施中である。

東邦バルブ工業 前身東滿洲人絹バルブ
は康徳元年資本金一千五百萬圓を以て創立
された大川系の會社で工場所在地は開島省
和龍縣開山屯、伐採區域は開島、安圖、撫
松、濛江の三縣下に跨つてゐる。合併後資
本金は三千萬圓に増額せられ製紙系の會社
となつた。

滿洲バルブ工業 康徳元年五月設立され
資本金一千萬圓にて寺田元之助を社長とし
伐採區域は樺川、勃利、依蘭、方正等の濱
綏線以北の森林地帯で人絹用及製紙用バル
ブを目的とする。尙康徳四年四月株式五萬
株が三變に依つて肩替された。

日滿バルブ 大正六年以來、開島方面に
投資してゐた王子製紙の林業會社であつた
が、此を基礎として昭和九年五月資本金一
千五百萬圓のバルブ會社を設立した。伐採
地域は牡丹江流域及額穆穆河等の大同林業
區域にて工場は敦化に有す。
東洋バルブ 資本金一千萬圓(拂込資本
五百萬圓)で川西清兵衛を中心に日本織及

二四五

製麻工業 滿洲は特産物の輸出である
からその包装用具としての麻袋の需要は夥
しき數に上り、大體年間新麻袋三千五百萬
枚、古麻袋二、三千萬枚の消費とされてゐ
る。世界に於ける麻袋の最大産地は印度で
滿洲も同よりその大部分の供給を受けるの
であるが、滿洲は氣候風土が麻類の栽培適
地なので自給自足に至らぬまでも、ある程
度まで自給すべく大正六年大連に資本金百
萬圓を以て滿洲製麻會社が、同八年奉天に
滿蒙纖維工業會社が相次いで設立された。
斯くて一時は兩社の生産高を合して四百萬
袋に及んだが、滿蒙纖維工業の後身たる奉

大製麻は大正十二年火災に罹り、加ふるに印度麻のダンピング、銀暴落の打撃を受けて昭和五年三月資本金三百萬圓、七十五萬圓拂込を百五十萬圓に減資し昭和六年遂に工場を一時閉鎖した。然るに滿洲事變後は奉天製麻に滿洲製麻及び三井の資本が注入されて兩社は事實上同一經營主體に歸屬して兩社製造能力一、〇〇萬枚(滿洲四百萬枚、奉天八百萬枚)をフルに動かすと云ふ好況を呈するに至り昭和九年十一月の關稅改正により輸入原料の關稅率毎噸一圓十三錢を従價に改めたので、これを主たる原料とする奉天製麻は著しく有利となつた。斯くて兩社の合併機運は益々熱し、康徳三年一月、滿洲製麻は奉天製麻と合併するたため資本金を一倍増資し二百五十萬圓とし二月には奉天製麻を合併して資本金も五百萬圓(二百三十七萬五千圓拂込)に増加し次いで昭和十一年春より増設に着手し昭和十一年夏竣工現在年生産能力は千八百八十萬枚に達してゐる。尙ほ十二年八月瀋陽に神戶の小泉製麻の資本、技術を以て資本金三百萬圓(拂込資本百五十萬圓)の遼陽紡織股份有限公司が設立され年生産能力は六百萬枚である。

化學工業

眞岩油工業 滿鐵撫順の油母眞岩を原料とする採油事業は明治四十二年來研究されてきたが、近年漸く完成、昭和四年製油工場を設け昭和五年一月より運轉を開始しその後改良を重ねた結果昭和十年乾餾工場改裝し、同十一年揮發油工場を設立し揮發油十四萬圓の設備を完了、更に燃料油工場を順次建設し、同十二年第二次擴充を行ひ、昭和十一年四月より揮發油事業資金一千八百萬圓を投じ揮發油年産三十一萬圓の完成に向ひ努力中であつたが、資材入手難の爲増産計畫實現期が多少遅れた。本年十月滿鐵の揮發油工場の總運轉に入つた。現在同工場は能力は粗油三十一萬圓、重油十五萬圓、硫安三萬九千圓、揮發油二萬圓、粗蠟二萬三千圓その他で、人造石油事業としては日本最大の工場を誇るものである。

有資鐵區は二十三の多きに達しその生産高も昭和七年七七四萬圓、同八年一、〇一五萬圓、同九年一、四二萬圓、同十年一、一八二萬圓、同十一年一、三九〇萬圓と年々飛躍的に増進し、従つてかゝる豊富なる石炭の液化工業は國防上の見地から絕對必要視され、昭和八年以來滿鐵撫順工場を始め、各地に工場が設置され事業の進歩を見つゝある。即ち撫順石炭液化工場は昭和十一年八月撫順市に設置され一千六百萬圓を投じて直接法による液化を企圖し、年揮發油三萬圓生産の試験工場を建設し過渡操業を開始したが、將來企業化の見通しがつけば年約二十五萬圓の能力とする豫定である。之について同十一年九月新京に資本金五百萬圓(全額拂込)で設立された滿洲油化學工業會社は工場を四平街に置き、黒井式低溫乾餾法により、原料を西安炭年約十四萬圓を使用し揮發油、潤滑油生産一萬圓、ユーライト八萬圓の生産を豫定し、現在工場建設中なるも資材難原料難の爲行儀みつゝあつたが、近く操業開始の豫定である。

潤滑油、ガソール、ラファイン等の生産をなす豫定である。

出資内譯は三井並に滿洲國各一千七百萬圓、滿鐵八百萬圓、帝國燃料興業五百萬圓、滿鐵八百萬圓、滿石三百萬圓である。この外野コンツェルンによる石炭液化工業會社の設立が企圖されつゝある。

石油工業 滿洲國は從來石油に關する限り常に外國に其の生命を制せられ、何等自主的立場に立ち得なかつた。如斯有様であつたから政府は燃料油の國內生産に積極的保護助長を講ずる一方諸外國に類例の少い石油類專賣制度を康徳二年四月より實施した。これより先大同三年二月政府は國策遂行機關として滿洲石油株式會社(資本金一千萬圓拂込七百五十萬圓)を新京に設立しその本格的操業と共に滿洲石油工業の確立を見るに至つた。同社の工場は大連製油所として大連甘井子にある。製品は州内供給の外大部分は滿洲國專賣總局に納入する。品目は揮發油、燈油、輕油、重油、潤滑油、アスファルト、パラフィン等である。尙原油は海外に依存してゐる。關東州内は自由市場であるが、昭和十一年四月からは州内業者は一種のカルテルを組織し滿石、ス社、ライ社、テキサス社相寄り販賣協定をなし州内市場統制を行つてゐる。然るに最近の

情勢殊に輸入資金等の關係上外油の輸入は次第に困難化し、州廳始め業者から撫順重油の要望あり、同品は不日州内市場に出廻るものと豫測せられる。

アルコール工業 現在滿洲にあるアルコール製造工場は大同酒糟の三工場を始め十五工場(内關東州に一工場あり、一箇年の全能力は約二萬圓である。大同酒糟公司是康徳元年十一月資本金百六十七萬圓(全額拂込)で哈爾濱に設立され年約三千圓で主として麥芽を用ひてゐる。

尙最近奉天に高粱精白工場の副産物をアミロ法にて處理する工場が設立せられた。最近日本内地の無水アルコール増産計畫に刺戟されて滿洲でもその企業化が計畫されるに至つたが同公司では醱造休止中を利用して年約一、〇〇〇圓の無水アルコール(九九パーセント)の製造を行つてゐる。尙木材屑を原料とするシヨウラ法による酒精製造も同社に於て酒々準備が進められてゐる。

硫安工業 從來滿洲では撫順硫安、昭和製鐵所、南滿瓦斯、本溪湖煤鐵公司等で副産物として四萬圓程度の產出を見てゐるが昭和八年五月甘井子に滿洲化學工業株式會社(資本金二千五百萬圓拂込千八百七十五萬圓)の創立と共に第一次計畫(十八萬圓)

に於て世界最初のウーデー法による硫安工場建設十三年八月現在では約二十萬圓を生産する能力を持つに至つた。更に増産計畫を進め昭和十二年十月以降、硫安年産二十四萬圓の設備設備を有してゐる。なほ滿洲國政府並に全關聯との折半出資により盤龍島に資本金三千萬圓能力年産二十萬圓の滿洲硫安會社が設立されることに方針決定してゐるが、工場建設は少なくとも三年後とされてゐる。

製鹽及び鹽工業 日本の化學工業の發展に伴ひ、近海に原料鹽供給地を確保する必要から滿洲國及び關東州の鹽田の大擴張計畫が樹てられてゐる。關東州内では九千三百町歩、内大日本鹽業が八割、東拓が一割五分残り土民鹽田の割合で更に四千町餘の開發計畫を樹て一著しい増産を目指してゐる。

滿洲國では滿洲鹽業株式會社が特殊會社として新京に設立され、第一期千四百町歩を復州沿岸の開發を十二年末完了、續いて望海甸に二千二百町歩錦州省沿岸鹽田開發五箇年計畫一萬五千町歩の開發にも着手することになり、土民鹽をも合すれば滿洲國消費高を差引き工業用鹽としての餘力は五

年後に六、七十萬圓となる見込である。同社の資本金は五百萬圓(百二十五萬圓拂込)であるが増産計畫のため拂込徴収を企圖する外なほ一千五百萬圓の増資さへ計畫されてゐる。

更に製鹽事業の確立に伴ひ滿洲曹達公司が特殊會社として資本金八百萬圓半額拂込で康徳三年五月新設された。工場は大連甘井子に同四年八月竣工、日産百越で目下二百越年七萬越増産計畫中である。原料鹽は滿洲國、關東州鹽の外金州附近に自家鹽田一千二百町歩を持つてゐる。尙同社は滿洲の水電開發により豊富なる電力と相俟つて滿洲國內に於て電解工業の計畫を進めてゐる。最近は滿洲事變後まで勢力を示したるブライナモンア製品を完全に壓倒、これを市場からロツクアウトし、日滿兩國の需要に充當してゐる。この外撫順に於ける。滿洲金屬株式會社は電解苛性曹達工場(年産一、二〇〇越)を建設中で、奉天の大和染料分工場でも同機電解苛性曹達工場(年産二五〇越)の操業を開始した。また最近關原に於ける大豆バルブ會社も自家用苛性曹達及び鹽素の必要により年五、〇〇〇越の電解工場を建設する豫定である。

社である。同社は滿鐵中央試驗所の研究を基礎として、大正五年創立、大豆油硬化法により、特に日本に於ける滿洲の牛脂輸入を防遏する目的を以て設立された。生産能力は工業用硬化油七千越、食用硬化油千越、サラダ油三千越等である。製品は日滿商事で取扱つてゐるが、昭和十三年末日本油脂株式會社の傘下に入った。

逕してゐる。次いで昭和九年奉天に日滿染料會社の設立を見、滿洲ペイント界の需要に應じたが、同十一年九月日本ペイントに合併同社滿洲工場として經營するやうになつた。年産二百萬圓に達する。

滿洲火柴公賣承辦處と改稱し、東北火柴維持會も滿洲火柴同業聯合會と變更、漸次販賣高も増加して來た。一方瑞興燐寸はその後日滿勢力に壓迫されて漸次退却、滿洲燐寸界より手を引き、かくて滿洲は漸くその自給自足期に入つた。

滿洲燐寸工業現勢

工場名	所在地	生産能力(一箇年小計)	備註
瑞興火柴公司	チ、ハル	20,000	燐寸
振興火柴公司	呼、蘭	10,000	燐寸
明通火柴公司	阿、什、河	10,000	燐寸
長恒火柴公司	通、化	10,000	燐寸
吉林燐寸株式會社	吉、林	10,000	燐寸
金華火柴公司	吉、林	10,000	燐寸
集志火柴公司	吉、林	10,000	燐寸
泰豐火柴公司	吉、林	10,000	燐寸
日清燐寸株式會社	新、京	10,000	燐寸
長春洋火公司	同、同	10,000	燐寸
寶山燐寸工場	同、同	10,000	燐寸
惠臨火柴公司	同、同	10,000	燐寸
丹陽火柴公司	同、同	10,000	燐寸
三興火柴公司	同、同	10,000	燐寸
聯興火柴公司	同、同	10,000	燐寸
關東火柴公司	同、同	10,000	燐寸
大連燐寸株式會社	同、同	10,000	燐寸
十七工場能力合計		200,000	

工業—金屬工業

金屬工業(重工業)

支那事業を轉機として強調されるに至つた日滿經濟プロツクの強化特に滿洲國に於ける重工業の生産力擴充を其調とする増産計畫の進捗は從來の相貌を一變、飛躍的施設の擴充と事業の活況を見るに至つた。日滿財界の二、三事件と稱される日産の滿洲移轉即ち滿洲重工業開發會社の設立は滿洲に於ける金屬工業の將來を完全に計畫づけると同時に日滿兩國を一體とする製鋼五箇年計畫千二百萬越の増産計畫は鐵礦資源の豊富なる滿洲國の立場をます、重要ならしめた。

滿洲重工業開發會社 滿洲に於ける重工業事業の原動力としてこれが急速なる進捗の國策的使命を帯び日産資本を母體として、康徳四年十二月二十七日資本金四億五千萬圓(拂込三億九千六百七十五萬圓)を以て新京に設立された。

鐵鋼業、輕金屬工業、自動車製造、航空機製造、石炭礦業を主要事業としその他金鉛、亜鉛、銅その他資源の開發を行ふ。而してその傘下の子會社には昭和製鋼所を始め滿洲炭礦、滿洲探金、同和自動車、滿洲輕金屬、滿洲鉛鐵、滿洲航空機、滿洲鐵山

並に東邊道開發會社を擁し、康徳五年九月全額拂込を了した。政府、民間持株各四百五十萬株、民間拂込に對しては向ふ八箇年同一割相當を政府で保證することになつてゐる。康徳六年五月株主總會を開催總益金三千二十七萬圓の處分をなす。中心事業を滿鐵より譲渡され幹部は日産、滿鐵等より成り總裁鮎川義介氏。

昭和製鋼所 大正六年滿鐵の鉄線年産百萬越を目標に鞍山製鐵所の建設に着手したが、歐州大戦のため計畫發行中止のやむなきに至り、貧鐵處理法の研究に没頭してゐるが、大正十年鞍山式磁化還元焙燒法を完成、十五年製業を開始、昭和八年株式會社昭和製鋼所の設立により鞍山製鐵所は買収合併され、昭和十年より聯業の鉄鋼一貫作業を實現し、昭和十二年末全額拂込となり、滿業の設立と同時に滿鐵より譲渡された。

同十三年五月日滿製鋼事業一元化に伴ふ増産計畫に基き事業の擴大強化を計ることになり決定八月倍増計畫を斷行、昭和十七年三月までに第六次増産計畫を完成する豫定であるが、所収資金は五億圓といはれてゐる。

現在の生産能力鉄線七十五萬越、鋼塊五十八萬越、鋼材五十八萬越、第五次増産計畫完成後の昭和十五年三月には鉄線百九十九萬越、鋼塊百八萬越、鋼材五十八萬越、昭和十七年三月第六次増産計畫終了後は鉄線四百

工業—金屬工業

高純、鋼塊三百五十萬圓、鋼材二百萬圓となる予定である。取締役社長船橋川義介、社長小日山直也。

本満洲鐵道公司 明治四十三年五月(日清合辦)資本金二百萬圓で設立されて以来約三十年の歴史を有してゐる。昭和十年九月滿洲國政府と大倉喜七郎男との合辦經營に改組され、資本金一千萬圓(全額拂込)鐵道十五萬圓(中約五萬圓低價鐵)増産計畫完成後は鐵道五十五萬圓、鋼塊五十萬圓の生産能力を有することとなる。滿洲創立後滿洲との間に譲渡問題が起り、大倉側固執の爲行悩んでゐたが、遂に其傘下に投ずるに至り、康徳六年六月九千九萬圓を増資し現在には拂込資本金一億圓である。現在持株大倉四十%、滿洲四十%、滿洲國二十%にして會長船橋川義介氏、理事長大崎新吉氏。

滿洲の鐵道供給状況 康徳五年度の鋼材需要約百萬圓この内國內生産約四十萬圓、海外並に内地よりの輸入約六十萬圓なるも對外的には爲替管理強化に上り一部分より輸入を見ず内地よりの輸入は殆んど杜絶の状態である。従つて不急事業に對する配合は行はれず、専ら産業五箇年計畫遂行を期して國防建設事業方面に配給されてゐるが配給統制は日滿商事が行ひ同商事では昭和十二年九月から國內に於ける船の圓滑を期して消費統制を行ひつゝある。なほ同商

事の輸入する鋼材は十二年八月より輸入税を免除されてゐる。

昭和製鋼所を轉る鐵道工業ブロック

山鋼材會社 昭和九年鐵道會社日本レール會社等の出資で鞍山に設立、輕軌條、一般中製鋼材の製造を主とし原料處理能力六萬圓、工場の大擴張も實現した。資本金五百萬圓、拂込三百萬圓、製品の販賣を日本鋼管が行つてゐるが鋼材配給統制で滿洲内は日滿商事の手に販賣を委ねてゐる。

滿洲住友金屬工業會社 昭和九年九月鞍山に設立、鋼管、瓦斯管を主製品とし、資本金一千萬圓、拂込全額約昭和十三年奉天鐵道に鋼材工場を新設同年九月下旬以來生産を開始したが、これに關聯し鞍山工場を鋼管製造所、奉天工場を製鋼所と呼稱することとなつた。

日滿鐵道工業會社 昭和九年四月奉天に東洋鋼材、相生合名の資本で設立、工場を奉天鐵道に設けて鐵道用鋼材を主製品とするが、十三年初め鋼材配給統制下に入れられたる製品の販賣は日滿商事が行つてゐる。資本金二百萬圓、拂込百五十萬圓。

滿洲鐵道和紅鐵公司 昭和十二年五月鐵道會社の出資で新設に設立、工場を鞍山奉天に新設し鞍山では洋釘、鋼釘、鋼線、鋼線用鋼材等を製造、奉天では主として鋼管を材料とした鋼管の他を製造してゐる。資本金二百萬圓、全額拂込。

滿洲電氣公司 古河、住友、鐵道等内地主要電氣會社の出資で昭和十二年三月奉天に設立、各種電線、電線、金屬線及その材料、附屬品の製造を旨とするもので十三年四月營業を開始し資本金一千萬圓、拂込六百二十五萬圓。

滿洲久保田鐵道會社 昭和十年十二月大連に設立工場を鞍山に設け昭和製鋼より鐵道、層鋼の供給を受けて直營、製形管を製造する。資本金五百萬圓二百七十五萬圓拂込、久保田鐵工所、大連鐵機、廣田川精練所の出資である。

滿洲製鋼所 神戶製鋼所の直営會社として資本金五百萬圓(全額拂込)で昭和十年十月鞍山に創立同年十一月九月營業を開始し鋼管、鋼線、特殊鋼、鐵道用品、生産能力十四萬圓。

日滿製鋼會社 昭和十年六月資本金五百萬圓で創立同年四月營業を開始し瓦斯管並厚鋼電線管を製造し生産能力三萬圓。

滿洲製鋼會社 昭和八年五月資本金百萬圓(七十五萬圓拂込)を以て創立昭和九年四月營業開始平浪板、鋼釘、鋼線、鋼線、丸釘、鋼釘鋼線板の製造を行ひ現在の生産能力四萬三千圓(外に鐵釘五千圓)で更に第三期増産計畫をすすめてゐる。

東邊通商株式會社 東邊道に於ける鐵鑛石、石炭の採掘販賣並に純鐵及びその製品の製造販賣を行ふべく昭和十三年九月資本金三千萬圓(二千六百四十萬圓拂込)を以て新設に設立されたる滿洲の子會社である。大隈子、蔭江鐵鑛石等を中心とする鐵鑛石、鐵の開發並に製鐵事業を進めてゐる會長船橋川義介氏、常務理事村橋次氏。

金、銀、銅、亜鉛等の資源開發並に精鍊計畫をすすめて附近鳳城縣青城市を中心し約六百萬圓の含銀鉛亜鉛鑛區を發見、採掘に着手すると同時にこれが事業計畫をすすめてゐる。會長船橋川義介氏、社長島田初吉氏。

滿洲輕金屬製造會社 霧土頁岩を原料としアルミニウム及アルミナを製造せんとするもので昭和八年滿鐵が撫順に臨時試驗工場を設置研究をすすめてゐるが、同試驗を基礎として昭和十一年十一月資本金二千五百萬圓(六百二十五萬圓拂込)を以て設立されたもので現在三千萬圓生産を目標として製業中で滿洲の成立と同時に滿鐵より譲渡されたものである。現在資本金五千萬圓(四千三百七十五萬圓拂込)で、會長船橋川義介氏、理事長根橋頼二氏。

南滿製鋼會社 大正七年四月資本金三百萬圓を以て大石橋に創立現在資本金一千萬圓二百九十五萬圓拂込でマグネサイト及マグネシウム、クリンカーを生産する。滿洲のマグネサイトは極めて良質で殆んど世界的とされ歐米への販路大いに開けつゝある現在滿鐵よりの株式譲渡に關し滿洲と南滿製鋼自體の間に紛糾を生じ解決困難な事態を惹起し行悩んでゐるが近く解決滿洲の傘下に入る事となる豫定。

滿洲マクネシウム工業會社 滿洲の子會社として康徳五年七月資本金一千萬圓(半額拂込)で新設に創立霧土頁岩を原料として金屬マグネシウムを製造する。年産一千萬圓の豫定で營口工場を建設中である。

滿洲電氣化學工業會社 滿洲國政府では康徳五年十月滿洲電氣化學工業株式會社法を公布し資本金三千萬圓(七百五十萬圓拂込)内滿洲國二千萬圓、電業一千萬圓で新設に設立、康徳八年下期に竣工する第二松花江水力發電所の餘剩電力を利用し、石灰、石膏、鹽等の原料を以てカーバイト系電氣化學工業の綜合開發に當りカーバイト製造事業を直營するほか、カーバイトを原料として人造ゴム、石灰質素、合成醋酸、アセトン、過鹽素酸、アンモニウム等電氣化學工業品を製造する事業に對して投資を行ひ各事業相互間に有機的連繫ある企業組織を構成するものである。

機械器具工業 滿洲産業開發五箇年計畫遂行上の基礎産業ともいふべき生産用具の製造を擔ふ機械器具工業は金屬工業と共に急速な發展を見つゝある。その主なものを見れば次の如くである。

滿洲製鋼株式會社 康徳四年十月資本金八百萬圓(全額拂込)で新設に設立せられ、一年約六千圓の鋼管並に五千圓の鉛鋼管を精鍊する計畫である。

滿洲鐵山會社 滿洲の子會社として昭和十三年二月資本金五千萬圓(拂込四千三百七十五萬圓)を以て新設に設立され、滿鐵日本製鋼のスタッフを擁し鐵、石炭を除く、

工業—機械器具工業

二五二